

令和 2 年

七ヶ浜町議会会議録

6月会議      6月3日 開会  
                 6月4日 閉会

七ヶ浜町議会

令和 2 年 6 月 3 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会 6 月会議会議録

（第 1 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録第1号

令和2年6月3日（水曜日）

出席議員（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 佐藤直美君 | 2番  | 小林倫明君 |
| 3番  | 仁田秀和君 | 4番  | 木村稔君  |
| 5番  | 熊谷明美君 | 6番  | 佐藤壮一君 |
| 7番  | 安倍敏彦君 | 8番  | 遠藤喜二君 |
| 9番  | 渡邊淳君  | 10番 | 遠藤久和君 |
| 11番 | 佐藤梶信君 | 12番 | 歌川渡君  |
| 13番 | 佐藤衛君  | 14番 | 岡崎正憲君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|         |        |
|---------|--------|
| 町長      | 寺澤薫君   |
| 副町長     | 平山良一君  |
| 総務課長    | 高橋勉君   |
| 政策課長    | 荻野繁樹君  |
| 復興推進課長  | 小野賢一君  |
| 財政課長    | 安達正彦君  |
| 税務課長    | 小野勝洋君  |
| 防災対策室長  | 石井直紀君  |
| 産業課長    | 小玉寿君   |
| 建設課長    | 鈴木英明君  |
| 水道事業所長  | 小野誠司君  |
| 国際村事務局長 | 後藤謙一君  |
| 子ども未来課長 | 渡辺とき子君 |

|        |       |
|--------|-------|
| 健康福祉課長 | 渡辺文昭君 |
| 長寿社会課長 | 遠藤裕一君 |
| 会計管理者  | 斎藤重俊君 |
| 教育長    | 武田光彦君 |
| 教育総務課長 | 佐藤浩明君 |
| 生涯学習課長 | 鈴木雅浩君 |

---

事務局職員出席者

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 庄子克也君 |
| 同書記    | 米本哲也君 |

---

議事日程 第1号

令和2年6月3日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第28号 七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第29号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第30号 七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第31号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第32号 工事請負契約の締結について「令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事」
- 日程第 9 議案第33号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第34号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第35号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第6号 令和元年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 1 3 報告第 7 号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 1 4 報告第 8 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 1 5 報告第 9 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日6月3日は、休会の日ですが、議事の都合により令和2年七ヶ浜町議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において13番佐藤 衛議員、1番佐藤直美議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和2年七ヶ浜町議会定例会6月会議の日程は、本日から明日4日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、6月会議の日程は、本日から明日6月4日までの2日間と決しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、議長より諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、5月19日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会、また6月1日、宮城県町村議会議長会臨時総会が開催され、私が出席をしてきております。

次に、5月25日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますのでお目通し願います。

また、本定例会に説明のため出席している職員は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、令和2年七ヶ浜町議会定例会6月会議の開会に当たり、令和2年定例会3月会議以後における行政報告を申し上げます。

初めに、東日本大震災で犠牲となられた方への追悼について報告をいたします。

東日本大震災以降、町では毎年3月11日に、七ヶ浜国際村を会場に、追悼式を開催してまいりましたが、震災から9年となる今年は新型コロナウイルス感染症の影響から式典の中止や規模縮小の動きが国や県、多くの被災地市町においてあり、本町においても式典を取りやめとし、犠牲者を追悼する献花のみの実施といたしました。

当日は午後2時から4時まで献花の受付を行い、国際村ホールに設けた献花台に御遺族、御家族、関係者など263名が花を手向け、震災で犠牲となられた方々の冥福をお祈りいたしました。

3月22日、七ヶ浜町消防団第7分団消防自動車置き場兼待機所の引渡式が行われました。

要害、御林地区を管轄する第7分団の旧消防自動車置き場兼待機所は、建築から28年がたち、東日本大震災時に津波で浸水した影響もあってか、建物や設備の老朽化が目立つようになり、昨年7月より、旧要害公民分館跡地に建築が進められていたものです。

引渡式には、町消防団の氏家団長や地元要害地区、御林地区の区長など関係者が出席し完成を祝いました。

3月31日、菖蒲田浜眺望崎において、東日本大震災メモリアルモニュメント「虹のむこう」が完成し、一般に公開されました。

「穏やかな日常と、希望の光がいつまでもこの地を照らすように」とのストーリーが描かれたモニュメントには地域の再生と人々の心の復興を思い、七ヶ浜町が活気にあふれるものになってほしいとの願いが込められています。

また、敷地内には七ヶ浜ロータリークラブからの寄贈により、大東館と菖蒲田海水浴場の歴史を紹介する案内板が設置され、この地が由緒ある場所であることを今に伝えています。

4月10日、宮城三菱自動車販売株式会社との災害時等における電動車両及び給電装置の貸与

に関する協定締結式が行われました。

この協定は、災害時などで大規模停電が発生した場合、宮城三菱自動車販売株式会社より、電動車両及び給電装置の貸与を受け、非常用電源として活用するというもので、締結式終了後には、電動自動車から家電へ給電するデモンストレーションが行われました。

次に、復興事業に係る人的支援について報告をいたします。

本年4月より愛知県あま市より、1名、神奈川県より2名、宮城県より2名の職員と復興支援員としてセガサミーホールディングス株式会社より社員2名の派遣を受け入れております。

復興創生期間の最終年度となる本年は、7名の力をお借りし、復興の総仕上げに向け職員一丸となり取り組んでまいります。

また、4月1日より本町からも昨年の台風19号で被害を受けた丸森町の災害復旧業務支援のため、再任用の技師1名を派遣しております。派遣期間は令和3年3月31日までの1年間で、これまで培った技師としての経験を生かし、丸森町の復旧・復興に力を発揮してくれることを願っているところでございます。

続きまして、復興まちづくり事業関連の進捗について報告をいたします。

防災集団移転促進事業における5地区の高台住宅団地での再建状況につきましては、整備数194区画中、192戸が移転を完了し、残り2区画のうち、1区画では現在住宅を建築中でございます。

災害公営住宅につきましては、整備戸数212戸に対し、入居戸数は202戸となっており、残り10戸については、引き続き空き住戸の解消に努めてまいります。

被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、本年5月末時点で全ての工事が完了したことから花渚浜地区は6月中旬に、代ヶ崎浜B地区は10月に換地処分を行い、その後清算業務を進めることといたしております。

復興事業の最後となります長須賀多目的広場整備事業につきましては、5月末時点での事業進捗率は12%となっており、今年度中の完了を目指し工事を進めております。

最後に新型コロナウイルス感染症への対応について報告をいたします。

これまでの対応につきましては、5月15日開会の七ヶ浜町議会定例会5月会議において御報告申し上げましたが、その後の対応等について報告をいたします。

国では、5月14日に宮城県を含む39県、5月21日には関西2府1県、また、5月25日には北海道と首都圏の1都3県の緊急事態宣言を解除し、4月7日から出されていた緊急事態宣言を全面的に解除いたしました。

このことから、3月より臨時休業しておりました町内小中学校につきましては、6月1日に始業式、6月2日に入学式を行い、新年度の授業を開始しております。また、休館しておりました町内公共施設につきましても、6月1日から順次開館し利用を再開しております。

5月18日から受付を開始いたしました特別定額給付金につきましては、5月23日までの6日間で対象世帯の83%、5,598世帯の申請があり、5月28日に第1回目の振込を行ったところでございます。

5月24日以降も順次申請を受け付けており、毎週木曜日に振込みを実施してまいります。

また、宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、5月18日から申請受付を開始しており、第1回目の振込を6月12日に行う予定でございます。

6月1日現在、25件の事業者から申請があり、6月8日からは水道庁舎に受付と相談窓口を設け対応する予定でございます。

緊急事態宣言が全面的に解除され、国内では社会経済活動を再開する動きがある一方、新型コロナウイルスへの警戒は、これからも続けていかなければなりません。

町といたしましては、段階的に行事等を再開させながら、マスクの着用、3つの密の回避、ソーシャルディスタンスの確保など感染防止対策も疎かにせず、新しい生活様式の定着を見据え、住民に一日も早く日常が戻るよう取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

---

#### 提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。それでは、令和2年定例会6月会議に提案いたしました議案の説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案等につきましては、議案第28号から第35号までの8件であり、条例の一部改正、工事請負契約の締結、一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、そして介護保険特別会計補正予算の議案であります。また、報告が4件ございます。

詳細につきましては、議案審議の際に後ほど担当課長から御説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第28号七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康

保険において新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金を支給するために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金支給に係る申請受付を行うために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援を拡充する独自施策として、現在設けている所得上限を撤廃するものであります。

次に、議案第31号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

次の議案第33号は、令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算であります。補正の額は1億6,056万3,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ94億6,463万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、子ども医療費助成事業の拡充、コミュニティ助成事業、東北観光復興対策事業、町内街路灯などの修繕工事等であります。

主な財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、東北観光復興対策交付金、震災復興特別交付税、繰越金等を充当しております。

議案第34号は国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正の額は25万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ22億3,725万円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金の補正でございます。

議案第35号は介護保険特別会計補正予算であります。保険事業勘定における補正の額は1,500万9,000円を追加し、補正後の総額は歳入歳出それぞれ17億3,900万9,000円とするものであります。

補正の内容としましては、介護保険制度改正に伴う低所得者の保険料軽減による保険料予算

の組替えと一般管理費人件費が主なものであります。

次の報告第6号は令和元年度七ヶ浜町一般会計補正予算で議決いただきました繰越明許費の繰越計算書に関する報告であります。

報告第7号は令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算で議決いただきました繰越明許費の繰越計算書に関する報告であります。

報告第8号は、令和元年度までに支出負担行為が完了し、避けがたい事故のため、令和元年度中に支出が終わらなかった事業の事故繰越し繰越計算書に関する報告であります。

報告第9号は、水道事業会計予算繰越計算書の報告であります。

令和元年度建設改良事業のうち、東宮浜吉子地区老朽管更新工事について、工事の工程変更のため工期延長となり、令和2年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案等の概要等について御説明を申し上げましたが、慎重に御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、5番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔5番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。ただいま議長より許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

あらゆる支援策で新型コロナウイルス対策をについて質問をさせていただきます。

まずは、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、心から御冥福をお祈り申し上げます。とともに、感染された患者の皆様、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、過酷な医療現場で感染症と闘っていただきました医療従事者の皆様、私たちにとって必要不可欠な社会インフラ等を支えていただいた皆様、流通、食料供給等に携わっていただいている皆様、全ての皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

公明党は、このたびの新型コロナウイルス感染症対策について、4月14日と4月27日の二度

にわたり要望書を提出させていただきました。新型コロナウイルス感染防止への取組は有効な治療法やワクチンが確立するまで続くことが予想されます。治療薬については、抗インフルエンザ薬アビガンやエボラ出血熱の治療薬候補のレムデシビル、抗寄生虫薬のイベルメクチンなど、数種類の薬の効果が期待され、実用化に向けて取組が進められておりますが、しかし、副作用が心配されております。ワクチンの開発、製造においても一般的に投与できるまで早くても3年を要するとの声も聞かれます。宮城県は最後の感染者発表から1か月以上感染者が出ていないというものの私たちは感染症対策が長期にわたることを覚悟しなければなりません。今現在、新型コロナウイルス感染症によって経済的に、そして精神的に慣れない生活様式等によって大変御苦労されている全町民の皆様に対して、あらゆる支援策を提案し、丁寧に対応すべきと考え、以下の6点を伺います。

1点目、特別定額給付金は長寿社会課が担当となっておりますが、新型コロナウイルス対策関連の情報提供や国や地方自治体のあらゆる施策、例えば子育て世帯への臨時特別給付金、住居確保給付金、持続化給付金、地方創生臨時交付金に係る町独自の支援策等々、様々な給付金や助成金、支援金、無利子、無担保の融資制度などの相談や手続等の問合せに対し、ワンストップで対応できる専用窓口や、専用ダイヤルを設置する考えはないか伺います。

2点目、特別定額給付金は5月27日から配付となっております。配付の進捗状況と申請漏れや、視覚等の障害がある方、またDV等で手続を慎重に進めなくてはならない人たちへの対応状況と詐欺防止への対応策を伺います。

3点目、学校再開に当たり、文科省は3密の条件が同時に重なる場を徹底的に回避すると示しております。これに対し、小中学校ではどのような対応策を行っているのか伺います。

4点目、今後ウイルス感染症等により、小中学校が二度、三度と休業になる可能性は十分に考えられます。学校が休業になることで学習の遅れを回避するために、オンライン授業等の方策は検討しているのか伺います。

5点目、不要不急の自粛生活の長期化で、子供たちのストレスから来る心のケアは考えているのか、また、全国的に幼児や児童への虐待が増えていると聞きますが、専門家や専門機関、例えば児童相談所等との連携や、対応の策は考えているのか伺います。

6点目、昨今各地で頻りに地震が発生しております。新型コロナウイルス感染症は、まだ終息しておらず、第2波、第3波が訪れると心配されております。現に北九州市などは、第2波が発生している状況でございます。これから梅雨の時期を迎え、秋から冬に向かっても気候変動による台風や豪雨などの自然災害が発生することも考えられます。感染症対策を推進してい

るときに、大地震や台風、豪雨など避難を必要とする自然災害が発生した場合のクラスター対策として、指定避難所以外の避難場所や避難方法を考えているのか伺います。

また、感染症と災害が同時に発生した場合の避難所の開設や避難方法等をマニュアル化し、自主防災会や町民に周知する考えはないか伺います。

以上、町長の答弁を伺います。

○議長（岡崎正憲君） あらゆる支援策で新型コロナウイルス対策をについて、1点目、2点目、5点目、6点目の回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、5番熊谷議員の御質問、あらゆる支援策で新型コロナウイルス対策をについて、お答えをいたしますが、私からは1点目、2点目、5点目、6点目についてお答えをさせていただきます。3点目と4点目の御質問については、教育長よりお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、相談や手続方法の問い合わせにワンストップで対応できる専用窓口や専用ダイヤルを設置する考えについてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、地方創生臨時交付金をはじめ、支援策が多岐にわたり町内の事業者や町民の皆様にはどの課に行けばいいのか、どのように手続をしたらいいのか戸惑われている方もいらっしゃると思います。このことを踏まえまして、町といたしましても専用窓口の設置や、専用ダイヤルについて検討をいたしました。ワンストップで対応できる窓口につきましては、特別定額給付金申請におきまして、専用窓口を水道庁舎内に開設をいたしました。事業継続地域支援金についても専用窓口を同様に開設する予定でございます。今後とも対象者数や内容に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、専用ダイヤルにつきましても、担当窓口が不明な場合には、代表電話でかけていただければ、総務課より担当窓口へ迅速におつなぎする体制を整えております。

次に、2点目の御質問、特別定額給付金の配付状況と申請漏れや視覚障害者、DV被害などの配慮が必要な方への対応、詐欺防止の対応状況についてお答えいたします。

特別定額給付金は、先ほども行政報告で副町長からもお話をいたしました。5月14日に対象となる6,729世帯に対し通知を行い、5月18日より受付を開始いたしました。第1回振込日の5月28日では5,598世帯に対し振込を行いました。第2回振込日の6月4日では、541世帯の振込を予定しております。累計として6,139世帯で現在定額給付金が振り込まれた方は町内の

方で91%となり、6月4日に541件、あとは振り込まれる予定となっております。

また、昨日6月2日現在では累計6,369世帯の申請がありますので、町民の皆さんがこの部分も含めると94%の方が申請しているということになります。

また、申請漏れや視覚障害者への対応につきましては、現時点では通常の申請受付を行っている段階であり、未申請者の状況を今後把握しながら、未申請者に対する個別通知などにより、早期申請を促してまいりたいと考えているところでございます。

DV被害などの配慮が必要な方への対応につきましては、申請書の発送前に、申出がありました分につきましては、既に対応済みでございます。

御意見のとおり、慎重に進めなければならない案件であり、関係課との調整の上、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

詐欺防止に関しましては、各世帯への個別通知分の裏に注意喚起の内容を印刷いたしました。今後も町広報誌や、町ウェブサイト、ホームページなどを通じ注意喚起を促してまいりたいと考えているところでございます。

次に、質問の5点目、不要不急の自粛生活の長期化で、子供たちのストレスに対する心のケア及び幼児や児童への虐待への対応策についてお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う自粛生活が続く中、町民の皆様のご生活環境は大きく変化しており、ストレスによる心身の健康状態が心配されるところでございます。子供たちの状況につきましては、4月に新設された子ども未来課において、宮城県から派遣されている児童福祉の専門職員と保健師が中心となって、学校や保育所、認定こども園などの関係機関と情報の共有に努めており、気になる子供の把握や、支援が必要な場合は、心のケアを含め、必要な支援をいち早く行える体制を整えているところであります。

また、従来子供の健康状態を把握する機会である乳幼児健診も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の健診を延期や中止としている中で、対象乳幼児の保護者に対して保健師が電話による個別確認を行い、心のケアを含めた対応に当たっているほか、随時健康に関する個別相談に応じているところでございます。

次に、児童虐待につきましては、学校の休校や、幼稚園、保育所など施設の利用自粛により、子供を見守る機会が減ってしまうことから、町が中心となり、関係機関への児童の見守り強化を依頼しているところでもございます。

また、特に見守りが必要な児童に関しては、町内小中学校等による確認を週1回以上とし、見守り強化をするよう依頼しています。さらに気になる様子が見られる場合には、定例報告期

限を待たず、早い段階で報告する協力体制を整えているところでございます。

このほか、児童相談所、保健所、病院、警察など、関係機関とも連携しながら支援対象児童の定期的な状況把握に努めているところでもございます。引き続き関係機関と情報共有を図りながら、万が一の緊急支援への対応にも備えてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、6点目の御質問、昨今各地で頻繁に地震が発生している。新型コロナウイルス感染症は終息しておらず、第2波、第3波が訪れるとされている。感染症対策を推進しているときに、地震や台風、豪雨など自然災害が発生した場合のクラスター対策として指定避難所以外の避難場所や避難方法を考えているのか。また、感染症と災害が同時に発生したときの避難の在り方等をマニュアル化し、自主防災会や住民に周知徹底の考えはないか伺うについてお答えさせていただきます。

御質問のとおり、近年、全国各地で大規模災害が発生しております。本年4月21日に内閣府の有識者会議において、日本千島海溝地震によるマグニチュード9クラスの巨大地震が切迫した状況にあると公表されております。このような東日本大震災クラスの地震が想定される災害時での避難所の運営について、平成26年4月に策定した七ヶ浜町避難所運営マニュアルがございしますが、今般新型コロナウイルス感染症も含めての対応となると、避難所における対応については見直すこととなります。特に感染症については、3つの密を徹底的に避けることや相手との距離を保つなど、ソーシャルディスタンスといった感染防止の対応を図らなければなりません。御質問のクラスター対策として指定避難所以外の避難場所や避難方法を考えているのかでございますが、避難所での利用に係る初動としましては、初めに検温を行い、発熱のある方は別途指定する避難所への誘導や症状によっては病院への搬送対応など、水際での感染拡大の防止を行う方向で考えているところでございます。

また、避難所の対応については、政府からの通知において、留意事項が9項目示されており、分散避難が示されております。内容は、可能な限り多くの避難所の開設や、状況によっては親戚や知人の家等への避難の検討などされているところでございます。多くの避難所開設に関しては、ホテルや旅館等の活用も検討することになっておりますが、本町の現状を考えますと、確保に当たっては数も少なく厳しいと思います。ですから、今後避難場所につきましては、場所、面積、長期化への対応など、さらに検討を加えてまいりたいと思います。

また、高齢者、乳幼児、妊産婦等におきましては、空間を保つようにし、間仕切りを設置するなどして、飛沫感染の防止を図るといった対応も考えております。やはり基本動作としては、

マスクの着用や手洗い、消毒の徹底を図ることが大切でありますので、さらに周知徹底してまいりたいと思います。

なお、七ヶ浜町避難所運営マニュアルの見直しに当たっては、これまでは平成27年3月に策定した七ヶ浜町新型インフルエンザ等対策行動計画を感染症対応への対策として準用する形で対応しておりましたが、今後関係機関と協議し、町内の各団体の意見を伺うなどして、感染症対策に係るマニュアルを別途作成したいと考えております。

また、住民の周知につきましては、作成後にどのような周知方法がよいのか、町広報誌、ホームページをはじめ、各地区自主防災会役員等への説明会の開催なども含めて今後検討してまいります。

3、4の質問については、教育長より回答させていただきますので、私からの回答はここまですべてさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、3点目、4点目の回答を求めます。

武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） 熊谷議員の1問目の3点目、学校再開に当たり文科省が示した3密の条件が同時に重なる場を徹底的に回避するということについての対応策を伺うについてお答えいたします。

3密対策、いわゆる密閉、密集、密接を回避するための対策ですが、それぞれの学校が各学校の実態に合わせて、児童生徒の動線や先生方の位置づけ、教室の配置等について対策を取っております。

まず、初めに密閉対策ですが、各学校の共通した対策としては、授業中は2方向の窓や扉を開けておく、休み時間ごとに広く窓を開けて換気する、体育館での活動中も窓や扉を開けておく、廊下についても常時換気するなどの対策を行っております。

その他、亦楽小学校では、必要に応じ1クラス30人以上になる1年生と3年生の教室については扇風機や送風機をさらに使い、換気を強化することも考えております。また、1クラス40人の5年生については、広い音楽室を教室として使用することも考えております。

七ヶ浜中学校では、同じ1クラス40人の2年生を多目的ホールと図書スペースの2か所に分散し、仮の教室を設けて対応することも考えております。

次に、密集対策ですが、各学校の共通した対策としては、可能な限り机と机の間隔を空ける、トイレや手洗いの場では間隔を空けて並ぶように床に目印などになるものを貼る、給食を食べ

る際は、食べるときだけマスクを外し、話をしないで食べるなどの対策を行っております。

その他、亦楽小学校では、集会等を行う場合は、当面の間、体育館ではなく放送で対応することを考えております。

また、向洋中学校ではクラスによって使用するトイレを割り振る対策も考えているところがあります。

さらに松ヶ浜小学校では、校庭利用について全校を2つのグループに分けて利用しております。

次に、密接対策ですが、多くの面で密集対策とも重複するところがありますが、その他至近距離での話合いや運動など接触の危険性が伴う活動については行わない、バスを使った遠足や校外学習は行わない、グループ学習は行わず講義形式で授業を当面の間行う、学活や保健体育の時間に感染症予防について指導する、校内各所に接触を避ける内容の掲示をする、掃除は衛生面を考え当面教職員が行うなどの対策を考えております。

さらに、汐見小学校では、トイレ利用の手順について対応を取り組んでおります。既に5月18日から臨時登校を実施し、6月からの学校再開に向け、感染症予防対策についても準備をしてきたところです。臨時登校を実施中は、3密のあらゆる対応について児童生徒たちと教職員が一緒になって実地訓練を重ねてまいりました。今後も児童生徒の安全を第一に対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、4点目、今後ウイルス感染症等により学校が休業になることで、学習の遅れを回避するためのオンライン授業等の方策は検討しているのかを伺うについてお答えいたします。

このたびの新型コロナウイルスの関係で、学校が休業になり、その対応策としてテレビや新聞等でも紹介されているオンライン授業等については、町教育委員会としても承知しているところであります。現在、タブレット端末の各小学校への配備台数は、児童用が10台、教師用が15台で、各中学校への配備台数は生徒用が16台、教師用が21台と22台で、合計150台となっております。5月1日現在の小中学校の児童生徒数と教職員の人数が約1,500人と考えると約10%の充足率という状況になっております。このような中、教職員方については、主に黒板に書いて説明するところをタブレットで使える教材の画面をテレビに映してそれで説明するといった活用などを行っているようです。児童生徒においては、台数が少ないこともあり、利用人数が制限されていることから、主にグループ学習等で活用しているとのことであります。現段階においては、そのような状況であることから、学校側においてオンライン授業等にも十分対応できる環境ではなく、今年度より学校のネットワーク環境の整備を図っていく予定ですが、

児童生徒が自宅でのオンライン授業等を行うためには、各家庭の学習可能なインターネット環境であるか否かも影響してきますので、そのような調査も今後行う必要があるということや、オンライン授業等を行う上での様々な問題点について、ハード、ソフト両面から把握し、調査し、費用対効果も含め、総合的に検討した上で段階的に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

そもそも学習とは、子供と先生、あるいは子供同士が1つの課題に向き合って、いろいろ話し合いながら、そして課題を深め合いながら答えを導き出していくというのが学びの本来の姿であり、学習の本来の姿だと考えております。それに対して、オンライン授業は、学習の本来の姿ではないものの、災害等の一定の条件下で簡便な内容には一定の効果はあるというふうに考えていますが、現段階では、先ほど回答しましたように、十分なオンラインの環境ではありません。今後は国が推奨しているICTを活用した教育環境を推進する研究を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、休校に伴う学習の遅れについては、次に述べる4つの基本的な考え方を基に取り組みます。

1つ目は、学校教育施行規則に定める指導要領の標準時数内容を踏まえて柔軟に対応していく。2つ目は、学年が進級しても困らない単元や題材を精選し、その効果的な指導の仕方、指導の時期等を検討しながら取り組む。3つ目は、学校は文書はもちろんのこと、PTA総会や学級懇談会等において、その取組の説明責任を果たす。4つ目は、児童生徒や教職員の過重な負担にならないように計画を立案していく。この基本的な考えを基に、現在、遅れた単元や題材等をまずは各学校から年度ごと、学校ごと、教科ごと、各月ごとに精選仕分けをして、整理をすところまで完了しています。今後は、精選、仕分けし、整理された単元や題材等をどの時期に指導するのが効果的なのか、また、どんな期間に指導することが有効なのか、さらにどういう指導方法が適切か等々について各学年ごと、各教科ごとに検討を進めております。

このように児童生徒並びに保護者にとって不安がないように取り組んでおりますので、御理解のほどをよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） それでは、1問1答に移らせていただきます。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、1問ずつ質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。専用窓口、専用ダイヤルの件でございますが、町長もおっしゃったように、町民の方々がこのような状況は初めての出来事でございますので、自分が大変困

ってはいらんですけれども、どのような自分自身が支援の対象になるのか、それからまたどこに相談すればいいのか、また町の独自の支援策は自分に当てはまるものなのか、対象になるのかどうか、その辺を不安な思いで、どこに電話したらいいのかしらというような思いの方もいらっしゃると思います。実際に私のところにも何件か電話がありまして、このことで悩んでいるんだけれども、町のどこに電話したらいいんでしょうかというようなことで、御相談をいただいた部分もございます。

町の6月1日に配布されました広報誌の裏面に、何々課はどういうふうな給付金をやっているというようなことが載ってはおりますけれども、それを見た方、それからやはり高齢者の方は、何せやはり定額給付金を申請するだけでも大変な方が中にはいらっしゃるわけですが、高齢者の方とか。それからなかなか理解できない方もいらっしゃいます。そういう方々がやっぱり電話とか、そういうところでどうしたらいいのかしらって簡単にやはり質問をして、すぐに答えが返ってくるような、そういうシステムというのは大事でございますし、また、窓口を開設して、水道事業所などしていただいているということですが、今後、やはりいろいろな給付金とかも国から示されてくると思うんですね。そのたびにどことこの課なのかしら、また、県とか国のどこに電話したらいいのかしらということで、大変悩まれる方が今後も出てくると思いますけれども、そこに電話して、そこに行ったときにすぐにやっぱり丁寧に回答が返ってくるような、そういうシステムというのは今後必要ではないかなというふうに思いますけれども、給付金や支援金に固執するのではなくて、コロナウイルス対策に対しての専用の窓口、それから専用のダイヤル、そしてそこにはそのことに精通している職員の方をやはり配備すべきではないかなと思いますが、その辺を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） その件については、先ほども回答でさせていただきましたけれども、どういった在り方が、町民は戸惑わないんだろうかというふうなことで検討させていただきました。結局は、町役場に電話をくださいと。いろいろな専用電話並べても直通とかもありますけれども、逆に迷われますので、とにかく役場に電話をいただければ、総務課で受けて、そしてどういった御用件ですかということで、すぐつなげるようにということにしております。それで、今まで90%以上の方の申請があり、また問合せもいろいろありますけれども、その中でいろいろとトラブったというのは今のところはないんです。そしてまた、ただ、直接窓口に来られる方については、やっぱり場所が必要ですので、スペースを確保しなければならないので、どうしてもその窓口は開設しなければならないということで、できれば定額給付金なんかは郵

送でお願いしたいことなどをお願いしたんですが、町のこの役場の1階の窓口も狭いですから、そういったことでは配慮して、どういったことが考えられるかということで、例えば駐車場の整理係の職員が当たったり、誘導したりとか、表示を出したりとか、いろいろなことをさせていただいているところでございます。ただ、今のところではトラブルはございません。ただ、今後いろいろな事業の項目がありますので、そういったときにはどう対応したらいいのか、どういうふうになればいいのか、さらにその検討を加えてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私も相談者の方々からどこに電話したらいいのかしらというふうに言われたときに、町の代表の電話に電話して、どこに電話したらいいのかということ聞いたわけですけれども、何度も言いますように、今後、国の政策として支援のいろいろな形が出てくると思いますけれども、そういうふうなことがすぐに町民の方々にお示しできるような、窓口だったり、ダイヤルというのは必要ではないのかなというふうに思いますので、引き続き検討していただければなというふうに思っております。

続きまして、2点目に移りたいと思います。

特別定額給付金の現状についてはお示しをいたしまして、大分皆様進んでいるというふうに見受けられます。5月会議のときに、当局の説明では、単身世帯の高齢者とか、それから手続きが難しい視覚障害者、障害をお持ちの方々に対しては個別に後で対応するという答弁もいただいております。町長からもいただきました。やはり特に視覚障害者の方は、郵送で送られて来ても何が書いてあるのかわからないわけですね。あのくらい小さい字ですと、もう多分点にしが見えないという方もいらっしゃると思います。もっと大きな字で書いてあるとか、あと点字ですね。そういうもので通知を差し上げるとか、そういうふうにして丁寧にその人その人に何が必要なのかというのをやはり今後人数的には大分皆さん行き渡っておりますが、申請できないというのは何か理由があってできないと思うんですね。その方々全員が申請できていただけるような形を取っていただきたいと思っておりますけれども、そのような配慮をする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 御意見、御質問をいただいた件につきましては、おっしゃっておりでございますが、町としましては、対象者がある程度把握できておりますので、個別に確認をさせていただいております。おかげさまで御意見をいただいたような方々はほぼほぼ全員申請をいただいております。そういった方々は当然御自身で書けない場合もあるんですが、大体

の方は支援される方がいまして、そういう方の御協力のもとに申請をしていたようでございます。ただ、まだ申請漏れがあるかもしれませんので、その辺は未申請者のリストで把握をしていって、そういったことにならないように対応をしていきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ちょっと協力者の話が出ましたけれども、4月の27日付で総務省から給付事業実施要領が送付されてきていると思っております。まず、代理人、協力者の考え方といたしまして例えば親族とか、成年後見人等で代理人申請をしていただける方がいるかどうかというのがまず確認すべきであるというふうに書いてあると思っております。また、申請するときには、できたら自治体の職員が同席して、複数の方に関わっていただきながら詐欺やそれから親族とのトラブルがないように注意事項が徹底されていると思っておりますけれども、その辺は問題なく本町は行われているのかどうか伺いたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） おっしゃったとおり、いわゆる代理申請の話になると思うんですけれども、かなり限定的になっています。世帯構成員、家族の方の代理申請、あとはおっしゃられた成年後見人とかの場合については、いろいろなそういう関係性を示すものでやっております。そういった方が何件かおられましたけれども、全部問題なく、そういう関係性が明確になって申請をいただいておりますので、いわゆる代理申請に伴う詐欺的なものはないのではないのかなというふうに理解しております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、その詐欺についてでございますけれども、日本全体を見ますと、やはりこの特別定額給付金によって詐欺に遭われたとか、詐欺の電話があったとか、詐欺にかかりそうになったとか、いろいろな情報がございます。給付金や支援金の詐欺被害を防ぐため、特別定額給付金だけではなくて、いろいろな支援を受けられる方がいらっしやると思います。その中で、町広報誌やホームページだけではなくて、例えば詐欺防止の防災無線を使って、今こういうことがはやっているの、注意なさいとか、それから回覧板とか、それからポスターを貼り出すとか、そのような形で注意喚起をするべきではないかなと思っておりますが、その辺の考えを伺いたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 注意喚起については、先ほど町長の回答のとおり、申請書の裏にかなり大きめにさせていただきました。今後も広報誌、ウェブサイトでもやらせていただきました。

いと思います。いわゆる詐欺に遭われる可能性のある方ということでは、できるだけ申請を早めにしていただくという方向で動きたいと思います。ただ、加えて継続的に未申請者、そういった詐欺に遭わないような注意喚起を並行してやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今のお話ですと、特別定額給付金の郵送に関してはそのように詐欺防止等の書類を私ども見させていただきました。今後、そういうふうに支援金とか、協力金とかをお支払いする時点で、町の支援策の中でもそういうことがあると思いますけれども、そのたびに詐欺防止のそのような書類というか、そういうチラシみたいなものを入れていくのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 来週から支援金のほうの申請窓口のほうを開設ということで考えておりますけれども、申請の際に、免許証とこういった個人が特定できるもの、あと申告書等とか、そういった写しとか全部つけさせる予定ですので、詐欺等はないかなとは考えているところでございます。

また、チラシの中に必要書類等も全て書いてございますので、そちらで対処していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） じゃあしつこいようですが、回覧板とか、ポスターとか、そういうのを貼り出す考えはないと認識してよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） ポスターとか、それから放送、その認識は。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） ポスターは今のところは考えていないんですけども、チラシは全戸配布、またあと事業所向けのチラシを全部配る予定でおります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、3点目に移りたいと思います。

3密のことではございますけれども、丁寧に教育長のほうから御説明をいただきました。その中で、ソーシャルディスタンスの考え方といたしまして、教育長のお話もありましたように、机と机の間隔をある一定の距離を保って授業を受けるというようなことになるかと思っております。これを実施した場合、中学校とか、それぞれ人数が多いクラスの中では、音楽室とか、いろい

ろ工夫はされていると思いますけれども、1教室のスペースがこのようにソーシャルディスタンスを考えたときに机と机を離してということ考えたときに、1つのクラスでは収容できないというのは数的に分かるわけです。そのクラスを複数にした場合、そういうふうにした場合に、今度は教える先生が少なくなるのではないかなというふうに思いますけれども、ソーシャルディスタンスを考えたときの教室分割をするとか、そのような状況の中でどのように学校としては対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 学校は残念ながらというか仕方がないというか学校は3密の際たる場所なんですね。しかも相手が児童生徒、生徒のほうは大丈夫ですけれども、子供たちなので、3密対策をこちらが一生懸命話をしたところで、聞いてはいるけれども、すぐ忘れてしまうと、すぐ子供同士がハイタッチしたり、抱き合ったり何かするということがよくあるんです。実際に、教育委員会の会議の中で、松ヶ浜小学校で教育委員会の会議をやった折に、ずっと1日を通してその流れを見学していましたが、やっぱり注意しても子供たちはやむを得ないところがあるんだなということは感じております。そこはそこでちゃんと踏まえた上で、それをわきまえた上で、3密対策のできる限りのことはやろうということで今御質問のクラスを例えば30人いた場合に、10人ずつにした場合3つのクラスに分けるといった場合に、その3つのクラスについては、担任がつきます。そして副担任ではないんだけれども、余剰人員というか、通常我々の業界では7学年部と言っているんですけれども、フリーの先生、そのフリーの先生をつけるというふうに考えております。そういう対応をしております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 北九州の小学校でクラスターが発生したというようなニュースも聞いております。やはり子供たちはそれを忘れて、接触するというのも子供たちにそこまで絶対にとすることは難しいと思うんですけれども、そんなときにやっぱり大人側の先生方が、また学校側の工夫というのが必要だと思うんですね。皆さん、全国的には通常授業にだんだん6月から移ってはきていると思いますけれども、今後様子を見ながら、例えば時間差というか、午前中の授業と午後の授業を分けるとか、クラスによってとか、学年によってとか、そのようにして時間差をしながら距離を保っていくというんですかね、ちょっとうまく言えないんですけれども、そのように何年生は午前中に来て授業を受ける。何年生は午後から来て授業を受けるとかというようなことを工夫として考えられるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 臨時登校をする前にいろいろなシミュレーションをしまして、今議員がおっしゃるような午前の部、午後の部というものを考えたり、あるいは月曜日は登校するけれども、ほかの学年は登校しない。だけれども火曜日は3年生は登校するけれども、ほかの学年は……、そういうふうないろいろなシミュレーションをしました。臨時登校の間、その全てのシミュレーションをやってみました。やってみたときに、感じるのは3密対策だけを考えればそれはいいだろう。しかし、3密対策をしながら学校に子供を呼んで活動をするのはあくまでも教育と呼ぶんだと。教育として活動していくということになったときに、担任がいるのにほかのクラスには副担任がいるというのはいかがなものなのかという教育上としてもこれは問題だということも併せて、いろいろな問題点が出ました。しかし、教育といっても命が最優先ですので、まずコロナ対策を、3密対策を前提にして取り組んでくれと。やっている最中に、ああここはおかしいからこういうふうに変えようとか、ここを新しいアイデアが出てこういうふうにやっついこうというふうなものが出てくるだろうと。それは認める。したがって柔軟に3密対策に対応してくれというふうに話はしております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） まずは命を大切にということで確かにそうでございますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、4点目に移りたいと思います。

オンライン授業に関してでございます。新型コロナウイルス感染症によって学習対策の一つといたしまして、オンライン授業を提案させていただきました。これは昨年末文科省が打ち出しているGIGAスクール構想に当てはまるのではないかなというふうに思います。昨年末からの文科省からの打ち出しでございますので、まだ数か月しかたっていないんですけれども、このGIGAスクール構想に関して着手をしようとしていたのかどうかを伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） それでは、私のほうから御説明させていただきます。

まずは3月でLAN工事の補正を取りまして、今年度中にLAN工事のほうを進める予定というふうになっております。端末につきましては、国等の補助金の関係もございますので、そちらの交付決定が出てから端末のほうの整備を進めていくというふうな運びで考えておりました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 本町におきましては、先生、生徒を含めて、約10%ほどのタブレット等

の整備というふうになってございますけれども、富谷市に関しましてはこのほど小中学生に1人に1台パソコンタブレット端末を確保して、オンライン授業の準備を進めていると聞いております。また、大崎市に関しまして、中学校のほうは整備され、小学校のほうは5年計画だったものを3年以内にといいことで前倒しして実現していく方向で考えているようでございます。学校内に高速大容量の通信ネットワークの構築が必要だということは重々承知しております。文科省は、このたび新型コロナウイルスの第1次補正予算といたしまして、このGIGAスクールに、オンライン授業に関して、その関連に2,292億円計上しております。これは光ファイバーの回線等の整備、端末などに前倒しして実施するよといふことでございます。総務省も第1次補正予算では約30億円、そしてまだ決定をしませんけれども、第2次補正予算で500億円をこのオンライン授業で計上をしております。

今後やはり通信網もどんどんやっぱり整備していく必要があると思っておりますけれども、これはどちらかといふと学校側ではなくては町行政がどういふふうに積極的に取り組んでいくかといふようなことでございますけれども、感染症の第2波、第3波を考えたときに、やはり早急にオンライン授業のことを、もちろんいろいろな方法で授業だったり、それから先生方が家庭訪問したりしながら、今までも対策はされてきているとは思っておりますけれども、やはり今後のことを考えたときに、2波、3波を考えたときにオンライン授業の早期実現は必要ではないかなと思っておりますが、その辺をもう一度伺いたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 誤解をしないでもらいたいと思ふのは、オンライン授業をすれば全てがバラ色になるというわけではないので、ICTの機器を導入すれば全ての教育がバラ色になるというわけではありません。ICTにしてもオンラインにしても、それを取り付ける環境整備と財政というのは非常に大事だと思います。しかしながら、大事なのは子供の学習というのはそもそも先ほど申し上げましたように子供と先生、あるいは子供同士がいろいろと課題に向き合って、話合って一つの課題に答えを導き出していくという活動が教育の活動の本来の姿なんです。これが第一だといふことはぜひ理解していただきたい。

しかし、緊急の場合にオンラインとかICTという機器を利用したものは、それはそれで活用できるだろうといふふうに思っていますので、そういう位置づけで、全てがオンラインにすればオーケーだといふことではなくて、そういうふうな位置づけでもってオンライン、あるいはICTの機器を導入するといふことはこれからも進めていきたいといふふうに思っています。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） もちろん今教育長がおっしゃったみたいに、通常のように実際に先生が教壇に立って子供たちに勉強を教えていく、これはもちろん理想で、通常今までだったらそれが当たり前のことでございます。ですけれども、今まで経験したことのないような、このような感染症がはやって、自粛されている中で、学校に登校できない、そして先生方はいろいろなプリントをつくって、子供たちに自宅で勉強を流していく、そのことは重々承知しております。ですけれども、日本国内のみならず、全世界でもそれを補うためにこのITCとかオンライン授業をやっているわけです。

ですから、それはもちろん根底に教育の在り方というのはもちろん知っておりますけれども、やはり子供たちに、宮城県の教育レベルといたしますか、学力、もちろん町長分かっていらっしゃると思いますけれども、よいとは言えません。やはり子供たちに先生が一生懸命つくったプリントを勉強しなさいよ勉強しないよと言ったとしても、子供たちは先生の言うとおりにしなければいけないとは思うかもしれないけれども、お家の中で全て勉強できるとは限りません。私もオンラインでいろいろな方と顔を見ながらお話をする機会がありますけれども、コミュニケーションが取れるわけですよ、お話ができるわけですから、ですから、やはり今何が必要なのか、もちろんそれだけでは、ITCだけではなく、また、オンライン授業だけではないんですけれども、今このようになっているときに子供たちに何をしてあげられるのかということは大事だと思います。

ですから、できること、また国にそうやって予算がついているわけですから、その予算を有効に使って、子供たちがどんな形でも勉強に取り組めるようなことを考えるべきではないかなと思います。その辺の意見を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 全然矛盾はしていないんじゃないでしょうかね。原則はみんなで話し合ってやるんだよと。だけれども、それを補ったり、あるいは緊急の場合にはオンラインというにも有効ですよ。その有効な機械とか、そういうものはこれから導入していきますよということですから。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、5点目に行きたいと思います。子供たちのストレスに来る心のケアでございますけれども、大分本町といたしましても、行われていると思いますが、まず学校生徒さんのほうの、本町はスクールソーシャルワーカーさんが配備されておりますけれども、子供たちの心のケアといたしまして、ほかに臨床心理士さんとか、そういう方々が小中学校の

子供たちに当たることができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） それでは、ただいまの御質問でございますが、臨床心理士さんとか、そういった方の関りということでございますが、まずは、こちらで状況把握と、その子に応じて対応する方々で支援していくということになります。ですから、最初から臨床心理士さんが入りますよとか、そういうことではございません。その子に合わせて対応していく方々がそれぞれ関係機関にはおりますので、その方々で支援してまいるという状況でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 1年間の中で18歳以下の方が自殺する一番大きな時期といたしまして夏休み明けがございます。今回休業明けということで、やはり子供たちが特にコロナウイルス感染症がはやっているという中で、外見では分からない、今は外から見ればね、元気なんだけれども、外見では分からないというようなストレスを抱えている方、またたまっている方、子供たちもいるかと思えますけれども、それはやっぱり教師の目だけでは分からないというふうに思えますけれども、先ほど専門家の方々が個別に当たって、それぞれの状況に合わせて当たっていくということでございますけれども、そういう専門家の方、個別に当たっていく方というのは数人いらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 実際、こういった心のケアを見ただけでは、先生だけではというのはもちろんでございます。そして、関わりについては、専門員として先ほど町長が回答しましたのは1名でございます。ただ、そのほかに数名の保健師、そして学校については1人の先生だけではなく、養護の先生であるとか、そのほかの関わりのある先生、そしてスクールソーシャルワーカーはもちろんのこと、学校だけではなく幼稚園であるとか、保育所であるとか、そういった全ての関係機関の方々からの御意見、そして関わりの中から気づいたことを聞いているというような状況でございます。そしてその中で支援が必要であれば即座に支援に入るというような体制を取っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 次に、生後4か月まで今までは乳幼児宅のところに家庭訪問を保健師さん等が行っているかと思えますけれども、このコロナ禍になったときに、訪問というのは難しかったと思いますが、今までの対応はどのように、このコロナになってからの対応というのは

どのようにされていたのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまの御質問、乳幼児の全戸訪問だと思います。それらにつきましては、まず、訪問の前に、こちらから訪問についての確認をさせていただいて、拒否がなければ今までどおり行っておりました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） じゃあ確認ですが、訪問されていたということですね。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） はい、訪問しております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、最後に6点目に行きたいと思います。内閣府から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての通知が4月に各市町村に届いていることと思います。その通知の内容の中に、先ほど町長がおっしゃった9項目がございまして、可能な限り多くの避難所の開設という項目が中にございます。あらかじめ指定避難所以外の施設を避難所として開設すべきだというふうに私としては思うんですね。

例えば、千葉県南房総市なんですけれども、ここは学校を避難所にいたしまして、教室1つ1つに、例えば妊産婦さんだったら何組のところとか、高齢者の方は何組ということで、そのように教室を使って仕切りというか、避難される方を分けていくというような方法もあるんですけれども、本町においては、やはりそのように、確かに厳しい状況だというふうな町長の答弁ではございましたけれども、実際にそういうふうな施設がよく見てみればあるかと思うんです。また工夫もできると思いますけれども、やはり厳しいだけではなくて、そういうところを探し出しながらこのようなことになったときの避難の在り方をもう一度考えるかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） そのことについてはもちろん考えてまいりたいと思います。今できるだけ分散避難というふうなことで、そしてさらに場所を多く設けるというふうなことでは、学校というのも1つの方策だと思います。そのフェーズごとに対応は考えていかなければならないと思います。さらに東日本大震災のときなんかはアクアリーナも使えなかった、七中の体育館も使えなかったと、また同じようなことが起きるかもしれませんけれども、今度は少しスペース的なものではそういったところも使えれば、さらに避難者に対してのスペースの確保ができ

るなどということとか、あとは避難スペースの中での飛沫感染防止のカーテンだったり、あとは段ボールベッドだったり、そういったものを今考えているところでございます。さらにはやっぱりあくまでもクラスターとかそういうものの発生を防止しなければなりませんので、一番は初動の対応というんですかね、避難所に菌が入ってしまったら、そこで発生してしまうわけですから、その初動の中での衛生的な対応とか、検温とか、消毒液を持ってマスクをしながら避難するとか、その辺は今後も住民に周知してまいりたいと思います。いろいろな手法を災害と感染症との状況を見ながらイメージをして、そのマニュアルづくりとかをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） その中に、車での避難というのも項目に入っておりました。やっぱり車で避難するとエコノミー症候群とか、いろいろ考えられるわけでございますけれども、車で避難した場合、やっぱりそれもスペースが必要だと思うんですね。例えば学校のグラウンドだったり、それから町の公共施設の駐車場だったり、間隔を空けて駐車をしながら、また、運転手さん、またその家族が時折降りて運動できるとか、そのようなことも考えるべきだと思いますけれども、避難者の駐車場のスペース等を考えているかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては、避難の在り方ということで、分散避難といいます。基本的には、今回内閣府のほうで出しているのは、まずは安全なところの場合には自宅で避難をお願いします。そしてできればもしそこが心配であれば知人、親戚の方で安全な場所と思われる場所へ避難していただければというような避難の仕方、あとは次に車中避難もありますよというふうなこと。そして避難所への避難というのもありますので、それについては車中での対応となれば、公共施設の駐車場とその辺をどれだけ収容できるか、そういったことも含めて対応してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 本町の避難所の中には、障害者福祉避難所を含め、福祉避難所が6か所ございます。この福祉避難所に関しまして、このような感染症が発生しているときの避難の考え方をきちんと示していけるかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては今後マニュアルづくりの中でそういったことを具現化して対応してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ではそのマニュアルでございますけれども、いつごろ作成をするのか周知徹底をするのか、時期的なものを伺いたと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） マニュアル作成につきましては、町長の答弁にもございましたとおり地区の方々との話合いのもと完成させていきたいと考えてございます。現時点では感染拡大防止のために地区に出向くことを差し控えてございます。そのためにまだできない状況でございます。それを今後のコロナウイルスの発生状況を見まして、地区のほうに出向いて直接1地区1地区話をさせていただきたいと考えてございます。なので、時期的なものに関しましては、年度内には必ずできればいいのかなと考えているところでございます。コロナウイルスの状況によりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 地区の方々から丁寧に意見を伺って作っていくというのはもちろん大事でございますけれども、コロナウイルスに関しては、何度も言うように終息しているわけではございません。2波、3波が来る可能性もございます。そのたびに意見を伺う機会がないのでマニュアルがつかれないというふうに考えているうちに災害が来た場合はどのようにするのか伺いたと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そちらのほうは先ほども申しましたとおり、マニュアル自体がございまして、それにウイルス対策をつけ加えるということになります。ウイルス対策につきましても、素案はできてございます。その素案を活用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。

11時40分再開いたします。

午前11時29分 休憩

---

午前11時40分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、3番仁田秀和議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔3番 仁田秀和君 登壇〕

○3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今現在もなお世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス、コビット19の国内での感染拡大を受けて、本町による感染症に関する支援策についてであります。残念ながら県内2例目となる感染者が町内で発生いたしました。現在は回復され退院されているということで、重症化せずに安心したところでございます。また、冒頭に、このコロナ禍の中、最前線で日々奮闘されている医療福祉機関の方々に対し、この場をお借りし、敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症は、人的被害のみならず、経済や生活面など、多方面にわたり大きな影響が及んでおります。そのことを受け、4月22日には、WHOの事務局長は、元の世界に戻らない。戻ることもできないということを指摘した上で、より健全で安全かつよりしっかりとした備えがあるニューノーマルを目指すべきと述べられております。

政府におきましては、感染拡大を受けて、4月7日に緊急事態宣言を発令し、全国民に対し不要不急の外出自粛を要請され、県内や町内の飲食店等々の事業者も営業自粛を一定期間されており、本町の町民の多くの方が感染拡大防止策として3密を避けるといった行動自粛により、自宅での自粛生活を余儀なくされておりました。5月14日には、宮城県において国の緊急事態宣言が解除となりましたが、自粛の影響により廃業せざるを得なくなってしまった事業者もあり、多くの事業者が今後先行き不安になっているところであります。

また、自粛生活が続いたことで経済的負担の増加により、生活不安を感じるといった意見を多く耳にしております。行政の役割としては、経済面でも対応を求められます。国のほうでは、財政出動として、国家予算の2年分に及ぶ約200兆円規模の補正予算を計上されます。我が町においても、そのぐらいの考え方で町民の方々が安心して生活が送れるように、町民の暮らしと地元企業を守るために本町としてさらなる支援が必要であると考えことから、以下の点を伺いたいと思います。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療、福祉機関が大変苦勞されております。町独自の支援として、防護服やマスク、ゴーグル、消毒液などを本町の医療福祉機関に支給する考えはないか伺うものであります。

2点目は、感染拡大の影響により、町民の方々の経済的負担が増している状況を踏まえ、負

担軽減を図るための支援策として生活を送るために不可欠な水道を安心して利用していただくために、その水道料金の基本料を一定期間免除する考えはないか伺うものであります。

3点目は、緊急事態宣言が発令され、経済にも大きな影響が出ている中で、行政の役割としては、その経済面でも求められますが、現時点で国のほうでは学校が休校になった場合の保護者に対しての支援策や特別定額給付金、さらに法人企業や、個人事業主に対する持続化給付金等々、各種助成金や給付金、補助金などと、段階的に経済支援策は図られております。しかし、全国の各自治体においては、感染拡大防止協力金や1点目にお伺いします水道料金の免除など、支援策については感染の状況や財政事情などの違いからばらつきが出ております。そこで、本町として、被害者支援策のために、町独自で基金を創設し、あらゆる非常事態に備える考えはないか伺うものであります。

4点目は、感染拡大の影響により売り上げが減少している地元企業に対しまして、国の支援策とは別に、本町独自の支援の考えはないか伺うものであります。

○議長（岡崎正憲君） 新型コロナウイルス感染症に関する支援について回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、3番仁田議員の御質問、新型コロナウイルス感染症に関する支援についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療福祉機関が大変苦勞されている。町独自の支援として防護服やマスク、ゴーグル、消毒液などを本町の医療福祉機関に支給する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

マスクに関しましては、配付を希望する福祉機関に対しまして、4月下旬と5月上旬の二度にわたり町で備蓄しておりましたマスクを配付をいたしました。また、配付を希望する医療機関に対しましては、5月中旬に業務用のサージカルマスクを配付したところでもございます。防護服やゴーグル、消毒用アルコール等に関しましては、全国的にこのような製品がなく、極めて手に入りづらい状況が今も続いております。今後感染の鎮静化とともに、防護服等の需給状況も徐々に改善されると思われまますので、町独自の対応として防護服やマスク、ゴーグル、消毒液など、入手が可能となれば、宮城県の塩釜保健所、さらには塩釜医師会のほうともお話を伺いながら、その辺を対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の御質問、経済的負担の軽減を図るための支援策として、水道基本料金を一定期間免除する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

本町の水道料金については既に本年4月請求分より基本料金の一部軽減を実施しているところでございます。令和5年3月請求分までの36か月分について金額にいたしますと合計2万円弱、1万9,800円を軽減することとしております。これは1世帯当たりそのくらいの金額になると思います。ほかの各市町村だと大体2か月から3か月の限定的な免除と軽減をしているようにございますけれども、うちのほうについては一応36か月、3か年をベースにしています。

次に、3点目の御質問、緊急事態宣言が発令がされ、経済的にも大きな影響が出ていると。被害者支援のために町独自で基金を創設し、非常事態に備える考えはないかについてお答えをさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染予防対策に伴う緊急事態宣言によって、経済活動に大きな影響をもたらしておりまして、国の補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1兆円が地方公共団体に交付されることになっております。さらに今第2次補正予算も国会で審議されようとしているところでございます。これらの補正予算については、緊急経済対策が一番の目的ということでございますので、七ヶ浜町としても独自の経済支援としての事業を予定しており、今6月会議において補正予算として一部計上しております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、基金等に積み立てることはできないものということとなっております。緊急の対策を地方公共団体が行うものとなっておりますので、今回の交付金を原資として基金を創設することは想定しておりません。今後非常事態とされる状況下での経済対策等については、まずは国からの財政支援があるものと理解しておりますが、それ以上の対策の必要性があれば、既存の基金等により対応したいと考えているところでございます。

続きまして、4点目の御質問、感染症拡大の影響により売上げが減少している地元企業への本町独自の支援の考えはないかについてお答えをさせていただきます。

感染症拡大につれ、多方面にわたり影響が出始め、町内の中小規模事業者への影響が出ていることは承知しております。国の制度であります持続化給付金やゴールデンウィーク中の休業要請に協力した事業者への感染拡大防止協力金の支給がございしますが、一方では減収になっているもののその制度には該当しない多くの事業所があることも承知をしております。そこで町といたしましては、持続化給付金や感染拡大防止協力金に該当しない事業所を対象に、独自の支援を行うべく今議会に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として事業継続地域支援金の補正予算を上程しているところでもございます。支援金の対象者は先ほどお話ししました持続化給付金や感染拡大防止協力金に該当しない事業者で新型コロナウイルス拡大の影響に

より前年1年間の平均月収と今年3月から5月までのいずれかの月と比較し、20%から50%未満減少した中小規模事業者及び個人事業主にそれぞれ10万円の支援金を行うものであります。

なお、国では2次補正予算で地方創生臨時交付金2兆円の増額といったことも報道されておりますので、町では今後も引き続き詳細な事業項目の情報の収集に努めまして、必要と思われる支援を模索してまいりたいと考えているところでございます。

以上を、回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより1問1答といたします。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） それでは、1点目、医療福祉機関への資金援助について伺います。

国のほうからの支援については大分充実してきたようにも見えます。回答のほうで入手可能となれば防護服等々についても支給を検討していきたいと、医師会などとも話合いの場を設けて検討していきたいということでございましたので、その時期についてはやはり今は入手困難だということと理解しておりますので、ぜひ入手可能になった際には早急に対応に当たっていただきたいというふうに思います。

そこで、さらに個人による感染拡大防止の需用品や医療や福祉施設に寄附するなどそういったことも行われているというような報道も度々目にするところであります。その中でもこのコロナ禍の中、大変心温まる報道がございました。神奈川県のある1人の少女が、自身の祖母が入所している高齢者施設に手作りのフェイスシールドを50枚と、さらに相模原市に200枚を寄附されたというようなことでございます。そういった支援の輪も広がっております。医療現場や介護福祉施設においてはマスクや防護服などの必需品不足が常態化しており、第2波、第3波が懸念されている現状においては、医療従事者や介護現場における感染のリスクをなくすことがクラスターや2次感染を防ぐためにも大変重要になるところだと思います。

そこで、もう一度伺いますが、本町として町内在住の医療従事者や介護施設従事者等への感染防止のための必需品を支給する考えはないか、再度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 今の段階では、医療従事者とか介護従事者への個人へは考えておりませんが、今後2次補正とか、そういったものが予算化されてそういう該当事業項目であれば、そういう医療関係、介護事業関係、そういった方にも対応できればしてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次の2点目の再質問をいたします。水道料金の免除についてですが、本町におい

ては先般より減免が行われているということで基本料金全額免除の考えは今のところないという回答でございました。しかしながら、生活不安を抱えている方というのは、町民の中でも多く、先ほど申し上げましたとおり生活を送るために不可欠な水道であり、そういった生活インフラの減免は町民の方にとっても安心材料となるわけでございます。回答にもありましたように、先般4月から月額500円の基本料の減免を実施されているわけでございますが、この政策の趣旨は震災の復旧復興が終息を迎える段階となり、これまでで増加しました留保資金を町民に還元するというところで実現された減免措置であり、今回のコロナ対策とは全く別物という認識であります。先ほどから伺っておりますのは、コロナ対策として本町が今最も取り組むべき課題となっている独自支援の一つとして、毎日の生活を支えてくれる生活インフラの一つの水道料金基本料金の免除であります。震災の留保資金を使って500円下げているからこれで終わりでは町民は納得しないと思います。

そこで、町長、県内におきまして御承知のとおり名取市では新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援として水道料金の基本料免除を5月と6月の検針分の2か月間にわたり官公庁を除いた市内の全ての市民と事業所を対象として実施されるとのことであります。担当されている同市の水道事業所にお伺いしたところ、経緯としましては、大阪府の自治体などから始まった水道料金の減免で、名取市さんのほうでも早速可能かどうか検討し、今回の実施に至ったとのことでございます。さらにその中で、全ての市民と事業所を対象にされたということは市民と事業所を分けることにより時間を要するために、よりスピード感を持って対応するためとのことでございます。本町におきましても、今回の留保資金や現金預金等も含めまして、免除可能かどうかさらに上乗せの減免も含めまして検討する余地はあると思うのですが、その点をもう一度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 先行する形で36か月しておりまして、それはコロナだけでしょうということで、1つは、家計の経済的な支援という部分では貢献しているんですが、今、基本料金のやつを見ていると、ほかのところでは2か月から3か月と限定的なことをやっていますけれども、うちのほうとして長いスパンでまずはやっているというふうなこと、トータルで考えると額的にも大きいと。ただ、今後の状況、経済状況の景気状況によってはそれも一つの検討する余地はあると思います。そういった形で状況を見ながら、まだ日銀短観の東北とか、そういったものは景気のやつは具体的なものは出ていませんし、失業率とか、そういったものも数字的には出ていませんので、具体的なそういう数字次第では、今後町としてもやらなけれ

ばならない部分が出てくるのではないだろうかというふうなことでは思っています。ただ、今の段階で、4月の段階で宮城県の有効求人倍率はまだ1.24とかです。そういうふうな数字なんです。これから恐らく大きく減すると思うんですけども、その状況も見ながら考える余地はあると思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 検討する余地はあるということでございますので、あらゆる可能性も含めてぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、当然値下げしたことにより今後の負担が大きくなってしまいうような意味がありませんので、緊急対策として一般財源の繰入れも必要になるのかどうか、また、国からの支援策があれば、ぜひいち早く手を挙げていただき、そういった点も含めて十分に検討されることを期待していきたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

3点目の町独自の基金創設について再度伺います。

当然臨時交付金は基金として積み立てはできないというふうになっておりますので、その点は私も理解しておりますが、実際に各自治体の取組をリサーチしてみますと、日本全国多種多様でございます。その中でも特に本町でも十分可能なのではないかなという大変参考になる取組がございました。4月25日の日経新聞でも取り上げられましたが、ふるさと納税を使い、新型コロナで打撃を受けた事業者や病院等の支援を行うというような取組で、中には学校の休業により減収となった給食事業者の商品を返礼品に採用したり、寄附金で医療従事者に応援金を給付する自治体もございます。また、佐賀県では自治体と企業がコラボして、コロナの感染拡大防止に取り組む介護や医療の事業者や団体、個人に対して、活動費用を助成するといった目的でガバメントクラウドファンディングを立ち上げたという取組がございます。こちらはNPO法人や市民活動、ボランティア団体、自治会等々のいわゆる市民社会組織、いわゆるCSO活動を通じて医療福祉分野においてはマスクやアルコール消毒等の支援であったり、経済分野においてはCSをはじめ、地域のお店や企業をはじめとする経済活性化の支援、地域コミュニティ分野では社会的に孤立状態になっている子供や御家族のための居場所づくりや、配食等の支援を行うとのことでございます。

こちら応募期間が5月1日から7月30日の90日間ということでございますが、目標金額の200万円に対し、まだ1月ともならない5月25日時点で1,000万円と、5倍を上回る寄附が寄せられております。本町におきましても、GCFは導入されているわけでございますから、ぜひ1点目の医療福祉機関に対する支援やコロナの影響で困窮している方への支援を実現するため

にG C Fによる基金創設をする考えはないか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（萩野繁樹君） 回答させていただきます。

ガバメントクラウドファンディング、いわゆるふるさと納税を活用した寄附、今回のコロナの関係で収入減少に陥った事業所さんへの支援ということの趣旨だと思いますが、まず。全国からの寄附ということも一つ方策としてあろうかと思えますけれども、今回、2次補正が国会で6月12日成立を目指すという報道も受けておりますので、その際の交付金の使途なんかも考えまして、これから今後こういった事業者さんへの支援の在り方があるのかというのをまずは検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員君。

○3番（仁田秀和君） ガバメントクラウドファンディングをこういった形で実施する考えはないか、医療福祉機関等々に対する支援も含めて今伺ったのですが、そういった点について回答はなかったように思いますので、もう一度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 医療機関、介護機関等へのG C Fがこういったことが可能かどうか、一応再度検討はしますけれども、今の段階ではそれをする考えは持っておりません。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） あらゆる支援策ということでそういったことも有効活用できますので、ぜひ検討する考えをお持ちになったほうがよろしいのかというふうに思います。

続きまして、4点目について再度伺いたいと思います。

4点目につきましても回答はございましたが、事業継続地域支援事業、こちらを考えていくということがございました。もう一度町長に伺いたい点がございます。冒頭申し上げましたが、国の2次補正による予算規模は単年をはるかに上回る200兆円の補正をやろうとしております。本町においても国の補正に倣い、大規模な財政出動が必要だと思いますが、町長はどのようにお考えになるのか、今般のコロナ対策のための財政面における町長の意気込みを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、今リーマンショック以上の景気だというふうなことで騒がれておりますので、その辺がまだこちらのほうに浸透していないというような思いもございます。今後2次補正のいろいろな事業項目を見ながら、きめ細かく幅広くその辺をやってま

いりたいと思っているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 本町ではまだ浸透していないというふうなことでございますが、実際に事業者としては喫緊に差し迫っている危機的状況だというふうに私は認識しており、そういった国だけの支援にやはりとどめないで、自治体独自のほかの市町村でも独自策として十分進められている部分がございますので、そういったところも視野に入れて、町長も町民の方々への安心な生活を送るために、また企業に関しましては、経済、社会活動、また再開させてコロナ以前に戻るような格好にするように支援策を図っていただければというふうに思うのですが、どうでしょうか、町長。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） まだ浸透していないというのは、まだどの部分にパッチを当てたらいいのか、どの部分を集中的にやったらいいのかというふうなことも含めてさらに掘り下げてまいりたいということと、私としてはこの前出されました災害が同時進行したときの場合の対応も考えていかなければならないというふうな部分で、それらも並行して、全体、そして長いスパンで町民の生命、財産を守るために対応していかなければならないというふうな思いでこれだけに例えば集中というふうなことができればいいんですけども、全体も考えていかなければならないというふうなことで今後もしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） そこで、売上が減少している企業への本町独自の支援策についてでございますが、回答にもございましたが、国のほうからの支援や県の支援策については、段階的に拡充してきていると認識しております。全国で緊急事態宣言が解除されましたが、コロナ感染症が流行する以前のように需要が戻るのか、人手を戻していいのかが大変懸念されております。今後の先行きが不安になっている状況だということは町長も理解しているというふうに認識しました。その中で、中小企業や小口規模の事業者への支援を公平かつ適切に図ることが行政の役割であると思うのですが、例えば県のセーフティーネット資金、通常の保証枠とは別枠でお願いできるように、国に要望をすとか、本町独自のセーフティーネット資金となり得る対策を講じるとか、そういった考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） その対策については、町としても今も中小企業等の支援もでございます。そしてセーフティーネットの関係については、まずは既存の借り入れによる今事業主として大

変なのか、今回のコロナでその辺の償還やそういうものが大変なのか。そして、今まで抱えてきたその既存の利子補給のために、そのために事業がストップしているのか、そういったことも含めて、ですから、どの部分に今後パッチを当てていくのかというふうな部分でまだその辺が浸透していないということを書いたかっただけですけども、その辺をしっかりと見定めて、町としても効果的なそういうふうなものをやっていかなければならないという考えではおりません。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ効果的な対策を図っていただきたいというふうに思いますが、本町独自の支援ということで、あらゆる支援策があるので、もう一度伺いたいと思います。御案内のとおり、水産業者の方々もコロナの影響により、需要が減り、魚の価格が下落しており、多くの事業者の売り上げが前年比の40%から50%になっていると聞きます。それが4月時点から減少しているというふうにも聞きます。そこで、町としても国とは別に事業継続支援金などに乗せをするなど、本町独自の支援があればと、大変期待をしているところでございますが、そういった考えはないのか、しつこいようですが、もう一度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは、漁業者に関しては、持続化給付金が該当するのか、その辺の申請があるのか、それをまず見極めたいということ。あとは町でやる事業継続の給付金等についてもその辺は条件が合えば該当すると思いますので、どういったものが今後いいのかその辺も含めて漁業に限らず、農業、そういった部分も見たいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 再度伺います。持続化給付金のお話が出ましたので、あらゆる支援策を図るべきと考える観点から伺いますが、国や県の支援を受けるために当然申請が必要になってくるわけでございます。6月1日の河北新報に、国の持続化給付金に関する申請サポート会場を県内各所に設置されたと掲載されておりました。県内で9か所設置され、その中でも5月21日より開設された塩釜会場と本町所在の場合はあると思うのですが、対象となる中小法人や個人事業者の全てが地域ごとに申請サポートを依頼することや予約を必ず取ってからとのことで、大変電話がつながりにくい状況になっております。さらに、インターネットでの受付はしているとのことですが、普段からパソコンを使用しない方にとっては不安が募っている状況であるということをお聞きしております。

そこで、コロナ対策の支援の方法としては、そういった手続に関するサポートするの

も一つの支援策と考えますので、国の施策ではございますが、町として中小法人や個人事業者に対する持続化給付金に関する申請サポート会場を開設する考えはないか。また、本町での設置が難しいようであれば、国や県などに対してサポート会場を拡充するといった要請する考えはないのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 回答申し上げます。

まず、商工業者であれば、今商工会のほうでもそういったサポートを行っているところがございます。また、あと、漁協さんにお伺いしたところ、漁協さんのほうでも申請のサポートをぜひやっていきたいと、このように申しておりました。なおかつこれからまた私どものほうで各事業所のほうを回りますので、その際にもし御相談があるのであれば、こちらのほうでも順次相談に乗っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひお手伝いしていきたいというふうな考えだと思うのですが、その中には商工会等々で、あと漁協等でもやっていきたいというふうな回答でございましたが、やはり個人情報も含まれることでございますので、大変そういったところは専門分野というか、サポートの中でも申請サポートでございますので、そういったところにも十分配慮しなければいけないというふうなことが出てきております。あと、漁協さんにもちょっと伺ったのですが、会場も七ヶ浜では十分に開設できるような施設があるのではないかなという観点からこの質問をしたわけでございますが、そういった会場提供についても町長は前向きに考えているというふうに認識してよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは、漁協さんについては、漁協さんの体制としてどうなのか、今状況がどうなのか、ちょっとその辺が分かりませんので、その業界の。町としてよりも国の施策、持続化給付金等については、やはりいろいろな事業メニューがございますので、スキルとしてはそういった専門の方がいるところのほうが幅広くセーフティーネットとか、いろいろな4号、5号とかってありますけれども、そういったものをお聞きしたほうがいいじゃないだろうかというふうなことで、できれば、そういった二市三町とかの圏域の中でも例えば塩釜とかそういったところの場所でやったほうが私はいいと思っています。いろいろな業種の相談ができればいいと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひそういった点も含めて商工会、漁協等とも話し合いを設けて、協力できるところはぜひ進めていただきたいというふうに思います。それも支援の一つでございますので。

最後に、ぜひコロナ禍におきまして減退した人の心や経済面において早期の復興を目指し、ニューノーマルの中でも町民の方々の生命、財産、生活の安全を第一に考えつつ、健康で住みよいまちづくりを進めていかれることを期待申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後1時20分といたします。

午後 0時14分 休憩

---

午後 1時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、4番木村 稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 木村 稔議員 登壇〕

○4番（木村 稔議員） 4番日本共産党木村 稔、議長より質問の許可を得ましたので、3問について伺います。

まず初めに、このコロナ禍の中、様々な交付金、補助金等の対処に追われる職員の皆様に敬意をまず一般質問の前に表したいと思います。

それでは、伺います。第1の質問は、緊急時の危機管理体制と対策についてであります。

近年、新型コロナウイルスによって多方面へ被害が多発しております。これは日本だけの問題ではなく、世界的な問題でもありますが、事態がいち早く終息の方向に向かえるようウイルスという見えない敵と闘っていかねばなりません。ですが、いつ発生するかわからない自然災害等のリスクも考慮し、いざというときに速やかな対応ができる体制づくりにも関与していかなければなりません。本町が対応すべき課題は山積みであり、今後も危機管理的な対応を求められる場面がますます増加するものと考えられます。そこで、緊急時の危機管理体制と対策の観点から以下の4点を伺います。

1点目は、感染症リスクを念頭に置いた避難所の人員と対策を含めた本町の考えを伺います。

2点目は、昨年と同様、台風により稲わら等が流出した場合の今後の影響と対策を伺います。

3点目は、今後、本町のBCPの見直し計画案はあるのかを伺います。

4点目は、コロナ禍の非常時では、本町も含め各自治体のホームページは自粛中貴重な情報

を得るための大変重要な役割を果たしております。しかし、その一方で、本物そっくりの偽物の各自治体のホームページが何者かに作成され、問題視されております。大量の個人情報漏えいにつながる危険性があるため、本町の管理体制と対策を伺います。

4点目の補足ですが、4点目については、政策課の対応が早く一般質問前に注意喚起をホームページで掲載され、対策が取られておりましたので、今後の管理体制と質問を通じ、改めて町民の皆さんへ偽ホームページへの注意喚起を促す意味で、回答をいただければ再質問はいたしません。

第2の質問は、公共施設内の店舗についてであります。

本町の公共施設は、コロナ禍の影響で、残念ながら約3か月間休館されておりました。本町としても大変苦渋の判断だったと察します。しかしながら公共施設内で店舗を構えている民間事業者への配慮の観点から以下の2点を伺います。

1点目は、コロナ禍の影響で臨時休館していた公共施設内の飲食店の営業状況を伺います。

2点目は、公共施設内で店舗を構えている飲食店の家賃を5月から3月まで遡及して免除等の対応を検討できないかを伺います。

第3の質問は、住宅確保給付金についてであります。

失業、廃業のみが対象だった住宅確保給付金が新型コロナウイルス感染症への対応で休業などによる収入の大幅減収の方まで対象が拡大されたことから、賃貸住宅に住まわれている方々にも制度の周知を行うべきであると考えます。また、この制度は親から支援を受けず、完全に自活している学生や外国人の方も利用可能になりました。しかし、皆さんのお手元にある通告書でも全国的に学生は対象外として、申請させてもらえないという事例が発生していると指摘させていただきましたが、なぜこのような事例が発生するかというと、その根源は、厚生労働省が生活困窮者自立支援法施行規則の改正に合わせ公表した住宅確保金、今回の改正に関するQ&Aというものが大きな誤解を招いている結果であります。Q&Aで厚生労働省は、学生は一般的には支給要件である離職前に主たる生計維持者であったことと、常用就職の意欲がある者に該当しないため、基本的には支給対象者とはならないと考えられる。ただし、世帯生計者の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは支給対象者になると考えられると記しております。これが申請を受理する者に誤解を招き、勘違いをして学生はただ対象外として申請させないという事例が発生している根源であります。

まず、Q&A本文を正しく解説させていただきますと、1つ目に、離職前に主たる生計維持者であったことについてですが、新型コロナウイルスの影響を受け、収入を得る機会が減った

場合、アルバイトの休業ですね。は仕送りを受けず、アルバイトや奨学金、学費の減免などで頑張っている学生は、十分に要件を満たしております。

2つ目に、常用就職の意欲がある者についてですが、厚生労働省が規定している生活困窮者自立支援法に係る自治体事務マニュアル第6条で、常用就職とは期限の定めのない労働契約、また期限の定めが6か月以上の契約とされており、これは労働時間の要件はないことから、アルバイトでも問題はありません。さらに、詳しく説明させていただきますと、学生か否かを問わず、生活困窮者自立支援法第6条1項の生活困窮者同施行規則第10条で要件を列挙であれば、支給対象となります。

また、定時制等、夜間の大学というのはあくまでも1例であり、昼間の学生、または単に学生であることのみをもって支給対象外と説明し、申請を妨げる窓口の対応は、支給を受ける権利を阻害する行為でもあります。

このことから以下2点を伺います。

1点目は、住宅確保給付金制度内容を広報誌等で住民に周知する考えはないかを伺います。

こちらでもですが、担当課であります長寿福祉課の対応が早く、一般質問前に広報で掲載され、周知がされていたので、この一般質問での1点目の再質問はいたしません。しかし、質問を通じ、改めて町民の皆さんへ支援事業の周知という意味で1点目については回答をいただきたいと思います。

2点目は、国や県に対し、全国一律で苦学生への住宅確保給付金制度の柔軟な適用を求めていると思います。

以上、3問を私の一般質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、非常時の危機管理体制と対策について。第2問、公共施設内の店舗の家賃について。第3問、住宅確保給付金制度について、回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番、木村議員の1問目の御質問、非常時の危機管理体制と対策についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、感染症のリスクを念頭に置いた避難所の人員と対策を含めた本町の考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

御質問の避難所の人員と対策でございますけれども、3点目と重複いたしますが、現在は業務継続計画、いわゆるBCPの見直しを行っており、その計画をもとに避難所に携われる人員

を精査しているところでございます。いずれにせよ避難所の運営につきましては、初動においていかに感染症のリスクを減らすことができるかが問題であると認識しておりますので、関係機関や町内各団体の意見を踏まえながら人員の配置についても検討をしております。

次に、2点目の御質問、昨年と同様台風により稲わら等が流出した場合の今後の影響と対策を伺うの御質問についてお答えをさせていただきます。

昨年10月の台風19号の際、田んぼにあった稲わらが大雨により農業用水路や一部は海に流れ出してその後の漁労活動にも大きく影響が出ております。また、県内各市町村では、集めた稲わらの処分先がなく、後始末に苦慮したところでございます。もともと稲わらに関しては田んぼの肥料にするため稲刈り後に田んぼの土と混ぜ合わせる、いわゆるすき込みと呼ばれる作業を行うことになっておりましたが、作業直前に大雨に見舞われたことから、このような災害となってしまったものでございます。御質問の昨年と同様の災害が生じた場合の今後の影響と対策ですが、また、同じ時期に短時間で大雨が降れば、今回同様の流出も考えられ、多方面に影響が出ることも想定されるところでございます。そのため、洪水対策として稲わらを集積、撤去することも考えられますけれども、作業時間や撤去後の処理費用、肥料として活用しないと別途肥料代がかかることなどを考えますと、得策と思えませんので、気象情報の事前把握や、米農家の方々に稲刈り後には、できるだけ間を空けずに、田んぼに散らした稲わらのすき込み作業をしていただくよう要請していくことの考えでおります。

次に、3点目の御質問、今後本町のBCPの見直し計画案はあるのか伺うについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、業務継続計画、いわゆるBCPは、災害発生時に住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために非常時優先業務を効果的に遂行する上で必要な資源の準備や対応方針、手段を定め、復旧を早めるための計画であります。大規模地震等の自然災害発生時には、町役場も被災し、職員や公共施設における各種インフラ等に被害が生じることが想定され、職員はこうした状況の中でも七ヶ浜町地域防災計画に基づいて、迅速かつ的確な災害応急対応が求められることに加えまして、住民生活に影響をもたらす行政サービスの業務についても継続や早期再建が求められることとなります。本町では、東日本大震災と同規模の地震と津波被害を想定した災害対策として、平成26年3月に、七ヶ浜町業務継続計画を策定しておりますけれども、本年4月の組織改編に伴い、各課において再度優先度の高い通常業務の見直しを行っており、現在、更新版を策定しているところでございます。

次に、4点目の御質問、コロナ禍の非常時では本町も含め各自治体のホームページは自粛中

貴重な情報を得るための大変重要な役割を果たしている。しかし、その一方で、本物そっくりの偽物の各自治体のホームページが何者かに作成され、問題視されていると、大量の個人情報漏えいにつながる危険性があるため、本町の管理体制と対策を伺うについてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金の申請などが行われている中、議員御指摘のとおり、複数の自治体において公式ホームページを装った偽サイトが確認されたのを受け、本年5月15日、内閣サイバーセキュリティセンターより注意喚起が発出されたところであります。なお、大量の個人情報漏えいにつながる危険性につきましては、本町の情報資産が侵される可能性は本町の場合、インターネットの部分と、文書及び基幹系業務のネットワークが物理的に別々に分かれておりますので、基本的にはこのようなことは想定されない環境下にあります。そういった意味では、インターネットからの侵入等はできないものとなっております。

一方、住民など個人を偽サイトに誘導することでその方のクレジットカード番号など個人情報をだまし取ろうとするいわゆるフィッシング攻撃への懸念があります。現在、本町公式ホームページの偽サイトは確認されていませんが、他自治体の事案を受け、悪意のあるウェブサイトへアクセスしないよう本町のホームページや広報誌において注意文を掲載しております。

また、ホームページへアクセスする際は、ブラウザのアドレスが七ヶ浜町の公式ウェブサイトのいわゆるURLであることを確認するなど、今後も注意を呼びかけてまいります。

以上を1問目の回答とさせていただきます。

2問目の公共施設内の店舗の家賃についてお答えをさせていただきます。

1点目コロナ禍の影響で臨時休館していた公共施設内の飲食店の営業状況、営業日数及び経営状況を伺うについてお答えをさせていただきます。

国際村内の飲食店、カフェ・ラ・ルナはコロナウイルス感染拡大防止のため、施設の臨時休館に伴い4月1日から休業しておりましたが、施設の再開と合わせて、6月1日より営業をしております。

初めに、施設休館中の営業日数についてお答えをさせていただきます。国際村については、3月2日より臨時休館しておりますが、臨時休館中の営業について、レストランに確認したところ、できる範囲で営業したいと申出があったため、3月の営業可能日数26日間のうち22日間で時間を短縮し営業を行ってまいりました。また、3月中の経営状況につきましては、前年度と比較し約50%の減収、4月と5月の営業につきましては、国際村の臨時休館に合わせ休業して

おり、売上がない状況でございます。

次に、生涯学習課で所管している七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ内の飲食店ミア・マードレについてお答えをさせていただきます。コロナウイルス感染拡大防止のためアクアリーナは3月2日より臨時休館しており、施設内の飲食店についても、同日より5月31日まで感染拡大防止のため休業をしておりました。営業日数でございますが、施設休館してからは営業をしていない状況でございます。また、経営状況でございますが営業をしておりませんので、売上がない状況でございます。

次に、2点目の御質問、公共施設内で店舗を構えている飲食店の家賃を5月から3月まで遡及して免除等の対応を検討できないか伺うについてお答えいたします。

国際村レストランの使用料につきましては、財産の補完、譲与等に関する条例に定めておりますが、使用者からの減免申請により、8割減免しております。ですから、本来20万円のところですが、4万4,000円としております。また、施設の臨時休館に合わせて4月から5月までの休業期間につきましては、減免申請により全額減免しております。

次に、七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ内の飲食店ミア・マードレの使用料についても国際村同様の8割減免しているところであります。3月2日から5月31日までの臨時休館中は全く営業をしていないこともあり、3月分から5月分まで全額減免としております。

以上を2問目の回答にさせていただきます。

次に、木村議員の3問目の質問、住宅確保給付金制度についてということでございますが、これは住居確保給付金制度の誤りではございませんか。住宅ですか。（「住居、間違ったかもしれません。すみません訂正します」の声あり）じゃあ住居ということで読み替えさせていただいてよろしいですか。（「住居で大丈夫です」の声あり）

1点目の御質問、住居確保給付金制度内容を広報誌等で住民に周知する考えについてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、厚生労働省が所管する住居確保給付金について、本町では宮城県南部自立相談支援センター宮城黒川事務所、塩竈市の海岸通りでございます。そこが相談窓口になっております。制度の周知については、先月5月24日の河北新報でも県内版に大きく報道されたところでもございます。町としてもウェブサイトのトップページに厚生労働省の生活を支えるための支援の御案内、新型コロナウイルス関係の専用サイトへリンクし、制度の対象者、支給期間、支給額、支給要件などを案内しております。さらに本年6月号の広報しちがはまにおいて、相談窓口などを掲載したところでございます。

なお、本制度に関し、広報誌等における周知については、ほかの支援策などの扱いについてバランスを取る必要もあり、住居確保給付金だけ特別に詳しく掲載するという考えはございません。まずは宮城県南部自立相談支援センターに問い合わせさせていただきたいという思いでございます。

次に、2点目の御質問、住居確保給付金制度の柔軟な適用についてということですが、これは木村議員、適用でいいんですね。運用ではなく、適用でよろしいですか。（「じゃあ運用で」の声あり）それでは、適用を運用という形で読み替えさせていただきます。運用というのは、制度を使うことを意味するということですから、そちらのほうが。

それでは、1点目の回答のとおり、本事業は県の福祉事務所の所管であり、国が定めたルールにより運用されているものであります。御意見のありました点につきましては、機会があれば、国、県に対し、柔軟な適用について要望をしまいたいと思います。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより1問1答に移らせていただきます。木村議員。

○4番（木村 稔議員） 間違いが多くて申し訳ございません。

第1問目の再質問を行いたいと思います。

こちら非常時の危機管理体制と対策の観点から以下の4問ということで、1点目は、感染症リスクを念頭に置いた避難所の人員と対策を含めた町の考えを伺う。こちら、先ほどBCPの作成のその見込みによりけりだというそちらの答弁をいただきました。しかし、前者が似たような質問をしたんですが、そのときに素案があるということでございますので、その中でも適用できるものがあるんじゃないかなというふうに思います。今後、例えば大地震じゃなくてもまた台風クラスの災害規模で避難所が開設されれば、コロナ禍ですから、資材、今回で言えばもう段ボールベッドとか、間仕切り、こちらは避難所に搬入等の人員や車、以前より必要になるというふうに思いますが、この資材の運搬や方法、人員に対しては先ほど避難所の話で素案はあるんだという話でございましたので、その方法に対して詳しい説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、御質問にお答えいたします。

資材の搬入方法につきましては、その前に人員なんですけれども、現在でも職員については必ず1名指定避難所のほうに行くことになってございます。こちらのほうでコロナ対策ということになりますと1名追加するのかどうかという話になりますけれども、そちらのほうは地区自治防災会の方々とお話をしながら、人員の確保ができるかどうか確認してまいりたいと思っ

ております。1名は必ず職員が行っております。

それと搬入方法でございますけれども、1名が向かうときに防災倉庫にあるものを持っていくか、または各地区避難所の倉庫にあらかじめ物品を搬入する予定でございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） それでは、私はこの避難所の中身というので質問を出しているのですが、例えば避難なさった方で発熱があった場合、災害に遭われたときに健康状態が皆さん平等ではないので、今回のコロナ禍を受けてきちんとした対策を行われなければいけないと思うんですが、避難所で発熱等々がある方が来られた場合は回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 発熱のあった場合ですけれども、まず、先ほど町長の回答、熊谷議員のときにありましたとおり、まず、入室前に検温をします。その時点で発熱があるかどうかの判断はできます。それで、発熱があった場合ですけれども、一時ちょっと場所はまだ確定はしていませんが、別な避難所のほうに隔離といいますか、行っていただきます。その際に、町の公用車を使うかあまりにも高熱の場合は救急搬送という形にさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） 別の避難所というのは公共施設ということでしょうか。それとも各地区の避難所を1つ潰してそこに集約するという考えでしょうか。どのような御対策を取られるのか回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 地区避難所内にも間仕切りで仕切った部屋を1つ用意したいと考えてございます。あまりにも高熱で受入れ先がまだまだまらない場合は公共施設のどこかを避難所の隔離ということで使いたいと考えてございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） それでは、2点目の再質問に参りたいと思います。

先ほど多方面の被害も考えられるということで、先ほど陸の被害も言われたとおり危惧するところはありますが、一方、稲わらの流出による、やはり先ほども町長も指摘されておりましたが、海洋に与える影響も大変危惧され、大変深刻だと思います。一方で、今年の台風19号のような大雨では稲わら等の流出を防ぐことは課題が多く、極めて物理的に困難であるものと考え

えます。そこで、事前の稲わら等の流出対策というよりは、河川から海洋に流出してしまった場合、速やかに稲わら等の処理を遂行する対策が今後漁業者の方のためにも必要というふうに考えます。しかし、毎年増加している台風リスクの現状を踏まえた場合、他の自治体が甚大な被害を受けている状況も十分に考えられます。去年で言えば丸森さんとかでございますけれども、その場合、河川から海洋に流出してしまった稲わらの処理、この影響を少しでも軽減する対策を本町は県と協議しているのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 海の中のこととなりますと、農政部のほうではなくて、あくまでも県の水産林政部、こちらのほうの対応になるかと思えます。水産林政部との間では突発的なことであり、なかなか予算もないと。その中で、水産多面的事業というのがございまして、国のほうから急遽去年、予算をいただきまして、2,000万円かけて要するに水底ですね、そういったところを小型の底引きの漁船を使いまして、さらってはいるんです。ただ、資金がもう底を突いて、全部さらい切れていないと、そのような回答はいただいています。今後もしまた同じような災害が起きた場合、それどうするのということで、質問はしたんですけれども、これから対策を考えますということで明快な回答は得られておりません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） 漁業者の方に少しお話を伺ったんですが、やはり昨年の台風19号で海洋へ流出して沈殿した稲わら等が海が荒れるたびに刺し網に絡まって、まともに漁にならなかつたり、網が使い物にならなくなり買換えた漁業者の皆さんもいるそうでございます。当然、漁獲量も落ち込み、さらに関連してここに来てコロナでございます。結果的に自主的に休業状態に陥っている漁業者の方もおり、昨年の台風19号の漁業への影響はコロナの影響もあってさらに尾を引きずっているそうであります。漁業者の中には、三重、四重、五重の支払いローンもあり、今後海洋へ稲わら等が流出した場合、ノリを含めた漁業者が乗り切るスタミナが今後あるのか心配になってくるところでございます。対策は急務でございます。

そこで伺います。定期的に漁協、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所とは直接出向いてコンタクトというのは取っていらっしゃるのでしょうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 稲わらに関しては取っておりません。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） それでは、3点目の再質問をさせていただきます。

今後本町のBCPの見直し計画はあるのかということなのですが、今つくっているということですね。今から9年前、未曾有の東日本大震災を契機として、業務継続計画BCPの作成が地方自治体にも広がりを見せている中、併せて町が策定する業務防災計画やBCP以外に、議会独自のBCP策定の必要性が新型コロナの影響もあり、最近クローズアップされているところでもあります。本町には、七ヶ浜町議会業務継続計画、議会BCPは現存しておりませんが、町が策定するBCPの内容が、つまり町民の安全確保、また被害防止の拡大、災害の復旧、回復を図るための体制の整備等の具体的な本町の対策を議会としても有事の際、把握することが必要と考えております。そこで伺います。

BCPの見直し計画後のBCPの内容は議会にも示されるのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 計画の変更の度合いにもよるとは思いますけれども、軽微の場合には議会のほうには報告はしないと思っていましたけれども、内容の変更が多ければ、議会のほうにも御提示したいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） 当然ペーパーベースでの公表として理解していいのでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） はい、そのようにいたします。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） 4点目でございますけれども、先ほど冒頭に、こちらのほうは再質問しないと申し上げたので、こちらのほうに対して一般質問はいたしません。

それでは、2問目の再質問でございます。

こちら、1点目に対してのこちらの再質問もございません。

2点目の再質問をさせていただきます。回答では8割減免ということでもございました。2問目の2点目です。国際村に関しては、感染症が終息した場合、心と体の支援事業も計画されているようでございますが、しかしながら、残念ながら、まだ感染症が終息する見通しが大分落ち着いてはきましたけれども、まだ立っていない状態であります。今後のインターナショナルデイズ等のイベント中止等を考慮した場合、店舗を構えている民間事業者の経営に大きく影響することと考えます。また、アクアリーナに店舗を構えている民間事業者に関しても、公共施設と同様の期間の自粛が強いられた影響と、自粛要請が明けても、市民の皆さんに今も続く音

楽ホールとスポーツジムへの自粛ムードを鑑みた場合、公共施設に店舗を構えているお店の経営を100%に戻すのは特に至難の業であり、他の飲食店と比較しても数段厳しく時間のかかるものと考えます。

そこで伺います。先ほど8割減免ということでございましたが、こちら全ての減免をするというのは難しいことなのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員、先ほどの回答の中で、8割減免、それから全額減免という形の2つの系統が出ているんですが。それについても質問されるんですか。

○4番（木村 稔君） 8割減免です。

○議長（岡崎正憲君） 8割減免の場合と全額減免の場合と両方ありました。

○4番（木村 稔君） 8割の減免の月もあるわけですよ。全部のところじゃなくて、その3か月の全部を8割のところも全額免除ということで質問でした。

○議長（岡崎正憲君） 8割分を全額できないかという再質問ですか。

○4番（木村 稔君） はい。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 国際村と生涯学習課は一緒になりますので、回答したいと思います。

通常ですと20万円の規定の中で8割を減免した形で4万円に消費税を入れて毎月頂いております。それが月の分でございます。当初からも8割を割り引いた形で料金設定しております。その4万4,000円を3月分、4月、5月分と3か月分ありましたので、月ごとにその4万4,000円分を相談があって、減免していたということでありますので、全体的に全額減免になったというふうなことでございます。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） それでは、次の質問に参ります。

3点目でございますけれども、こちら1問目に関しては再質問はしないというふうに冒頭で申し上げましたので、2問目に対して再質問をさせていただきます。

先ほどとてもいい回答をいただきました。しかし、町長、この制度にはちょっと穴がありまして、穴というか、つくっている、作り手が想像力がちょっと足りないという部分もございます。そこに対しては、柔軟な適応を求めていただきたいなというものでございます。こちらは進学先にもよるんですが、住民票を異動していない学生も行っております。生活困窮者自立支援法の10条2項の該当者欄には、離職の日において、その属する世帯の生計を主として維持

していた者を明記しているわけであります。ということは、仕送りを受けず、アルバイトや奨学金、学費の免除等で頑張っている学生でもこれ世帯主でない場合は、この救済制度から外れてしまう。こういう事態になってしまうわけでございます。マスコミ等々でも報道されておりますが、5人に1人が今本気で大学の退学を考えざるを得ない状況だそうであります。学生が勉学や将来の夢を新型コロナウイルスのために奪われることがないよう、その点に関しても柔軟な運用を求めていただきたいと思いますというのですが、町長の回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 本町では中学校までしかないものですから、その大学生とか、専門学校生も含めて、その把握がちょっと難しいと。それで、関係課ともいろいろと把握するのにどうしたらいいんだろうとか、どういった把握があるんだろうかと。例えば、学生さんへの支援を考えるとどういったものに対応ができるだろうかということで、ホームページに出すとか、町の広報に出して、その学生さんが県外に行っている親御さんなり、そういった方々への情報になるのか、ちょっとそういったこともこの国の2次補正とかも含めてそういったことも可能であればということで、今いろいろと模索はしているところでございます。ただ、その本町から出身して、県外とか行っている学生さんとか、その把握がちょっと問題が、把握し切れないというのが現実でございます。

○議長（岡崎正憲君） 学生の関係でもし何かあれば。いいですね。発言を要請してください、再質問として、木村議員。

○4番（木村 稔議員） 結果的に二市三町等々でもんでもらって求めてもらえるという回答でよろしいんですかね。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった塩釜広域行政とそのところに意見交換をしたいと思っていました。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） とてもいい回答をいただきましたので、改めて簡単な確認ですが、私の質問と住民票の制度的なものにこの齟齬というものがいいのかどうか、ちょっと大変危惧している部分もありますので、専門である町民課課長に確認をさせていただきたいと思います。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ちょっとわかりますか、今の大丈夫ですか。逸れていますので、木村議員もう一度。

○4番（木村 稔議員） 先ほどのこの質問で、先ほど学生が住民票を異動していないということとを申しあげましたけれども、それに対して私の質問と制度的なもの、齟齬がないのか、それを確認したいと思うんですが、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） それは回答は求めることでもないですね。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの木村議員の質問ですが、住民票、住基法との関連ということで承りたいと思います。住基法には転出のことをうたっておりますが、基本的には転出者、今回御質問にある学生、学生の方が例えば町内から県外等へ転出されたときに、転出手続を取るかどうかということになってくると思います。当然転出の手続を取って単身関東圏なりの大学に行くとすれば、その転出証明書をもってその大学の所在地なりアパートのあるところの役所へ転入届をして転入するとことで単独の世帯というようなことになりますが、この辺の御質問にもあるとおりですが、住民票を残したまま当然行かれている学生さんもあります。それは御家庭の事情で正月、お盆などは帰省されるために、生活の拠点は実家にあるという判断のもとで住民票のほうをそのまま残されているという家庭もありますので、ここに関しましては、家庭ごとの諸事情があると思いますので、町のほうで全部そこを強制なり、把握なりすることは難しいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔議員） 初めてですが、発言で頑張っていたきたいなと思って、その答えを待っていました。

最後でございますけれども、海水浴場の開設見送りというショッキングな事態もございましたが、新型コロナウイルスの早期の終息を祈念して、3問全て一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 暫時休憩いたしまして、2時20分再開とさせていただきます。

午後 2時06分 休憩

---

午後 2時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、10番遠藤久和議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔10番 遠藤久和議員 登壇〕

○10番（遠藤久和議員） では、10番遠藤久和であります。議長の許可を得ましたので、2問質問をいたします。

まず、第1問目、放課後児童クラブの運営について。

放課後児童クラブが今年の4月から指定管理者による運営となることについて、以前にも質問した経緯があります。その際に、町と利用者の保護者、そして支援員との直接の協議の場を設けるとの回答がありました。新型コロナウイルスの影響により、臨時休校となっている現在の運営状況と保護者の協議、支援員との協議はどのようなになっているのかを伺うものであります。

また、支援員の体制、今までは午後からでしたがフルタイムで活動しているという状況でありますので、それも含めて環境も含め体制等はどのような状況なのかを伺うものであります。

2問目、観光協会との連携についてであります。

観光協会が一般社団法人としてスタートしましたが、事業としては菖蒲田海水浴場の運営が大半を占めております。海水浴場の安全対策は万全で充実しており、多くの来客者から、子供を連れていっても安心との声が寄せられており、全国的にもトップクラスに近いと考えております。しかし、今年の海水浴に関して、現時点で6月には発表がありました。5月20日なので、現時点で町からの何の判断も示されておられません。現在の新型コロナウイルスの状況下で、現場で作業を進める観光協会、出店者協力団体には何らかの説明や協議をすべきと考えております。観光協会は一般社団法人とはいえ、ほぼボランティアというか、まず、ボランティア、NPO団体と同じ扱いだと私は思っておりますが、町の事業等に協力し、活動している団体であります。町長の公約にも非常に実践的に協力している団体だと自負しております。以前、運営の安定のために委託事業の検討を促し、対応したいとの回答もありましたが、今の時点で何の対策、協議もなく、今のままでは秋までに資金的に運営ができないような状況になると予想されております。町は観光協会を本当に必要としているのでしょうか。そういった意味で、町との連携について町の考えを伺うものであります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、放課後児童クラブの運営について。第2問、観光協会との連携について回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、10番遠藤久和議員の1問目の御質問、放課後児童クラブの運営についてお答えをさせていただきます。

御質問の新型コロナウイルスの影響による放課後児童クラブの現在の運営状況、保護者及び支援員との協議はどのようにしているかにつきましては、まず、放課後児童クラブの現在の運

営状況は、臨時休校期間中は、日曜祝日を除く全日程で午前8時から午後6時30分まで開所している状況であります。新型コロナウイルスの影響で休業やテレワーク等で保護者の方が在宅等により、御自宅などで保育が可能である場合は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、放課後児童クラブの御利用を自粛していただくようお願いをしております。さらに、利用自粛に御協力をいただいた方に対しては、お支払いいただいた使用料の全額または半額を還付することとしております。

また、保護者及び支援員との協議につきましては、コロナウイルス感染拡大防止により、一堂に会して協議という形での実施には至っておりませんが、保護者の方々につきましては、これまで同様に利用に関する相談や、使用料などのお問合せ等の際は、個別に電話や窓口において対応をしております。支援員に関しては、指定管理業者と毎月実施しております定例会議で、支援員の勤務状況や児童の利用状況など、情報の共有及び協議を行っているところであります。

また、本年7月に指定管理者制度に移行したことに伴う町と支援員との意見交換を行う場を設けることも検討しているところでございます。

次に、支援員の体制等はどのような状況なのかについてでございますが、先ほど申し上げましたように、日曜祝日を除いた全日程で朝から夜まで開所しているため、当初の予定より1日の1人当たりの勤務時間が3時間弱増えていることを指定管理者からも報告を受けており、当然ながら支援員の疲労もたまっていることは承知しております。そこで、土曜日など、利用者が少ない日で、児童が全員帰宅するなど、通常の開所時間内でも放課後児童クラブを閉所できる状況であれば、若干ではありますが、早目に閉所し、支援員の方々に休養を取る時間をつくる対応をしているところでございます。

今後とも児童にとって放課後児童クラブが楽しみながら、学びながら生活できる場となるよう指定管理者との共通理解を図ってまいりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2問目の御質問「観光協会との連携についてお答えをさせていただきます。

町観光協会は、昨年6月に法人化され、菖蒲田海水浴場の運営や自主的にイベント等を開催するなど、町の観光面に大きく寄与されている団体だと認識しています。また、同時にその協会運営財源のほとんどを菖蒲田海水浴場の運営収入に頼っていることも承知しております。今年の菖蒲田海水浴場の開設につきましては、最終的に中止するとの判断をしております。観光協会からは遅くとも開設2か月前までに判断してほしい旨の要望がありましたが、その可否については、町としてはできれば開設したいとの思いがあり、ぎりぎりまで判断を遅らせておりました。現場で作業を進める観光協会、出店者、協力団体は、何らかの説明や協議をするべき

と考えるとのことですが、新型コロナウイルス騒ぎで一堂に会する会議が難しいこともあり、町では毎年御協力をいただいております菖蒲田浜の区長さん方、町婦人会、菖蒲田浜防犯実働体、七ヶ浜消防署、塩釜警察署、宮城海上保安部にそれぞれ意見を求めていたところでございます。返答については、いずれの団体からも今年は中止すべき、海水浴場がなくても泳ぐ人がいるので、その注意喚起を怠らないようにとの御意見もありました。

また、観光協会の事務局には中止か否かの判断をぎりぎりまで延ばすことは伝えていたと担当課から聞いておりました。

また、議員御質問に運営の安定のため、委託事業の検討を促し、対応したいとの回答については、これまで何の対策、協議もないまま今のままでは、秋までに運営ができない状況になると予想されると先ほど言われましたけれども、担当課からは委託事業の件で2点協議しており、結局実現はしませんでした。その結論も互いに共有していると聞いております。さらに昨年12月に担当課長が観光協会の理事会が開催される前の時間を借りて、町にイベント等の開催や資金面での相談があるのであれば、口頭ではなくて、その目的や収支など、いわゆるマネジメントの記載のある企画書を提出してほしいとお願いしているとも聞いておりました。

いずれにしても、町は観光協会が不必要であると考えておりません。むしろ必要な団体でございます。この難局を乗り越えるために、まずは一般社団法人というふうなことでもございますので、課題、方針などを整理していただいて、協議をしてみたいと思っております。

以上を、2問の回答にさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君）　ここから1問1答にさせていただきます。遠藤議員。

○10番（遠藤久和議員）　まず1問目でございます。

日曜祝日を除き開所しておるということで、今回の状況ですので全体会議というのはなかなか難しいというのは分かっておりますが、ただ、4月意見の交換の場所を設けるということで、そちらのほうに期待したいと思っております。

一番問題なのは、1人3時間ぐらい増えているということでございますが、結局学校は密の状態になるので、開けないところが児童クラブは開くことになってしまうと。つまり学校より密な状況が出ているわけですよ。いろいろな自治体のお話を聞きますと、教室を使ったり、体育館を使ったりということで、片仮名を使うのは嫌なので、安全距離を確保して、そういった形で対応している部分もあります。また、支援員の数がどうしてもフルタイムになりますので、そういった意味で学校の先生だったり、いろいろな職員の方が対応するようにと国からもそう

いった内容が来ているはずなんです。ですが、今までの間、町としては密な環境を取らないようにどういった努力をしていたのか。つまり若干減っても密は密なはずなんですよ。子供たちの対応なので、支援員の方々は密の状況でフルタイムになっているわけですので、ただ、どういった工夫をされたのか、その1点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまの御質問につきましては、その対応としまして、先ほど町長より回答ありましたとおり、保護者のほうでテレワークや休業などにより在宅になった場合は、利用を控えていただくというような形を取りまして、実際、4月及び5月につきましては、6割ぐらいの通常より4割ほど少ない形での利用状況となっております。ただ、支援員さんにつきましては、もう朝から夕方までというところでの勤務となっておりますので、そちらにつきましても配慮をしたというところがございます。ただ、指定管理者のほうで通常3人でやっているところをちょっと4人と増やして対応したいとか、そういった配慮もしておりますので、そのところでは支援員さんたちの対応について若干ではありますが、対応を行ってきたというところがございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○10番（遠藤久和議員） 大体その程度なんでしょうね。ただ、やはり1つ懸念しているのが、支援員の方で、本町はどうか知りませんが、扶養の範囲内で雇用を希望する指導員というのが結構いるようでして、このフルタイムということによって後半のほうになるとそこから金額が税金対策としてシフトが回らないような状況になるというおそれがあるという実際結構あるそうなんです。その辺のそういった調査というか、支援員からそういったことを伺っているとかそういったものは話合いの場で持たれたことはあるんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 実際、フルタイムで働くと扶養を超えてしまうのではないかというような声もあるということはこちらでも把握しております。今後の勤務状況につきましては、夏休みが短縮されるとか、秋休みが短縮されるとか、今後の勤務状況がこれからも変化してくるところでございますので、そのような状況を見ながら今後とも協議してまいりたいということで話をしております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○10番（遠藤久和議員） そういった話合いを持っていただければ、調整をあと今後していくということなんですけれども、今の時点では、七ヶ浜は安定している状況ですので、ということ

なんですけれども、これが本当にこのままずっと行けばいいんですけれども、もし増えればやっぱり今の環境ではやはりまずいということで、私が聞いたかったのは、そういった場合にまた学校が休みになるのかどうか分からないですけれどもね、そうなればもう休まざる得ない状況でしょう、今でも休んでいるんですから。ただ、学童クラブだけが密な状態になっているのは間違いないですよ。だから、その辺を今の時点でやっぱり対応策をちゃんと考えていかなくちゃいけないのではないかなと。そういうような回答を聞きたいんです。状況は大体分かっていますけれども、やはりそれを前提とした対策を今から練っておかなければ、今のままでは変わらないと。つまり保護者とかのそれは60%でしたかね、この間説明のあった6割、でも6割でもソーシャルディスタンスと言っている距離は取れないはずなんですよ。まして子供に接するときにそんな遠くから離れて、止めなさいとか、そんなことはできないので、そういったことも含めてやはり実際にもし本当にもう少しひどい状況になったときに、どういった対応を考えているのか、そこを聞かせていただきたい。そのときになったらまた検討しますじゃなくて、今のうちにちゃんと検討するというのを聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 実際、どのような形で密を防ぐのかというところでございますが、先ほど別の回答のところでも教育長のほうからも話が出ましたように、子供については密を避けろとか言っても、現実的にはちょっと無理な部分がございます。実際、放課後児童クラブの中でもそのような状況でございます。それを踏まえて今からどうするのかと対応はどうか考えろよということでございますが、一応文科省などからも教室を使ったり、教員の応援をもらいなさいということが出ております。ただ、しかしその場合は、支援員さんが休業によって勤務することができない場合であるとか、そういった支援員の確保が難しいであるとか、あといつもより多く利用児童がいるとか、そういった場合で分散してやらなくてはいけないということを前提にあります。ですから七ヶ浜におきましても、そのような状況があった場合にはそのような対応をするというところはほかの団体と同じように考えておるところであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○10番（遠藤久和議員） 今の状況ではその辺が手いっぱいなんだと思います。ただ、支援員に関して、やはり今後もフルタイムになる可能性もありますので、そういった中での支援の体制というんですかね、そういったものはやはりしっかりと連絡を取って、また7月から保護者の意見交換の場ができるということですので、そういった意味でそこに期待したいと思っております。

ます。多分これ以上の答えは出てこないと思っておりましてので、これで1問目は結構ですが、なるだけ無理のない体制をやっていただければなと思っております。

2問目であります。2問目に移っていきます。

海水浴場に関しては、今回は多分無理なんだろうというのは重々いろいろな団体も知っていますが、もうちょっと早く知らせていただきたかったなというのが全体的なお話であります。また、それで1年分御飯食べている人もいますので、それによって極端なのでね、できれば判断として分かってはいてももう少し早く欲しいなど。観光協会に結構問い合わせは来ますけれども、あくまでも町の判断、町で我々何とも言えませんというような返答しかできなかったのも、最低2か月前というのは、やっぱり準備しなくちゃいけませんので、今の時点で中止になったのがやろうと言われても、もう対応はできない状況であります。ただし、この海水浴場がじゃあどのような状況になったらオープンできるのかといったときに、ワクチンができれば、この先ずっとできないというような思いがあるんですね。ただ、今あちらこちらでいろいろオープンしているのは、その状況を見ながらですけども、ただ、海水浴場で実際運営しているときに、どこの部分が危険なんだとか、ビーチの管理をすれば、ビーチは安全なのではないかと。

あるいはお金の支払い、ここの部分が問題なのではないかと、その現場との打ち合わせというのは、やっぱり問題点をとにかく難しいなだけではなくて、これをこういうふうにすれば、可能性があるのではないかと、そういった話合いが欲しかったんですよ。でないと、もうワクチン出るまではずっとできないということだと私は思うんですよ、今のままだと。料金の支払いとかの部分でもどういった工夫をすれば、感染を防げるのかとか、ビーチに関しては屋外ですから、一定の指導をやればある程度ビーチに関しては感染を防ぐ効果はあるのではないかと、ということで、そういった話合いをしたいということで、先ほど、12月に企画書を出してくると言いましたけれども、12月に企画書というのは遅くないですか。12月に企画書を出してくると言いましたよね。本当はそういったものを出していても、予算7月頃でないと間に合わないとか、そういったえらい齟齬があるんですよ。そういった意味で、話し合っているとは言っても、そういったずれがあって、お互いにかみ合わないというのがあるんです。そうすると、全然協議の場になっていないという、そういう意味であります。

ですので、そういった具体的な協議を持つ場、特に6月、7月になると海水浴の準備に入っで忙しいのでお互いになかなかできないのかもしれませんが、今年ないのであれば、集中的にそういった今後の問題を話合う機会を多くつくるべきではないかと思いますが、いかが

でしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） まず海水浴の中止については発表させていただきました。中止とすると、その理由というか、お金とか何が問題なのかというのは、実は、例えばコロナが発生した場合、追跡ができない。そして今回県外からの流入も、もしか開設すればあるだろうと、そういったところの多くの皆さんに、逆に発生した御迷惑をおかけすることになるというふうなことで、その発表が遅いんじゃないかというふうなことなんです、それについては例年の状況を見ておりました。大体5月の20日過ぎかその辺では出しているというふうなこと。それで、神奈川県鎌倉とか、由比ヶ浜とか、そちらのほうの情報もいろいろと情報交換していました。そうすると神奈川県なんかは予約制とか、いろいろなことを出してハードルを高くしているけれども、あれじゃあできないというふうなことで、鎌倉のほうでも今回は花火も海水浴場も中止をするということであの辺一帯は中止をします。我々のほうも茨城の大洗海岸とか、あちらのほうからも流入してくるとなると、ちょっとその辺も懸念してどうなのかと。人の流れがどうなるんだろうかというふうなことで、いろいろ私なりに調べて情報交換をして、今回は申し訳ないけれども中止をさせていただくということでさせていただいたわけでございます。

あとは協議の場を設けてほしいというふうなことで、これについては、さらに本当に今後の対応とか、どういう、もっと具体的に、そしてマネジメント的にどうなのかということも含めてやっぱりこの辺はさらに協議をしていかなければならないと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○10番（遠藤久和議員） 観光協会に関しては、私もあちこち観光協会がどのように運営されているかというのはいろいろな自治体に行って、見るんです。そうするとやっぱり法人とはいっても、完璧に自立してやっているところはどこもないんですよ。中には理事の中に副町長なんか入っていたりするところも結構あるんですよ。そういった意味で、完全に独立運営というのは難しいというか、ほとんどそういったところはないんです、実際は。あくまでもやはり町、市、そういったところの観光事業とかそういったものを助けるというか、そういった役割が観光協会であって、一般社団法人、法人だから自分たちで全てやれとかっていうのはそういうのは無理であって、例えばアクアゆめクラブとか、いろいろなところが指定管理者のように町の事業を受け取って、委託業務をやっているのであれば、ある程度運営できますけれども、不安定な海水浴場の運営ですよ。天気が悪ければ駄目、あとこういった状況になると当然駄目と。

そこで、法人になっていろいろ工夫をやっていますけれども、まず原資がないんです。そし

て事業を起こせといっても、金を借りてまでじゃあ理事で借金してやれるかと言えば、そういった団体でもないんですよ。なので、非常に難しいことは難しいので、やはり密な協議というのが必要であると思います。なので、担当課ももうちょっとお互いに理解し合えるように密にやっておかないと、お互いに誤解してこういうふうになってしまうんですからね。その辺を課長よろしくお願いします。

なので、観光協会としてもやはり会長から含めて、少しやる気がぐっと落ちているんです。なのでね、もうちょっと密に、少し励ましてやってやらないと大変だと思います。ましてや事業をいろいろ工夫してやっているんですよ。ただ個人単位でやるしかないの、予算ないのでね、それでも何とかしようとしてやって、あとイベントごとにいろいろなものはやっているんですけども、イベントの収支なんていうのは、たかだか知れているものですから、そういったものも含めてマネジメントって簡単に言うけれども、そんなに簡単なものじゃないですから。普通の会社が潰れているのに、観光協会がそんな大きなことができるわけじゃないじゃないですか。ということで、何を言いたいかというと、もう少し緊密に連絡を取って、そういった場を設けて、ちゃんと上に上げてもらうようにしていただかなければ何も進まないということで、そういったまず協議の場を改めて定期的に、そしてちゃんと町長、副町長に上がっていくような形を取っていただけるという考えはないですか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） まずはおっしゃることもわかりますけれども、まず観光協会として、要は、何をしたいのか、何をさせたいのか、何ができるのかを私は一番知りたいんです。そのマネジメントを知りたいということなんです。もちろん何でもかんでも黒字にはならないですよ。そういった意味では、この4年間で町が拠出しているのは2,300万円ぐらいだと思います。ここ2年間でも570万円ぐらいの補助金は出ていると思うんですが、それでも成り立たない。

私も今回いろいろと見て、大きく観光とかというものの部分については、8年間にわたりこれまでインバウンドだ何だって世の中日本中騒いで、多くの観光客が来ていると。それでこのコロナ騒ぎで、たった2か月かそこらでもう成り立たないという、それだけ内部留保というか、そういうものも確保できなかったのか。さらには賃金水準も低かったのかとかと。それだけ産業が連関しない業種なのかと。そして復元するときには一番最後になると思うんですね、この観光なんていうのは。ちょっと観光で成り立つ、皆さんよく七ヶ浜に来ると、ここは観光の町として観光で成り立つようにとよく言うんですけども、私はなかなかその観光で成り立つというのは難しいと、正直なところ思っているんです。

だからその中で本当にこういった部分で七ヶ浜を売り込もう、こういったことであれば七ヶ浜のPRになるし、いろいろなことで物産でも、例えば物、特産でもそういうものが広がるんだらうかというふうな部分をぜひピンポイントでもいいですから売り込みたい。正直海水浴場だけでは駐車場収入だけです。それで成り立つというのではないです。昔はと言えばあれですけども、私も地元で育って、海の家とか、庭先に駐車スペースを確保して小遣い金を稼いだりとか、海の家と契約したり、民宿とかがあったためにそこで潤いました。でも、今は東日本大震災以降、平地で駐車場くらいのスペースしかない。その中で運営すると本当に正直に言って苦しいと思います。そのほかのポテンシャルといっても七ヶ浜というのは面積が小さい分、滞在型が少ない。宿泊施設もない。ということはやっぱり宿泊と飲食と交通網がしっかりしていないと観光というのは私は成り立たないと、正直なところ思っているんです。

ただ、町の観光協会はその中でいろいろな工夫とかアイデアを出してほしいと役場だけでのアイデアだけでは成り立たないから、もっと別な発想のものでお願いしたいというのが本音でございます。ですから、必要な団体でございますので、いろいろな何をしたいのか、何をさせたいのか、何ができるのか、少なくともその3つくらいはPRしてほしいと思います。もちろん産業課長もそういったところに積極的に出ていただいて情報を収集してもらいたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○10番（遠藤久和議員） 今町長より、やはり観光というのは厳しいというのは私も実際そう思います。観光協会がこの七ヶ浜にたくさんの誘客をして、そこにお金をおろすというのは並大抵というか、ちょっとそれは違うと思うんですね。ただ、今町のルバーブだったり、特産品とかを作ろうとしていますよね。ただ、なかなか商業ベースにまでは行っていない。実際作る方がどれほどいらっしゃるのかということで、観光協会の理事の中に、そういったところに着手して取り組もうとしている方やあとせっかく来たのに七ヶ浜をただ1周して帰っていかないように、前からですけどもボランティアガイドを何とか育成しようとかって、そういった動きは、というか動いているんです、実際は。ただ、事業ベースにまではまだなっていませんので、ただ何もしていないというわけではなくて、そういった町の特産品なり、町の事業の手助けをするためにじゃあどうしたらいいのかということで、ちゃんと動いていることは動いておりますので、その辺は改めて示していきたいと思います。示しているのは担当課でちゃんと打合せできればそういったものが出てくると思いますので、これ以上は、とにかく協議の場を多く持つていただくということで理解して質問を終わります。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 分の再開といたします。

○議長（岡崎正憲君） 暫時休憩いたしまして、2 時 20 分再開とさせていただきます。

午後 2 時 5 2 分 休憩

---

午後 3 時 0 5 分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、12 番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[12 番 歌川 渡君 登壇]

○12 番（歌川 渡君） やっと私の時間になりました。12 番日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3 点について伺います。

第 1 の質問は、長須賀多目的公園に桜並木を設ける考えはないかを伺うものであります。

現在、花渚浜長須賀地区に 1 工区、2 工区と分け、多目的公園の建設が進められておりますが、県道七ヶ浜多賀城線に沿って遊歩道を備えた桜並木を植栽する考えはないか伺うものであります。

さらに、桜と桜の間には、町花となっているハマギクを植栽し、スポーツレクリエーション施設に加え、春と秋に住民に親しまれる憩いの場、観光スポットとして取り組む考えはないか伺うものであります。

第 2 の質問は、通学路に隣接する危険ブロック塀の安全対策（除去及び改修）について伺うものであります。

一昨年 8 月に、全国で報道された大阪府北部地震で倒壊したブロック塀事故を受け、本町において危険ブロック塀と確認されている所有者に対し、危険ブロック塀除去等費用補助金交付金を設け、児童生徒の登下校時の通学路の危険箇所の解消を進めているところでありますが、早期解消を求めるに当たり、補助金交付状況と今後の対応について以下の 3 点について伺うものであります。

1 つは、直近での調査判定（七ヶ浜町判定で平成 30 年度及び令和元年度）の各件数は何件確認されたものか伺うものであります。

2 つは、町の要改善（D）及び緊急改善（E）と判定された危険ブロック塀補助金の交付件数は何件受理されているのか。

3 つは、特に判定で緊急改善（E）とされた世帯に対する早期解消のため、今後の除去への

協力及び費用援助はどのように考えているのか伺うものであります。

第3の質問は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の有効活用について伺うものであります。

1つは、前者の質問で、今のところ考えはない。今後の状況を見ながら検討することはあり得る。との答弁がありました。改めて仙台市を含め、近隣市町が住民生活事業者の経済活動の支援策として取り組む水道基本料金の減免を本町でも行う考えはないか伺うものであります。

2つは、休校に伴う準要保護世帯の学校給食費の取扱いについても、要保護世帯同様に対応する考えはないか伺うものであります。

以上、第1回目の質問とし、町長の説明を求めるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、長須賀多目的公園に桜並木を。第2問、通学路危険ブロック塀の安全対策（除去及び改修）。第3問、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の有効活用についての1点目の回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川議員の1問目の御質問、長須賀多目的広場に桜並木をについてお答えをさせていただきます。

長須賀の多目的広場の植栽整備については、平成24年度から令和元年度まで復興支援をいただいております愛知県大府市の派遣職員を通じ、現在ハナモモの苗木、70センチくらいのもので44本寄附の申込がございまして、そのハナモモを植える計画をしております。ハナモモの苗木は長須賀多目的広場整備工事1工区の広場を囲む形で遊歩道、外周約700メートルございまして、幅は1.5メートルです。遊歩道をぐるっと囲む形でカラー舗装を計画しており、それに沿って植樹したいと考えております。ハナモモは本当にあでやかなピンク色や赤や白の花が春に咲く、観賞用として改良された桃の品種でございまして、ずっと派遣職員として来ていただいていた大府の建設部長をされた方がぜひこちらのほうにもハナモモを寄附したいということで申出がございまして、その対応をしたいと考えています。

また、広場への植栽としては、夏の日差し対策と秋には子供たちが拾って遊べるようにどんぐりが実る木、シラカシですね。これは常緑ですが、主に大型複合遊具付近へ配置を計画しております。今後町花のハマギクの植え込みも検討し、既に完成した近接の菖蒲田浜海浜公園と一体的な憩いの場として整備をしてみたいと考えております。

まず1問目がその回答とさせていただきます。

次に2問目の御質問、通学路危険ブロック塀の安全対策、除去及び改修についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、本町では2018年6月18日に発生した大阪北部地震により、登校途中の小学生がブロック塀の下敷きになり死亡するという痛ましい事故が発生したことを受けまして、早急に町内の危険ブロック塀を町独自で調査した経緯がございます。その後、危険と思われるブロック塀を対象に、所有者の了解をいただき、専門的見地から一般社団法人宮城県建築士事務所協会へ調査を依頼し、危険度判定を行っていただいております。

議員御質問の1点目、直近での調査判定の各件数は何件ですか。これは七ヶ浜町の判定ですね。についてお答えをさせていただきます。

本町では平成30年度から令和元年度において、通学路における危険なブロック塀、合計42件の調査を行い、特に問題なしから緊急改善までをAからEまでの5段階で判定し、所有者へ通知をさせていただいております。判定別の内訳は、Aが1件、Aというのはあまり危険度がないということです。Bがゼロ件、Cが4件、そして町の危険ブロック塀除去等費用補助金の対象となるのがDとEでございます、Dが23件、同じくEが14件となっております。

次に、御質問の2点目、判定D及びEの補助金交付件数は何件ですかについてお答えさせていただきます。

補助金の交付件数は平成30年度は4件、令和元年度は8件の合計12件となっており、判定別ではDが9件、最も危険とされるEが3件となっております。

次に、御質問の3点目、特に判定Eの世帯に対する今後の除去への協力及び費用援助はどのように考えているのですかについてお答えさせていただきます。

費用援助につきましては、令和2年度より1件当たり補助の金額の上限を7万5,000円増額し、現在合計37万5,000円の補助金額としております。また、5月1日現在の令和2年度危険ブロック塀除去等費用補助金の申請は、7件となっており、これは昨年度同時期の申請件数を上回るペースとなっております。所有者の方の危機意識の高さがうかがえるところでもございます。ただ、しかしながら、DとE判定の危険ブロック塀所有者でいまだ危険ブロック塀の除去等を行っていない方に対して、個別の通知等を行うなど、町としても再度訪問するなどして、より一層の事業の推進を図ってまいる考えであります。

次に、3問目の御質問、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の有効活用についてについてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今般の補正予算に計上

しておりますとおり、約9,000万円が交付される見込みとなっており、事業者への支援等に活用することとしております。

初めに、御質問の1点目、近隣市町が支援策として取り組む水道基本料金の減免を本町で行う考えはないかという御質問でございますけれども、先ほど仁田議員の質問にも回答させていただきました。今後の状況を見て、経済状況、景気状況も踏まえて、さらにその落ち込み等があれば、期間限定ではございますけれども、限定となると思っておりますけれども、考慮したいと、検討したいというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほども申しました4月から令和5年までの3月分まで36か月間、本町では長いスパンにおいて軽減をさせていただいているというふうなことでございますので、まずは今後の状況を見てまいりたいと思います。

以上、私のほうの答弁とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、第3問の2点目の回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） 歌川議員の3問目の2点目、休校に伴う準要保護世帯の学校給食費の取扱いも要保護世帯同様に対応する考えはありませんかについてお答えいたします。

歌川議員のこの御質問の意図については、令和2年3月13日付事務連絡で厚生労働省から各都道府県の生活保護担当部局へ通知された新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に伴う生活保護業務における学校給食費の取扱いについての文書で、要約すると、既に生活保護費の教育扶助として支給された給食費分については、福祉事務所への返還を求めないこととされたいとの取扱いが示されたことから、就学援助費として学校給食費が支給されている準要保護世帯に対しても同様に対応する考えはないかという意図だということと理解して回答いたします。

この通知には、さらに次のようなことが記載されております。生活保護制度において通常予測される生活需要については、経済的最低生活費のやり繰りにより賄うこととしているが、この臨時休業に伴う家庭での昼食は、通常予測される需要ではないことに鑑み、被保護者に対して返還された学校給食費については、福祉事務所への返還を求めないこととされたいというものであります。

そこで、御質問の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、就学援助費として学校給食費が援助されている準要保護世帯に対しても臨時休業中の家庭での食費負担増

の軽減を図るため、学校給食費相当分を支給してはどうなのかということについては、今後の国の補正予算の動向や、それから近隣市町村の対応、さらに準要保護者の状況を見て、適宜判断してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほうをお願いいたします。以上です。

○議長（岡崎正憲君）　ここから1問1答でお願いいたします。歌川議員。

○12番（歌川 渡君）　第1問の質問であります。

町長からは、震災で支援された方からハナモモ、きれいな花ですよ、ピンクの濃いやつ、私も当初それを考えていたんですよ。でも、桜がいいかなと思ってね、私、議員29年やって、こういう自然、風景に情緒あるような質問をするのというのは初めてなのでね。私の性格に若干合わないんですけれども、なぜこういうふうになったかというね、私、ちょっとこの頃年も年になってきたので、ちょっと余談になります。時間的な余裕がつくれたので、去年と今年、家族で桜紀行みたいな形で、去年は茨城かな、今年は長野と群馬のほうにコロナが始まって、まだ県外に行っちゃ駄目だと言われないときに、今年は長野と群馬に行ったんです。そこでやはり桜紀行なので、桜のあるようなところばかり行ったんですね。そうすると、やっぱりこう私、あんまり花とか木とかそういうようなのに興味がないんですけれども、やはり実際行ってみると、ああいいいなって、そしてその近くにはハナモモがたまたま点在していて、桜は若干薄いんですよ、ハナモモって本当にピンクの濃いやつなのでね。いいなとは思ったんですけれども。

そこで、私、町内にちょっと戻ります。町内には大木囲貝塚とか、君ヶ岡公園、そして縦断線ね、中には桜並木的な、あとは桜の植されている集団の公園なんかはあるんです。しかし、一定の今こういう時期ですけれども、地域の方が行って、寄り添いながら自然観察しながらコミュニケーションを取るといのはなかなか町内にはないような状況ですね。そういうところを考えてみたら、今言ったように、去年、今年見てね、せっかくだから君ヶ岡公園と七ヶ浜多賀城線のところに造ったら、どれだけいいのかなというふうに思いました。そして、ちょっといつものパターンで申し訳ないですけれども、私のこれが長須賀の多目的公園全体配置図の中の長須賀多目的公園桜並木予想図というのをつくって見たんです。これね大体600メートルちょっとあるんです、ここだけで。そうすると、大河原とか、ああいうところから見れば格差はあるんですけれども、設けることによって結構副町長はじめ、いろいろな団体なんか散歩しながら行って、楽しめる場所じゃないかなというふうに思っているのですね。その点では、含めて町内の貴重な観光スポットにもなるのではないかなというふうに思います。そういう点でね、

ぜひハナモモも植栽しながら、そしてこの桜並木を造って、大体幅4メートルから5メートルぐらいある並木を造って、桜の間にはハマギク、そしてハマギクについては、ここの役場の庁舎前にはあるんですけども、ほかの町内にあんまりハマギクっていうのはないんですね。

でも、私が七ヶ浜に転居したときに、町からハマギクと桜か何かの木をもらったような気がするんですけども、そういう時代があったかなというふうに記憶しているんですけども、桜の木はまだ庭に植えているんですけども、ハマギクはもう根っこから切っちゃって、あんまり増えるので、そういう悪い過去もあるんですけども、そういう点でね、改めて自分の過去を反省しながら、ぜひ新しい観光スポットとして考えることないかなというふうに思って質問をさせていただきました。そういうことで再度。

- 議長（岡崎正憲君） 質問として今は、どういう質問なのでしょう。よくわからない。
- 12番（歌川 渡君） ということで、再度桜並木を植栽する考えはないか伺うものであります。
- 議長（岡崎正憲君） 町長お願いします。
- 町長（寺澤 薫君） 桜というよりは、今お話ししたハナモモの木を多く植栽したいと。こういった花の話を歌川議員とできるなんていうのは、本当に私も驚いていますが。ただ、ハナモモの木は、樹種としてはバラ科なんです。ですが、あとは塩害にどうなのかということは今ちょっと調べています。大丈夫じゃないかと言われているんですが、その辺も含めて、その辺はできるだけ多く植栽してまいりたいと。ハマギクももちろん植えます。ただ、ハマギクは私も子供の頃からですが、遠くで見ているとすごくきれいなんです。近くだとそんなにきれいには感じない部分があるんですが、島とか、ああいう際とかに植わっていると、すごくきれい、崖とかの端に植わっているときれいなんです。ただ町花でございますので、その辺も含めてバランスのいい植栽を心がけてまいります。

そしてあとは園をぐるっと回れるように歩道幅は1.5メートルですけども、ぐるっとそのエリアを回れるように考えております。歩道はその県道沿いの周りからぐるっと駐車場のほうもぐるっと回れるような形での奥のほうも歩道をつけてというふうなことで考えていました。

（「四十数本」の声あり）取りあえずハナモモの木は四十数本ですけども、そういった意味で植えてまいりたいと思います。そういった対応をしてまいりたいと思っています。

- 議長（岡崎正憲君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） ということで今の話だと、駐車場側とここと歩道に沿ってもこっちにそってもやるということですか。（「今回のこちら側ですから」の声あり）1工区ね。じゃあここに四十数本、全部。囲うようにね。じゃあ私の桜からハナモモに変わったということで、た

だ、ハマギクは若干菊アレルギーなんかがあるので、アナフィラキシーとかそういうようながあるので、それについてちょっと調べていただいて、せっかくの町花なので、そういうところを植えながら、私の家族なんかもハマギクが町花なんていうのは全く知らなくて、あんな子供の卒業式に何歌ったのやって言うんですけども、ということで、桜もぜひ検討して、前向きにしてもらえればなというふうに思います。これについては終わります。

2点目、危険ブロックに移らせていただきます。

危険ブロック、まず、1、2については件数の把握ですので、再質問は終わらせていただきます。

3点目について質問させていただきます。

そこで、やはり調査判定で特にEですね。一番危険なのが。この未改修件数は14件中11件あるんです。これは新年度はちょっと別としてね。多分新年度はここに入っていないと思うんですけども、新年度実態、汐見台四丁目の方なんかも多分Eではないと思うので、そこで、約8割緊急改善改修が必要なEが約8割残っているんですよ。そこで11件の所有者の除去に対する費用とか、あとは除去とさらに改修したいという費用について、町としては、その11件の世帯の費用というか、そういうものを把握しているのかどうか。この間についても既に改修された12件については、メートル当たりの費用と補助額、37万5,000円とか、それに満たない金額については補助しているので、そういう点では、残り11件についての費用状況、または改修することによってどのくらいかかるからなかなかできないんですって言っていると思うので、そういうところを把握しているのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ブロック塀の形状とか長さとか、高さとかは関係しますけれども、高くなると200万円を超える改修費用がかかる方もいらっしゃいます。あんまり多くなければ100万円もかからないでやる方もいらっしゃいます。ただ、それは個人の所有で、こちらで見積もりを取るのではなくて、個人の方に見積もりをお願いしていることもございまして、11件の方、各1件1件の見積金額とか、こちらでは把握してはございません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） 私ね、特にEというのは緊急改修なり改善が必要でしょう。だったらやはりましてや今は見積もりなんかは無料でやってくれる業者が多いと思うので、そういう点では、担当課として、見積もりについては業者を紹介して、どのくらいかかるのかとか、そういうも

のを把握する気概というか、気持ちはないのかどうか。そうすることによって、今後のアドバイスの仕方とか、対策の仕方ができるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これまでしてこなかった理由とあと今後その11件については新年度の中で費用の積算を確認しながら、どういうふうにやっていけるのかどうかをする考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まずもって一番必要なのは御本人の承諾が必要だとこちらでは判断しております。まず御本人と相談をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） そして、その特に11件の危険ブロックと判断された構築物の主に構築年数というのが大体平均どのくらいあるのかどうか。今というのはあんまりブロックなんていう構築物は少ないと思うんですけども、そういう点では平均的に何年経過したのが多いのかどうか。そういうところを把握しているのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 調査はしたんですけども、耐用年数とか、何年ごろ造ったかというまでは我々見ただけでもちょっと分からないのが実情であります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） Eの危険ブロックの所有者の世帯の構成なり、所有者の平均年齢というのは把握されているのかどうか。私、この間2件の方の相談があって、その両方とも、1人は高齢者とおばあさんの独り暮らしでした。あともう一人は、同じく高齢者、両方とも80歳過ぎていてるんですけども、高齢者世帯の方でした。そういう点では、高齢者の古い家ほどブロック塀が多いし、そして改修するにも年金暮らしでなかなか改修できないというような状況も見てるので、そういう点ではそういう人たちの生活実態なり、家族構成というのが改修できない原因になっているのではないかなというふうに思いますけれども、そういう点でそういう家族構成的なものを把握しているのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今のところ把握してございません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） 次は、実際に平成30年度と令和元年度で先ほど全対象者が42件あって、補助交付が12件、そして未改修件数が25件となっています。42件でD、Eが37件、そして補助を受けた件数が12件ですので、残り25件あるんですね。そして先ほど言ったように、特にEが合

わせて11件まだ残っているんですよ。やはりそういうEが11件、そしてDについては14件、先ほど説明があったように。それをやはり町としては通学路の危険ブロックとして認識しているわけですから、その除去及び撤去に関わる完全実行、完全撤去計画みたいなものを年次計画として持っているのかどうか。質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 年次計画的なものは持ってございません。まずもって、所有者がいらっしゃると。個人の財産であるというところがまず引っかかるところでございまして、まず町でどこまで入り込めるのかというのは今後検討してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） 今度教育長に伺います。

通学路の危険ブロックであります。そこで、やはり子供の特に登下校時の安全確保のために今担当課では、その完全撤去の年次計画もつくっていないという状況の中で、教育長としては、子供の安全が確保されているということで、現状の認識されているのかどうか。そしてこれでいいと思っているのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 既に町のほうでE判定をしているわけですから、危険な緊急に早急にやらなくちゃならないという判定をしているわけですから、そういう判定をしている以上は、これは危険な状態なので、実際に子供たちが通学する道路に、そこを通学するコースになっている子供もいます。学校によっては、こちらのほうから学校にこのコースについてこうなんですよ、ちょっと危険なので注意してくださいねというような指導はしています。学校のほうから子供のほうに指導しているということが今のところ精いっぱいなところで、直すか直さないかということについて改善するかしないかということについてまでは学校としてはそこまではタッチはしていません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） 元に戻ります。そもそもが一昨年8月にこういう事故が起きたことによって調べて町として追加で37万5,000円の補助事業をやった。そのことによって改修が進んだというのは現実ですね。しかし、改修されていない、またはしたいんだけど、するだけの財力がないという世帯も多分多いかと思います。さっき言ったような家族構成を見ると。そういう点では、やはり残りの未改修の25件を早急に改修することが住民の安心安全、そして所有者のやはり気持ちの安心安全にもつながるのではないかなというふうに思います。

そこで伺います。七ヶ浜、確かに除去と改修で37万5,000円、これは高いほうですね。一番高いのが塩竈市ですか。除去が30万円で、改修が10万円で40万円かな。それは別個別個で。七ヶ浜の場合は一緒ですけれども、そういう点を含めれば、結構上位のほうですけれども、私、最後の質問になりますけれども、やはりもっと補助額を増やして、個人所有物でありますけれども、地域の交通危険箇所の撤去ということではやはり早急にしなければいけないというふうには町として、教育部局としても認識しているので、それについては、所有者の状況を確認しながら、どこが足りないのかというところを把握しながら、必要な手当て、そしてその必要な手当ての一つとして補助金の増額をするべきかと思うんですけれども、最後の質問になります。補助金を増額する考えはないか質問に答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 補助金の増額というふうなことについては、平均的に取り壊し部分を今見ているというふうなこと。そうするとどれくらいの費用がかかるのかというふうなことも今後ちょっと算定をしてみたいと思いますけれども、そういった所有者に対して促していくということでは今年も現段階で町の分で6件の申請が出てきているということで、お願いをしてみたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） 町長の答弁でもありました。これが危険ブロック年度別対象確認場所と未改修状況ということで、25件あって、今回6件が新年度でやったので19件が残っています。やはりこういうものの早期解消をやはり図るためにも改めて新年度事業で増額を求めて私の第3の質問に移らせていただきます。

第3の質問は、水道の料金の引き下げをやる考えはないかということで質問をさせていただきます。

まず、前者は県南のほうの自治体の事業の説明なんかもしました。私も町長も時々認識するんですけれども、近隣市町の動向に倣ってということで改めて、これが新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、水道使用料金を軽減している近隣市町村ということで、仙台市については7月、8月の検針上下水道基本料免除、塩釜市については6月から8月の3割減、多賀城については5月から8月の検針分で半額と、そして利府町については4月から6月の検針分で3か月の基本料金免除、大和町については5月から7月の3か月分基本料金免除、大衡村については同じく3か月の基本料金免除ということであります。そういう点では、時々私の質問で、町長、二市三町足並みそろえることも必要だということをする答弁されております。こういう

ことを鑑みれば、ぜひ足並みをそろえて、寄り添いながら軽減策をやる考えはないか、改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 今歌川議員がお示しになられた各町村、見てください、よく。2か月、3か月、金額にしたら、例えば塩竈市口径20ミリ、基本料金1,300円、減免額は1,287円です。多賀城市、約4,000円です。利府町4,191円です。松島町でも3,795円、20ミリです。うちの町は1万9,800円です。長いスパンでその家庭を支援していると思っていただくとありがたいんですが、先ほどお話ししたとおり今後の景気動向によっては期間限定でございますが、新型コロナ関連の部分としては検討の余地はあるというふうなことで回答を再度させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） 再質問させていただきます。

町長は36か月、3年間の長スパンというふうにお話、説明されておりますが、たかが3年間ではないかなというふうに思います。そこで、今町長の言われた水道事業会計をちょっと見せていただきました。令和2年度の水道事業会計の予算実施計画説明書の中で、令和元年度から令和2年度で、今回町長が言った36か月で水道料金の口径別基本料金が約4,193万円と軽減されています。これの約3年分というふうになりますね。しかし、水道会計4,000万円減ったと。事業費が増えたというふうになる一見見えるんですけども。ちょっと待てよと。②令和2年度末における現金預金状況、これの予算書の中に書かれております。科目的には流動資産と現金預金、令和元年度水道事業会計予算貸借対照表令和2年3月31日と令和2年度水道事業会計予算貸借対照表で令和3年3月31日付のそれぞれの現金、預金を見ました。

そしたら、確かに現金、預金は減っているんです。3,852万8,000円、わずか500円軽減したことによって、じゃあそのまままるっきり赤字かと見たら、現金預金でも減っていますけれども、その分は3,800万円しか減っていないんですよ。そうすると、そんなに私なんか水道事業の一般質問の中で、1年間ただにしたっていいんだよということを言ったような記憶もあるかと思うんですけども、いまだに現金預金が16億円あるんですよ。こういうことを有効活用と地方創生交付金なんかも利用するとか、あとは現金預金を取り崩ししても、十分対処できるのではないかなというふうに思いますので、そういう点と36か月の軽減するのは当たり前、さらに永久的に軽減する。そのほかにも余裕があつて近隣並みに2か月、3か月なり、5か月なりできるんじゃないかなというふうに思いますけれども、改めて実施する考えはないか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、今後老朽化対策とかいろいろ長いスパンで水道経営を考えていかなければならない。ですから、今、目先の現金があるからといってそれを取り潰すようなことはできるだけしたくない。安定経営を保って料金をずっと一律にしたいというふうなこと。ですから、今回の例えば期間限定で今後検討する余地があるというのは、新型コロナとか、そういうポイントで、ピンポイントでその対応をするような形で家計支援、そういった部分では対応を考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） 震災前は、この現金預金10億円ぐらいでした。現在16億円、震災のおかげで現金預金もかなり増えたのではないかなと思います。

そこで、私、水道事業会計の6月の調定部分で基本料金の減免をしたらどのくらいの費用かかるのかなと思ったら、2か月で真ん中3,800万円、3か月で5,700万円、5か月で9,500万円、これは上下水道の基本料金です。私、こういうのをやっただけでも16億円あるのでね、ぜひ前向きに検討及び実施することを求めて次の質問に移ります。

給食であります。給食についてと、今後の国の補正、近隣市町の状況ということであります。

そこで質問いたします。まず、教育長が示した3月13日の生活保護における学校給食の取扱いについて、そして先ほど教育長が読んだ、この臨時休業に伴う家庭での昼食は通常予測される需要ではないことに鑑み、被保険者に対し、返還された学校給食費については、福祉事務所への返還を求めないこととされたいというようなことを読み上げました。私、準用保護というのは、要保護と若干違うんですね。それは文科省と厚労省の違いがある。そして生活保護というのは、教育扶助、生活扶助、それらを含めて7つの扶助事業があるんですけども、準要保護というのはその中の教育扶助ですよ。そしてその中で要保護と全く補助事業的には同じような扶助事項で支援されているということでもあります。そういう点では、就学援助における準要保護というのは当然経済的に就学困難なものであるということなので、そういう点では生活困窮者の一種であるという立場からも要保護に準じた施策を対象に早急にすべきではないかというふうに思いますが、近隣の状況ではなく近隣の状況に先んじて実施する考えはないか改めて求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 現時点では先ほど回答した状況を見て、実施していきたいというふうに思っています。同時に、厚生労働省のほうからの事務連絡が6月中旬あたりに国の補正が決まると思うんですけども、それが決まると同時に、厚生労働省のほうから各市町村に厚生労

働省の事務連絡が来るだろうと。若干私はそれに期待しているんです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川議員） インターネットで調べたら、いっぱいあったんですけども、ちょっと書き切れないので、取りあえず準要保護世帯に給食費を支援している自治体、愛媛県は県として給食費相当、あとはこういうところであり、先んじて実施しています。近隣ではまだ実施されているところありません。ぜひ本町が先んじて実施するべきと思います。そこで、実際にどのくらいの費用がかかるのかなということで、取りあえず3月と5月だけで追ってみました。小中学校の準要保護の児童生徒というのは約115名であります。そこでそれぞれの小中学校の給食費、そして4、5月だけ、3月はちょっと除いて、月20日で平均してしました。そこでも136万円だけで十分対処できるんですね。私、そういう交付金を当然当てにするのも結構ですし、あとはこういう保護世帯の方が支給されている。私はそういうことを鑑みれば、教育振興事業の一つでもありますから、1億円ある教育振興費の一部を充当して、こういうものに早急に充てて、そして今後の国の補正を期待しながらよかった。また残念だとなるかもしれませんが、そういう点で、せっかく町としても教育的な立場、そして子供の未来を重んじて子ども未来課もつくったわけですから、将来の期待される子供の育成にもこういう一人一人の子供を大事にする施策をつくる必要があるかと思うんですけども、町長及び教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 前向きに検討します。少し時間を下さい。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今回もちょっと2分ぐらい残してしまいましたけれども、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これにて一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日6月4日午前10時より再開いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3 時 5 4 分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年6月3日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 2 年 6 月 4 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 6 月会議会議録  
（第 2 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録第2号

令和2年6月4日（木曜日）

出席議員（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 佐藤直美君 | 2番  | 小林倫明君 |
| 3番  | 仁田秀和君 | 4番  | 木村稔君  |
| 5番  | 熊谷明美君 | 6番  | 佐藤壮一君 |
| 7番  | 安倍敏彦君 | 8番  | 遠藤喜二君 |
| 9番  | 渡邊淳君  | 10番 | 遠藤久和君 |
| 11番 | 佐藤梶信君 | 12番 | 歌川渡君  |
| 13番 | 佐藤衛君  | 14番 | 岡崎正憲君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|         |        |
|---------|--------|
| 町長      | 寺澤薫君   |
| 副町長     | 平山良一君  |
| 総務課長    | 高橋勉君   |
| 政策課長    | 荻野繁樹君  |
| 復興推進課長  | 小野賢一君  |
| 財政課長    | 安達正彦君  |
| 税務課長    | 小野勝洋君  |
| 町民生活課長  | 藤井孝典君  |
| 産業課長    | 小玉寿君   |
| 建設課長    | 鈴木英明君  |
| 水道事業所長  | 小野誠司君  |
| 国際村事務局長 | 後藤謙一君  |
| 子ども未来課長 | 渡辺とき子君 |

|        |       |
|--------|-------|
| 健康福祉課長 | 渡辺文昭君 |
| 長寿社会課長 | 遠藤裕一君 |
| 会計管理者  | 斎藤重俊君 |
| 教育長    | 武田光彦君 |
| 教育総務課長 | 佐藤浩明君 |
| 生涯学習課長 | 鈴木雅浩君 |

---

事務局職員出席者

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 庄子克也君 |
| 同書記    | 米本哲也君 |

---

議事日程 第2号

令和2年6月4日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第28号 七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第29号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第30号 七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第31号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第32号 工事請負契約の締結について「令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事」
- 日程第 9 議案第33号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第34号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第35号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第6号 令和元年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第 1 3 報告第 7 号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 4 報告第 8 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 1 5 報告第 9 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 8 号 七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2 9 号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3 0 号 七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3 1 号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について「令和 2 年度長須賀多目的広場管理棟新築工事」
- 日程第 7 議案第 3 3 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 3 4 号 令和 2 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 3 5 号 令和 2 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 報告第 6 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 1 報告第 7 号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 2 報告第 8 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 1 3 報告第 9 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

これより令和2年七ヶ浜町議会定例会6月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番小林倫明議員、3番仁田秀和議員を指名いたします。

---

—

#### 日程第2 議案第28号 七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、議案第28号七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第28号七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、さきに説明があったとおりですが、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金を支給するために所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、別冊の議案参考資料におきまして説明をいたします。1ページをお開きいただければと思います。

まず、附則に見出し及び5項を加えます。1項に見出し、2項から改正文になります。2項には、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について定めております。対象者は、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱の症状があり、当該感染症の感染が疑われるとき。対象となる日は労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日と

定めております。

3項におきましては、傷病手当金の金額を定めております。直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で割って、その金額の3分の2に日数を掛けた金額となります。

4項では、傷病手当金の支給期間を定めております。4項目から次のページになります。

5項におきましては、新型コロナウイルスの感染症に給与の全額または一部受け取っているもので、3項の規定により算定される金額より少ない場合と定めております。

最後の6項につきましては、他の規定によって傷病手当金に相当する給付を受けている場合には、給付を行わないということを定めております。

議案書の3ページ目にお戻りいただければと思います。

附則におきまして、今回の改正により公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日を令和2年1月1日から規則で定める日まで適用することを定めております。

内容の説明につきましては、以上となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第29号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第29号七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第29号七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書4ページをお開きいただければと思い

ます。

七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金支給に係る申請受付を行うために所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、別冊の議案参考資料にて説明をいたします。3ページ目をお開きいただければと思います。

こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合で定めた傷病手当金の申請受付のために、第2条に第8号広域連合条例附則第7項の傷病手当金の支給に係る申請者の提出の受付、簡単に言いますと後期高齢者の傷病手当金の受付事務の申請を受け付けるということを改めて規定、定めております。

改正の内容につきましては以上となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第30号 七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第30号七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） それでは、議案第30号七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書6ページを御覧願います。

七ヶ浜町の子ども医療費助成制度は、子供の医療機会の確保や経済的な負担軽減を目的とし

て現在は満18歳到達の年度末までを対象に実施しており、対象者につきましては、子供の保護者の所得に対し、宮城県の補助基準による所得上限を設けております。今回、提案理由にありますとおり、子ども・子育て支援を拡充する町の独自施策として、所得上限を撤廃するものです。内容につきましては、別冊議案参考資料5ページを御覧ください。

七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

助成対象者の所得上限を定めております第3条第2項を削除する改正内容となっております。なお、施行期日は令和2年10月1日からです。

私からの説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 3問伺います。

まず1点目、対象となる子供の全体の人数を1点目で伺います。

2点目、今後の全体の子ども医療費の年額試算額を伺います。

3点目、今回新たに所得制限外で対象にならなかった子供たちが対象になりますが、新たに対象となるその見込み人数と医療費の試算額を伺います。以上3点です。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまの御質問は3点ございますが、関連しますので一括して回答させていただきます。

まず、全体の人数と新たな人数でございますが、新たな人数につきましては約600名弱、現在停止者となっている方が600名弱となっております、全体の人数といたしましては、2,600名ほどとなっております。

子ども医療費全体額としましては、まず、600名弱の方が増えたことによりまして、年間で約2,000万円弱の医療費が増加するところでは予想しております。年間2,000万円をプラスしますと全体での医療費総額が7,200万円ほどとなる予定と見込んでおります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。渡邊議員。

○9番（渡邊 淳君） 1点だけ、年度末単位の決算にすることなので、施行日が10月というふうな施行日を設けているようなんですが、これについての理由をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 現在、こちらの子ども医療費助成の受給者証の書換えが10

月1日からとなっています。医療費助成の受給者証の年度が10月1日から9月末までとなっておりますので、その書換えの時期に合わせまして10月1日からということにしております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○9番（渡邊 淳君） 新しく600名余りが入るんですが、これに対してはやはり10月からで間に合うというふうな算段でこの10月の日を決めているものなのか伺うものです。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 現在の条例によりますと9月末までという対象になっておりますので、新たに10月1日からという形にしております。そちらにつきましては、年度末の最終が18歳の年度末となっておりますが、そちらにつきましても変わらずに行うということにしております。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。

子ども医療費の所得制限については、我々日本共産党議員団が長年要求してきたものであります。そして昨年の3月の会議においても私どもの木村 稔議員が所得制限の撤廃を要求いたしました。そこでの答弁が、財政面でも厳しく本町ではある程度の所得のある世帯への助成は想定していないという答弁がありました。1年ちょっと過ぎた状況であります。なぜこういう答弁をしたのに現在この所得制限の撤廃を行ったのか、その経過について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては、これは新型コロナウイルスも含めて、もともと子ども医療費の無料化というのは経済支援というふうな考えでした。ですからある程度所得のある方には負担をしていただくというふうな考えでございました。今回このようなことを踏まえて、所得制限を撤廃して広く子ども医療費の無料化につなげたいというふうな考えでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうするとこの条例は、短期的な撤廃ということで理解していいのか、今後ずっと恒年的な制度として設定するというで理解していいのかどちらでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては恒久的な財源が必要となることから、これまでは大分真剣に検討をしてみましたが、今回は恒久的なものとして位置づけてはおります。今回の単発的なものではなくて、広くやるというふうな考えでございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第31号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第31号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第31号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書9ページを御覧ください。

本案は低所得者の保険料軽減強化のため、公費により軽減する保険料について規定を改めるとともに、新たに公費により軽減される保険料を定める規定を追加するものです。

内容につきましては、改正文の朗読を割愛し、議案参考資料により説明いたします。

議案参考資料6ページを御覧ください。

初めに、第2条第6項では、第1項第1号に規定する保険料について、「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に改めるとともに、軽減後の保険料を「2万5,200円」から「2万160円」に改めております。

次に第7項では、第1項第2号に規定する保険料について、第6項を準用し、令和2年度における軽減後の保険料を3万3,600円とすることを定め、同じく第8項についても第1項第3号に規定する保険料について令和2年度における軽減後の保険料を4万7,040円にすることを定めております。

議案書9ページにお戻りください。

附則として、第1項では、本条例の施行期日等を、第2項では保険料の適用に係る経過措置を定めております。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。

9ページ、第2条第6項中の数字について説明を求めたいと思います。これまでも何度か軽減措置を行っておりますが、今回それぞれ2万5,200円から2万160円等々の減額がされております。その減額とする根拠について改めて説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） こちらの保険料の軽減につきましては、段階的にやっていくと、国のほうのルールに基づいて実施していくものでございます。今回の軽減につきましては、具体的な内容でございますが、率にしますと、第1号の部分が「0.375」から「0.3」、第2号につきましては「0.625」から「0.5」、第3号については、「0.725」から「0.7」という形の改正の数字的なものですが、それを条例に置き換えると先ほど説明したような形で改正になるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第32号 工事請負契約の締結について「令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事」

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議案第32号工事請負契約の締結について「令和2年度長須賀

多目的広場管理棟新築工事」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第32号工事請負契約の締結について説明いたします。議案書10ページをお開きください。

本契約の工事名は、令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事であります。契約の方法につきましては、指名競争入札によるものです。契約金額は、5,496万7,000円で、うち消費税499万7,000円となっております。契約の相手方は、有限会社遠藤工務店で、現在仮契約を締結しているところです。

なお、工期につきましては、令和3年1月29日までとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。

関係資料を見させていただきました。その中で質問させていただきます。

今回の契約方法は指名競争入札ということで、指名業者数7業者で、入札参加が3業者ということでありました。それによって入札された業者が遠藤工務店ということでありました。

そこで伺います。それぞれの町内の業者数について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） すみません。業者……（「業者参加数」の声あり）財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 町内3社が入札に参加しております。1社が落札した有限会社遠藤工務店、それから有限会社鈴勝工務店、有限会社赤間建業、以上3社でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） それぞれ、指名入札業者を当局は7業者、どうですかと言ったんですね、当然。その7業者についても町内、町外何社なのか。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 7社中4社が塩釜管内の業者でございます。3社が町内の業者でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。渡邊議員。

○9番（渡邊 淳君） 契約内容について質問するものでございます。

○議長（岡崎正憲君） どのようなことになりますか。

○9番（渡邊 淳君） 内容は、図面を見ますと木造の構築物という……。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員、内容にわたりましては、今回の入札の議案の関係ではござい

ませんので控えていただきたいと思います。（「質問する場面がないもので、契約内容という話で質問させていただきたいなと思ったんですが」の声あり）それは今回の質疑には当たりませんので。（「はい、分かりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

—

日程第7 議案第33号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、議案第33号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第33号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。議案書の11ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,056万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億6,463万6,000円に定めようとするものであります。

今回補正する主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、子ども医療費助成事業の拡充、コミュニティ助成事業、東北観光復興対策事業、町内街路灯等修繕工事などであります。

次に、歳入について主要な部分を説明いたします。16ページをお開きください。

11款地方交付税1項1目地方交付税1,131万8,000円については、震災復興特別交付税で、長期派遣職員事業費917万5,000円、東北観光復興対策事業費214万3,000円を追加するものであります。

13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金58万8,000円の減額につきましては、緊急事態

宣言が発出された際に、保育所への登園を控えた方の保育料を減免することとしたものであります。

15款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金325万3,000円は、介護保険での低所得者保険料軽減負担金へ追加するもので、低所得者保険料軽減の公費負担割合が変更になったことによるものであります。

2 目衛生費国庫負担金153万5,000円につきましては、未熟児療育医療給付事業負担金を追加するもので、負担率は事業費の2分の1となっております。

2 項 1 目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。七ヶ浜町に交付される9,007万8,000円のうちから6,422万3,000円を計上するもので、5月会議での1号補正で措置した2,085万5,000円と合わせると、残りにつきましては500万円となっております。

17ページをお開きください。2 目民生費国庫補助金229万3,000円のうち、29万3,000円につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金で、児童手当システム改修分、それから200万円につきましては新型コロナウイルス感染症対策関連での子ども・子育て支援交付金特例措置分であります。

6 目商工費補助金857万1,000円につきましては、東北観光復興対策交付金で、多言語誘導看板整備工事に充てる交付金であります。

16款県支出金 1 項 2 目民生費県負担金162万7,000円につきましては、介護保険の低所得者保険料軽減負担金の県負担分で、国庫負担金と同様に国庫負担割合が変更になったことによるものであります。

3 目衛生費県負担金76万8,000円につきましては、未熟児療育医療給付事業負担金で、県負担分であります。

2 項県補助金 3 目衛生費県補助金30万円につきましては、造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金で、町内に対象者が居住していることから、補助を受けるものであります。

6 目土木費県補助金150万円につきましては、小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業補助金であります。

17款財産収入 2 項 3 目保育所給食費徴収金22万2,000円の減額につきましては、保育所への登園を控えた方への保育所給食費徴収金を減額するものであります。

18ページをお開きください。19款 2 項 8 目地域福祉基金繰入金600万円につきましては、子ども医療費助成拡充に係る財源に充当するものであります。

20款繰越金5,072万6,000円につきましては、財源調整のため追加するものであります。

21款諸収入4項雑入925万9,000円につきましては、丸森町への派遣職員経費負担金として被災地から手当てされる495万9,000円とコミュニティ助成事業助成金で250万円がはまかぜ太鼓太鼓整備分、それから90万円が消防団活動備品等購入分、同じく90万円が汐見台南第1集会所改修工事分としてそれぞれ助成されるものであります。

19ページを御覧ください。歳出について主要な部分を説明いたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,311万2,000円につきましては、宮城県からの派遣職員1名分及び丸森町への被災地支援のため派遣された職員1名分、合わせて2名分の人件費であります。

20ページを御覧ください。5目財産管理費44万1,000円につきましては、新型コロナウイルス飛沫感染防止のための役場窓口アクリル板設置及び消毒液購入代であります。

6項企画費1目企画総務費250万円につきましては、松ヶ浜小学校区で活動しているはまかぜ太鼓の備品である太鼓購入に対して自治総合センターからの補助であるコミュニティ事業補助金を財源として、団体に交付するものであります。

4目七ヶ浜国際村運営費44万円につきましては、国際村の新型コロナウイルス感染症対策備品として、パーティションポール等の購入代であります。

10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業4,019万9,000円につきましては、臨時交付金を活用した町独自事業であります。順番がちょっと変わりますけれども、町民バス定期券料金返還負担金39万4,000円、認定こども園利用者負担額等支援事業補助金95万円、ひとり親世帯への臨時生活支援給付金として1世帯当たり1万円の給付、子供1人1万円を給付する事業に390万円、手作りマスク製作事業を障害者施設に委託する事業に15万円、高齢者等マスク購入代で1人当たり100枚のマスクを配付する事業に990万円、災害避難所用消耗品代として間仕切り150セット、段ボールベッド300台などで1,927万8,000円、防災備蓄倉庫2棟分で338万8,000円、給食、これは軽食になりますけれども、賄い材料代70万8,000円、その他これらの事業に伴う経費を計上しております。

21ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費2,151万5,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金で、低所得者保険料軽減分及び事務費を一般会計から繰り出しするものであります。

22ページを御覧ください。2項児童福祉費2目児童措置費44万円につきましては、児童手当システム改修業務委託料であります。

3目子ども医療費対策費650万円につきましては、子ども医療費助成事業の拡充に伴うものであります。

6目子育て支援推進事業費30万円につきましては、一時保育事業に係る新型コロナウイルス感染症対策消耗品であります。

7目子育て支援センター運営費271万円は、職員の産休による会計年度任用職員の採用に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症対策消耗品であります。

8目放課後児童健全育成事業費90万円につきましては、放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症対策消耗品などであります。

23ページを御覧ください。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費416万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策消耗品50万円、造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成金60万円、未熟児療育医療費306万8,000円の追加であります。

11目新型コロナウイルス感染症対策事業費530万1,000円につきましては、消毒液やマスク等の購入費用で、備蓄用のものを緊急的に配布しており、その補充として購入するものであります。

7款商工費1項2目観光費1,300万円につきましては、多言語誘導看板整備工事であります。財源としては、県商工費補助金857万1,000円を充てております。

3目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費3,071万円につきましては、町独自事業として国の持続化給付金や県と町で実施している休業協力金に該当しない前年度比20%から50%未満減収した事業者等に対して10万円を給付する事業費であります。

24ページを御覧ください。8款土木費4項2目公園管理費400万円につきましては、町内街路灯の点検により早急に補修工事が必要な箇所があったことにより補修工事を行うものであります。

9款消防費1項2目非常備消防費90万2,000円につきましては、消防団活動用消耗品備品等の購入代であります。

3目消防施設費41万6,000円につきましては、第1分団消防ポンプ車置き場サイレンの修繕料であります。

4目防災費228万4,000円につきましては、危険ブロック塀除却等費用補助の見直しにより追加補正するものであります。

25ページを御覧ください。10款教育費1項教育総務費7目奨学資金貸付基金費600万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い学費の確保が困難になる学生が増加するこ

とが予想されることから基金へ追加するものであります。

4項社会教育費2目公民館費252万5,000円につきましては、汐見台南第1集会所の改修工事に対する補助金などであります。

11款災害復旧費1項1目公共土木施設災害復旧費220万円につきましては、4月に暴風による倒木処理などで災害復旧費を執行したため、今後の災害に備えるべく追加するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤議員。

○10番（遠藤久和君） では、1点質問いたします。23ページ、下段の商工費の観光費の中で、先ほど説明いただきました建設工事、多言語誘導看板の整備工事と。これは安全対策ということで理解しておりますが、前日、一般質問をした中でも海水浴場を今年は開設しないということでありましたが、その間、今までも週末は天気がよいと大勢の方が家族連れで実際来ています。閉鎖しても、今度は大勢の来た方がどのように安全対策を取るのか。それとももう駐車場を閉めて何もしないのかということも含めて対策をどのように町で考えているのか、その1点をまず伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今回は海水浴場を中止しますけれども、駐車場については開放をしようと思っています。ただ、人がかなり来ることが予想されますので、その辺は現場のパトロールだったり、または整理だったりというふうな部分で、ちょっと人的な部分の配慮を今役場の中で検討しているところでございます。外注するか、職員等の対応で間に合うか、その辺も今検討しているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、観光費の多言語誘導看板ということの関係での質疑でしてください。

○10番（遠藤久和君） 安全対策ということで理解できると思うんですけども、昨日質問すればよかったのかもしれませんが、やはり予算がかかることなので、一応そういった質疑でございます。

○議長（岡崎正憲君） ちょっと待ってください。産業課長、ちょっと確認なんですけど、本件については海水浴の関係の看板の内容として考えてよろしいんですか。答えてください。

○産業課長（小玉 寿君） それでは、お答えします。

今回観光費のほうで1,300万円の工事費、こちら上程していますけれども、これは外国人の

誘客、こちらのほうを図っていきましょうということで、町内の各所に説明、案内ですか、そういうものを書いたものを全部で10か所、あと道路のつじつじに、こちらがこういうふうなところにつながっていますよというふうな誘導案内板、こういったものをさらに10か所、合わせて20か所を設置するための工事費として計上したものであります。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、今の件で2問目として質疑お願いします。

○10番（遠藤久和君） つまり、外国人に対してですけれども、日本人に対してもその安全対策の表示が必要であります。なので、その辺について先ほど質問しております。これでこのくらいの予算を使いますけれども、実際、人が来るので、それに対しての対策について伺ったわけです。質問を止められると思わなかったんですけれども、いいです。駄目であれば質問はしません。どうなんですか。

○議長（岡崎正憲君） 町長お願いします。

○町長（寺澤 薫君） その辺の周知については、場所的なもの、あとは視認性も含めて、多賀城自衛隊の前とかのところに看板を、海水浴場をやっていませんよというふうなこととか、そういう看板を表示することで今場所をさらに選定して検討しているところでございます。密を防ぐための対応を考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 全部で8問です。

○議長（岡崎正憲君） 3問お願いします。

○4番（木村 稔君） それでは、23ページ、歳出でございます。7款1項2目節区分の14工事請負費で先ほどと同様の建設工事、多言語誘導板整備工事1,300万円でございます。こちらの言語の形態をどのくらいの言語の数を記入するのか、そういったものを聞きたいと思います。

2つ目は、22ページ、歳出の3款2項3目節区分19扶助費の子ども医療費助成への追加について伺います。こちら650万円、先ほど新たな支出としては2,000万円の増が見込まれるということでございましたけれども、10月から始まるということで1年の半分なので、それでこちらは650万円というふうな計上でございました。正式で言えば、単純に説明をそのまま聞けば残り1,000万円ということになりますが、若干欠けておりますので、そちらのほうの算出根拠について伺いたいと思います。

3問目でございますが、21ページ歳出の2款6項10目節区分17の備品購入費でございます。こちらは防災対策室の災害備蓄倉庫購入代、こちら338万8,000円でございますけれども、こちらのまず設置場所、こちらについて説明を求めたいと思います。以上です。

- 議長（岡崎正憲君） 1 問目、産業課長。
- 産業課長（小玉 寿君） 言語の表記なんですけれども、日本語と英語と考えております。
- 議長（岡崎正憲君） 2 点目、子ども未来課長。
- 子ども未来課長（渡辺とき子君） 2 問目の医療費助成の金額でございますが、先ほどお話をしましたように、2,000万円につきましては、年度の表記で回答でございまして、そのうち本年度令和2年度分につきましては10月から始まるということで御質問のとおり半年分ではございますが、請求、これくらいかかりましたという金額が判明するのが2か月遅れでこちらに来ます。よって、今回令和2年度分として計上しておりますのは4か月分となっておりますので、この金額となっております。以上です。
- 議長（岡崎正憲君） 3 問目、備蓄の、防災対策室長。
- 防災対策室長（石井直紀君） 倉庫の設置場所ということでございますけれども、まず、1か所目はアクアリーナの第5駐車場と申しますか、今土地改良区がございます敷地の中に防災倉庫がございます。備蓄倉庫、そちらの脇に1か所と、松ヶ浜小学校の放課後児童クラブがございまして、こちらのほうの近くにも防災倉庫がございます。そちらのほうにも1か所という2か所になってございます。以上でございます。
- 議長（岡崎正憲君） 木村議員、1問1答でお願いします。
- 4番（木村 稔君） まず、1問目について簡単な質疑でございますけれども、先ほど英語と日本語のみという説明でございましたけれども、他の言語というのは何かリクエストやそれから庁舎内でピストンしたりとかなかったのでしょうか。その1点の説明を求めたいと思います。
- 議長（岡崎正憲君） 産業課長。
- 産業課長（小玉 寿君） そのほかに中国語であるとか、台湾、何という言葉が分かりませんが、そういったものも考えていたんですけれども、やっぱりスペースの問題でどうしても絞らなければいけないというふうになりましたので、英語表記とさせていただきます。
- 議長（岡崎正憲君） 木村議員、いいですか。じゃあ2問目。
- 4番（木村 稔君） 2問目は、防災備蓄倉庫についてです。
- 議長（岡崎正憲君） いや子ども医療の件です。
- 4番（木村 稔君） 2問目はございません。
- 議長（岡崎正憲君） いいですか。3問目について。
- 4番（木村 稔君） 3問目が、防災対策室の倉庫でございました。こちらはアクアリーナとあと松ヶ浜の2か所、箇所数は分かったんですが、台数もその2台ということで理解してよろ

しいでしょうか。箇所数が違っても台数は異なる場合がございますので、確認でございます。  
以上です。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 2つ購入する予定でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、3点ございます。

まず、20ページでございます。2款総務費6項企画費10目の節区分が10の需用費でございます。その中のまず、1点目は、長寿社会課のほうで高齢者に対して1人10枚のマスクを差し上げるということでございますけれども、この配布方法、これはどのようにになっているのか伺いたいと思います。

それから2点目は、同じ下の段でございます。防災対策室の災害避難所用消耗品代で1,927万8,000円ということで、その中の今内訳、間仕切りとか、それから段ボールベッドとか、そのようなことを説明を受けましたけれども、私も昨年一般質問の中で段ボールベッドをお話しさせていただいたときに、どうしても場所をとるので、なかなか踏み切れないような御答弁をいただきましたけれども、今回コロナということでどうしても必要だということなんですけれども、購入する枚数というんですか、台数というんですか、その部分をお伺いしたいというふうに思います。

それから3点目でございます。これは23ページの前者と同じような多言語誘導看板整備工事で1,300万円ということですが、これはまだ設置場所が決まっていないということで理解しているのか、それから1基だけのものを設置するのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、高齢者マスクの配布方法。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案書20ページの高齢者等マスク購入代990万円ですが、想定しているものは、対象者に対して100枚を予定しています。配布方法でございますが、郵送で考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2点目、災害ベッド。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 熊谷議員、段ボールベッドの数だけでよろしかったでしょうか。先ほどの財政課長のほうから説明がありましたとおり300台ということになってございます。

○議長（岡崎正憲君） 3問目多言語の場所。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 誘導看板なんですけれども、全部で10か所考えておりまして、まず、

最寄駅であります塩釜、多賀城駅にそれぞれ1か所、あと砂山園、貞山園、あと菖蒲田海水浴場は広うございますので2か所、あとそのほか国際村、君ヶ岡公園、あと花渕の観光交流センターのところにも1か所、あともう1か所が多聞山となっております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それでは、再質問をさせていただきます。

1 問目のほうは了解いたしました。

2 問目のほうですが、この300台、どこに収納するのか。分散でそれぞれの各避難所に収納しておくのか、それとも町の倉庫等に一括して収納しておくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今度購入いたします防災倉庫のほうにある程度置く予定ではございますけれども、地区のほうにも、地区の倉庫に空きがあるのであれば二、三台は置いておきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） じゃあ2問目は了解いたしました。

3 問目の多言語看板でございますけれども、これは大体いつごろから設置する予定で考えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 終了する時期なんですけれども、今年度いっぱいになります。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 2点ございます。

1 点目は、23ページの前者同様多言語誘導看板整備工事についてでございます。東北観光復興対策ということで交流人口拡大を図るためには必要だとは思いますが、インバウンドを期待するという意味ではどの程度の費用対効果をこの1,300万円に対して得られるというふうに考えているのか説明を求めたいというふうに思います。

2 点目につきましては、24ページのサイレンについてですね。9款1項3目の需用費、第1分団の消防ポンプ車置き場サイレン修繕費について伺います。非常時の住民周知のために大変重要な役割を果たすものでございますので、この完了予定時期についてお伺いします。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長、1点目。

○産業課長（小玉 寿君） 費用対効果ということなんですけれども、今現在、町内で確認でき

る外国人、こういったものは宿泊場所からの人数提供しか現在ございませんで、現在約200人ぐらいが泊りに来ていると。それをさらに拡大させたいと。あともう一つは、じゃあそのほかに一体どのくらい来ているのかということ、私どももはっきり分かりかねている状況でございます。町内の旧跡巡り、名所巡り、こういったものをできるだけ目につくような場所に置いて、できるだけ効果を上げたいということで、今回の看板を設置するものでございますので、それで一体幾ら来られるのかと申しますと、正直申し上げて、私どももはっきりとは分からないと。ただ、できるだけ目につきやすい場所、駅の前に置いて、そこから誘導を図りたいということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2問目。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） サイレンの時期でございますけれども、役場で可能な契約のルールにのっとりまして、最短の日程で行いたいと考えております。できれば7月末まではつけたいなと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 費用対効果、町内で確認できている外国人宿泊客に対して、費用対効果はちょっと1,300万円に対して分からないという回答はちょっと私も疑問なんですけれども、この今回のコロナに伴い、インバウンドの見込み自体が大変難しい状況になっているというのは町長も御承知していると思うんですけれども、それに伴ってこの予算の見直し、組替え、将来的なものだとは思いますが、そういったことは考えられなかったのか、もう1回伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） 仁田議員、胸につけているSDGsのとおり、ユニバーサルデザイン、ユニバーサルサインということも踏まえて、それは経済効果だけじゃなくて、そういった形で取りあえずは英語表記にさせていただいているというようなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） それでは、2点目についてですけれども、できるだけ早期ということでよろしくお願ひしたいところですが、ほかの分団のサイレン等は訓練で点検を行っているというふうには思いますが、修繕の必要はないというふうな判断であったと理解してよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今のところ各分団よりの申出はございませんので、そう判断し

てございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。1時間たちましたので、ほかにこの予算に関係しまして質疑を求める方何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。いっぱいいます。

それでは、暫時休憩させていただきたいと思います。

11時10分に再開いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

質疑を続行させていただきます。質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 24ページ、1点です。9款1項2目10節需用費及び17節の備品購入費、これの内容の説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策課長。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、御説明いたします。

消耗品につきましては、消防団員用のヘルメットの購入でございます。備品購入につきましては、テントを2張り購入する予定でございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員。いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 1点伺います。24ページ、8款土木費の4項2目14節工事請負400万円でございます。先ほど説明がありましたが、補修工事というふうな説明がありまして、その場所と補修基数、何本やるか。あと工事の予定を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、場所なんですけれども、町内の公園と汐見台地区を116基ほど点検しまして、汐見台地区を主に6基新しいものに交換する予定です。

あと施工時期は台風前には危険なところを倒して、新しいものに立て替えるんですけれども、年度内は考えておるんですが、これからの工事となっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。ほかにございませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 2問ございます。25ページの10款4項2目14節、まず維持補修工事の汐見台南第1集会所改修工事、こちらの内容、どのような修繕内容になるかお伺いしたいです。

そして2問目、同じく25ページ、10款4項2目18節、こちら地区公民館改修事業補助金です

が、こちらの場所、どちらの公民館をするのか。それと内容。それからこれは地区からの要望があったのかどうかお伺いしたいです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1 問目、どっちもですね。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） まず1 点目の汐見台南第1 集会所の改修工事の内容というようなことですが、玄関の外側のバリアフリー化、スロープをつけて手すりをつけると。それで玄関の中に入ってきた段差のあるところにスロープ、中に入ってきてトイレ関係の手すり、そういったものが主な内容となります。

続けて2 点目です。18 節の補助金でございますが、同じく汐見台南第1 集会所のほうに補助ということになります。内容につきましては、外壁、それから屋根の改修工事ということになります。要望につきましては、二、三年前から地区のほうから高齢者が多くなってきたので段差があってひどいというようなことですか、老朽化があって、じきに改修しなければいけないというような相談を受けながらいろいろ準備を進めてきたところですよ。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。渡邊議員。

○9 番（渡邊 淳君） 2 点です。17 ページの国庫支出金の商工費補助金の東北観光復興対策交付金857 万1,000 円とそれから今まで出ています支出のほうの観光費1,300 万円の看板の工事ということで関連して伺うものですが、この観光復興対策交付金というのを、看板の設置用を使うということは、これは観光復興の何か計画があって、優先されてこの看板を使う、この看板に充てるというものなのかどうか伺うものでございます。

それから2 点目、これは25 ページですけれども、災害復旧の200 万円、350 万円の公共土木施工災害復旧工事の中の14 節の維持補修工事で200 万円の増額をしておりますが、これの場所を示していただきたい。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 1 問目の回答をいたします。

こちらにつきましては、東北地方の地方公共団体が策定します観光復興対策実施計画というものにまず載っている必要があるんですけれども、これは宮城県のほうで一括して作成しております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2 点目。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 2 点目のほうの御質問ですが、災害復旧費ということで説明しましたように、4 月に暴風で工事費等々使っておりますので、今後暴風とか、台風とかがあった際

に備えてのものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○9番（渡邊 淳君） 2問目は結構でございます。

1問目なのですが、県のほうで一括してこの実施計画をつくっての話ということで、今回の看板に至るということなのですが、これは町からの要望は一切なく、県でオンリーでつくられた計画と捉えてよろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 町のほうで要望を上げまして、それで県のほうで取りまとめて実施計画を作成すると。このような段取りになっております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○9番（渡邊 淳君） そうすると町では観光計画の中のナンバー1は、この看板だという設定でほかにありませんと。ほかにもいろいろ追随するものがあるんでしょうけれども、それはいつ表明されるものなのか。町としてはこの看板を最優先するというふうに捉えてこの事業は進めるんだというような理解しましたけれども、それ以外のものについてはどのような格好で公表されるんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 今回の補助金に関しましては、国のほうでオリパラを契機にしましたインバウンドということで募集をかけていたものでございます。それに町のほうでぜひうちの町にもそういった看板が欲しいということで手を挙げたことございまして、町の一番先がこれだということではございません。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。ないようでしたらば、歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ5点ほど。

○議長（岡崎正憲君） 3点お願いします。

○12番（歌川 渡君） 3点については、歳入のほうに基づいて質問させていただきます。16ページ、15款国庫支出金国庫補助金の目1総務費国庫補助金と節区分企画費補助金6,422万3,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ追加ということで、それぞれ10事業があります。それぞれの金額について説明を求めたいと思います。

2点目、17ページ、16款県支出金と6目土木費県補助金節区分住宅費補助金150万円、説明事項では小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業補助金150万円であります。支出のほうでも改めて質問しますが、150万円について、県の資料によりますと、構築物の形

態によってそれぞれの補助率が異なるということでもあります。今回の150万円については一律な補助事業のものなのかも含めて、それぞれの今回助成申請があったかと思うんですけども、その対象になる県からの補助率の件について説明を求めたいと思います。

3つ目です。17ページの上段です。順番間違えましたおわびします。15款国庫支出金の2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金229万3,000円のうち、下段子ども・子育て支援交付金（特別措置分）200万円について伺いたいと思います。これについては、放課後児童クラブの事業かと思うんですけども、支出事業について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1番目から。政策課長。

○政策課長（萩野繁樹君） それでは、1問目、16ページの15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の内訳でございます。まず、上から在宅勤務支援事業30万円、保育料等支援事業161万円、ひとり親世帯への臨時生活支援事業450万円、手作りマスク製作事業10万円、必需物品供給事業990万円、災害避難所感染症対策環境整備事業1,631万3,000円、臨時登校学校給食提供事業60万円、社会システム維持のための衛生確保事業530万円、社会教育施設・文化施設感染拡大防止事業60万円、事業継続地域支援事業2,500万円。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2問目ブロック塀。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、150万円のまず計算根拠から御説明いたします。20件掛ける7万5,000円でございます。県の要綱によりますと、上限額、これは撤去分だけになります。撤去分の上限が7万5,000円ということで提示されてございます。それで、率にいたしますと従来ですと3分の2を市と国で見えていたわけでございますけれども、その所有者の負担する3分の1の半分ということになりますので、6分の1が該当になります。ですので、町の要綱を6分の5ということに変えてございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども支援金の。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 3問目でございます。民生費のうちの200万円の内訳ということで、支出につきましては、まず22ページです。3款2項6目子育て支援推進事業、こちら一時保育の消耗品等に充てるということで、新型コロナウイルス感染症対策消耗品、こちらまず30万円です。次に、その下7子育て支援センターのほうの感染症対策ということで30万円、あとその下8目放課後児童健全育成事業ということで放課後児童クラブの感染症対策消耗品代ということで90万円、それから23ページ、4款1項2目予防費の10節、こちらは乳幼児家庭訪問事業としましてそちらの消耗品代として新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品代と

して50万円、こちらを充てております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。佐藤 衛議員。

○13番（佐藤 衛君） 2点について質問します。

1点目は23ページの商工会費の観光費工事請負費について、それからもう一つは25ページの教育費の奨学資金貸付基金について質問いたします。

1点目は、設置場所をお伺いいたしました。が、ぜひ有効というか、活用できる。そして、例えば砂山の地図のマップがございますが、草ぼうぼうで見えません。そして、駐車場もございません。ですから、止まって、それを見るということもできません。ですから、そういう場所がたくさんあるだろうと思うんです。ですから、ぜひその設置場所はぜひ有効といいますか、その目にとまる。見ていただくような看板場所を設置してほしいと思いますが、まず1点についてお伺いしたいと思います。

それから、2点目については、奨学金について一般質問でも2割の大学生が生活状況を苦に退学するというか、そういうことが考えられているところがございます。当町においては、大学生の所在が分からないというふうなことでございますが、ぜひこの活用できるようなPRを早急に大学生に、高校生にPRするべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。2点について伺います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） ぜひ検討させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 2点目、奨学金の活用に関して。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） PRについては重要だと考えておりますけれども、4月以降にそういった奨学金の紹介とかについては現在2件ほど来たというふうに聞いております。ただし、給付型の奨学金であれば借りたいたいけれども、借りて、結局返さなくちゃいけない奨学金については、内容を聞いて、じゃあそういうことであれば分かりましたというふうなことで電話はそれで終了というようなことでございます。今後さらにそういった紹介も含めて、こちらでどういう方法があるか検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問1答1問目。佐藤 衛議員。

○13番（佐藤 衛君） 場所については検討するというふうなことでございますが、ぜひいろいろな看板が乱立といいますか、設置されているのが多分現状だと思うんです。ですから、そういうふうなものも本来精査して、サイン計画をきちんと計画を立ててやるべきと私は思ってい

るんですね。ですから、看板でも古い看板、例えばすぐ前に図書センターと書いてございます。大きな立て看板がありますが、そういうのも本来もうないものが立っているんですね。ですから、それらも含めて本来ですときちんとその前に計画を立てるべきと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これは視認性も含めて佐藤議員おっしゃるとおり、サイン計画というのをやっぱり見直さなければならぬし、余計な看板といたしますか、老朽化した看板等は除去するように努めてまいります。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤 衛議員。

○13番（佐藤 衛君） 2点目の奨学金なんですが、もちろん返さなくちゃ……（「1点目は終わりですか」の声あり）はい。

奨学金につきましては、それは返さなくちゃいけないというのは把握しております。ただ、こういうコロナの時期ですので、そういうふうな別な奨学金に独自の町の考えのあるんだと思うんですね。そういう学生に対して応援する奨学金の方法じゃなく、別のものも考えるべきだとは思うんですが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そのことについては、衛議員と同じで、学生さんの把握はどうしたらできるかなということで、実はこのコロナウイルスの対策を含めていろいろと意見を交換してしました。意見というか各課の意見を聞いておりました、できればなかなか把握しようがないということだったんですが、例えば今県外に行っている学生さんの家庭のほうにとか、家庭から教えていただくとか、ホームページとか、そういった形でも申請する形でそういった対応はできないだろうか、何らかの支援ができないだろうかということで、今その辺を把握する方法、例えば町の広報で流せば自宅にいる両親とかが県外に行っている学生さんに支援できるんじゃないかと、ただ、こちらに住所を置いて、県外に通学しているお子さんなんかもいると思いますので、その辺の今把握がどういった可能かさらに詰めてまいりたいと思います。できれば、私もそういった学生さんとか、困っている学生には支援をしたいというふうな思いであります。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤 衛議員。

○13番（佐藤 衛君） ぜひ町の財産だと思うんですね。若い人たちは。ぜひ勉強したいという学生には、応分の応援をしてほしいと私は思っています。ですから、住所が他所であっても、地元がこちらでお父さんが応援しているんであって、お父さんがちょっと苦しいというのであ

れば、やっぱり隔てなく応援すべきだと私は思いますので、ぜひそういう学生さんたちの状況を把握してほしいというふうに思っていますが、もう一度回答をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） どういった方法がいいのか、さらにその把握に努めてまいりたいと思います。そして、できるだけ苦学生とかに少しでも支援できるような形をちょっと模索してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。ないようでしたら木村議員、残り5点ございますが、5問のうち、3問をお願いします。

○4番（木村 稔君） 3問で。それでは、20ページの歳出、2款6項1目の節区分の18負担金補助及び交付金でございます。こちらははまかぜ太鼓コミュニティ活動備品購入事業補助金、こちら250万円でございます。先ほど太鼓が大きくなったという説明でございましたけれども、その250万円という中身が壊れて新しいものになるのか。それともその太鼓を増やすための250万円なのか、その説明をまず1点目で求めたいと思います。

2点目でございますけれども、21ページ、歳出、2款6項10目の節区分12委託料、子ども未来課の食品配送業務委託料でございますけれども、こちらの委託先の説明を求めたいと思います。

あとは3問目でございますが、24ページでございます。歳出の7款1項1目節区分の18、負担金補助及び交付金補助金事業継続地域支援金、こちら3,000万円でございます。こちらの予定件数、こちらについて説明を求めたいと思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、はまかぜ太鼓。政策課長。

○政策課長（萩野繁樹君） 20ページ、2款6項1目のはまかぜ太鼓のコミュニティ活動備品の購入でございますが、太鼓に関しては古くなった分を作り替えも含めて、新規購入分に充てる。太鼓のほかにストラップとか、台なども含まれております。1点目は以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2点目。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 21ページの委託先はということでございますが、今回この予算が通りましたら契約についての事務が始まるということで、まだ委託先は決まっておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、事業継続。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 事業継続の地域支援金の件数については、300を見込んでおります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 1問目でございますが、こちら新規を含めてストラップとかそういったものという説明でございましたけれども、はまかぜ太鼓さんに今回備品購入の補助をすることですけれども、他の地区からも他の例えばそういった団体等からも補助金要求というか、そういった声というのがあるのかどうかその確認の説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（萩野繁樹君） こちらのコミュニティ助成でございますが、一般財団法人の自治総合センターの補助でありまして、本町においては平成29年度から始まっております。まず、平成29年度は境山地区でございました。翌年度の平成30年度は遠山地区、令和元年度が花渕浜地区、今年度令和2年度がはまかぜ太鼓ということで、ほかの地区も全て希望は聞いておりまして、平成29年の段階から、来年度が順番でいきますと吉田浜、再来年度が松ヶ浜という順番まで決まっております。1点目、以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点目分かりました。2点目に対しても再質問はございません。3点目について再質問をさせていただきます。

こちら事業継続地域支援金をこちら受給した後に持続化給付金の受給対象になるほど50%割り込むほど業績が悪化した場合、既に支援金を受け取った場合、そのときに持続化給付金との関係上、十分コロナの時代ですから、考えられると思うんですけども、その関係上、その場合どうなるのか、そのケースの場合はどうなるのかという説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 地域支援金の受付の際に、誓約書は取るようにしています。その際に、もし受け取るようなことがあればということでは申出てくださいとは書いてございますが、ただ、受け取るか受け取らないか、私どもは分かりませんので、地域支援金のほうを先に受け取ってしまいますと、後に持続化交付金のほうに該当していたのでということで、申出てもらわないと、なかなかこちらのほうでは把握できないということになってしまうんですね。ですから、誓約書、その中では、はっきりとこういった場合は申出てくださいということではうたってはおります。

○議長（岡崎正憲君） 質問の趣旨は今のよかったですか。今質問した趣旨が。

○4番（木村 稔君） 結局対象になるのかならないのかという。先にもらったらもう受けることができないのかということ。

○議長（岡崎正憲君） 次回の話をしているので、1回もらって、その次にまたどういふふう

なるかという話です。もし駄目ならば。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 支援金に関しては1回こっきりでございます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） 私から回答したいと思います。

二重にもらえるというふうなことではなく考えております。ほかの県、国の補助、あるいは支援金を受けたら、今回の場合にはそれを受けなかった人というふうなことで、要領を考えたというふうに思っていますので、二重取りはしないようにというようなことで誓約書なり、あるいは申出書を付けていただいて、ほかはもらっていませんというふうな形で文書もらうというような形にしておりますので、できるだけ二重というふうなことにならないように配慮していきたいというふうに思っております。どこかでもらったらもう次はないというふうなことなので、もらえないというふうなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員、3回目行きますか。

○4番（木村 稔君） 最後の副町長のほうがすごく分かりやすかったですけれども、やはり生活に今本当にゆとりがない事業者の方多いわけで、特に個人となれば、余計にですよね。どうしても目先の10万円があれば乗り切れると。でも、売上げが下がる恐れもあるんだと。でもとにかく10万円が必要なので、取りあえず10万円はこちらの事業継続地域支援金をもらったと。途中まで順調に行っていたんだけど、例えば11月に一気に売り上げがゼロに近いことになってしまったというときには、これ持続化給付金のもちろん対象になるわけですよね。その順番、最初に持続化給付金のやつに当てはまらなかったからこっちという考えじゃなくて、逆の発想で、そのときでどうなるのかなって、これ説明求められたときに、ちょっと私も説明できないので詳しい説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 今の段階では国の2次補正そういった部分でのメニューもちょっと今きちんとしておりませんので、今後どういった支援金が出てくるか分かりません。ただ今の段階では、国、県のほうから支援を受けられない者について、期間を決めて支援をしたいというようなことでございますので、その後もコロナが続いたり何だりした場合には、それはまた別の要綱をつくるか、あるいは拡大するかというようなことで、検討しなければならないかもしれないというふうな考えは持っております。ただ、今の段階では国、県と制度は一緒に、期間については一緒にしたいというふうなことでございます。木村議員の気持ちも分かるんです。時期がずれたりとか、そうした業者によってはどこが苦しいかというのはずれていきますから、

その必要なときに必要なものが欲しい。それは分かりますけれども、その辺はもう少し調査させていただいて、あるいは国のほうの制度を見させていただいて、もう一度必要であれば制度設計をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、残りの2問をお願いします。

○12番（歌川 渡君） 質問させていただきます。

減ったけれども、今の前者の質問でまた1つ減りました。2点質問させていただきます。

まず、第1点目は、支出のほうですけれども、24ページの今の前者の7款商工費目コロナウイルス感染経済対策事業費18節負担金補助及び交付金の3,000万円について伺いたいと思います。要するに、今契約書を書いてもらうということで、二重取りはできないというような話でした。そこで、伺います。もし、先んじて50%未満にならないと支援を受けた。しかし、これについて50%を超えた。その場合、返却して、新たなお金をもらうことができるのか、その点だけ伺いたいというふうに思います。

2点目、同じページであります。9款消防費4目防災費の節区分18負担金補助及び交付金の補助金228万4,000円、危険ブロック塀除却等費用補助金へ追加と、収入のほうで20件ということでありました。そこで、今回のこの支出については、そのとおりの件数なのかが1つと。あとは危険度のD、Eのランクの件数について説明を求めたい。

あと、もし大区分で地区、この地区で何件、この地区で何件ぐらいは説明できるかと思しますので、その点の説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） それでは、1点目から。副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは、1点目について私のほうから回答を申し上げたいと思いますが、いつからいつまでその事業期間について、同じ時期でございますので、かぶってもらうという申請はこちらも出したい、あちらも出したいということで出さなければ、ダブるというようなことはほぼないんじゃないかというふうに思っております。ただ、間違っただけということがあった場合は町の10万円を受けたからというようなことでそちらが駄目だというふうなことの阻害にならないように、それは気をつけてまいりたいというふうに思っておりますので、できるだけそういったことにならないように、有利なほうに手続をしていただくというふうなことに向けていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ブロックの関係。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 228万4,000円につきましては、先ほど言いましたとおり20件の150万円と予算書の議案書のほうを見ていただくと、一般財源は78万4,000円計上させていただ

いてございます。こちらのほうは平成30年度と令和元年度において撤去を完了していらっしゃる方々に対し、遡及してお支払いするものでございます。

それと、D、E等地区の件数でございますけれども、今手元に資料がございませんので、資料を後で提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、今の当局の答弁ですと、ダブらないように先んじて指導するというものであります。前者の御質問なんかでは、要するに先に50%に満たないと実際の申請をしたと。ところが何か月かたったらコロナの継続が期間中に50%を超してしまったと。その場合、さっき誓約書を書かなければいけないということだったので、二重取りする可能性もあるから、町長返すからねと言って、こういうことで50%以上になったので、返すからねといったときに、受理して、50%以上の損益を講じた国の制度を受けたいというふうになった場合はそういう流れはできるのかどうかということであります。最初から調整じゃなくて、受け取ってしまった。返すから、こっちやりたいんだというのはできるのかどうかと。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 今回町で制度設計しようとしているものにつきましては単独事業でございますので、そちらとはできるだけ重ならないようにって一旦返してもらえれば、するというようなことを妨げるというふうなことはしないというふうに理解していただければというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、いいですか。（「はい」の声あり）それでは残り木村議員、2問ですね。

○4番（木村 稔君） 25ページの歳出10款4項2目節区分18補助及び交付金のこちら補助金の地区公民館改修事業補助金110万円でございます。こちらについて、前者の方々も質問しましたが、先ほどはまかぜ太鼓さんみたいな質問なんですけれども、現在改修を希望されている公民館が他であるのかどうか。コロナ禍ですから、様々な要件ございまして、今のままではよくないんじゃないかという議論も多分自治会の中であるやもしれませんので、今、こういった改修等々を希望されている他の地区というはあるんでしょうか。それに対しての簡単な質問を1つさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1点でいいんですか。

○4番（木村 稔君） もう一つ、2問目。

2問目でございますが、20ページ、歳出、2款6項10目の節区分が10需用費、こちら防災対

策室災害避難所消耗品代でございます。前者の方々も質問していましたが、こちらは、その場所ごとに様々な防具等々もまた少し違ったりとか、数も違ってくると思います。場所ごとに違うんだという説明が前にあったと思うんですが、こちら、どの場所でどの種類がどのくらいあるのか、ちょっと大きな枠になってしまうんですけども、もしあれば議員の皆さんに書類を出していただければ、全然質問しなくても構わないんですけども、そちら場所、種類、数の内訳、こちらについてトータルで説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 地区公民館のほうの要望があるかというふうな質問でございますが、今現在は吉田浜のほうから1件相談されております。一度は2年前に相談されたんですけども、エアコンの取り付けというようなことでしたが、今回一度直ったんですけども、もう1回出したいというような相談、もう一度またされたということで、まだ正式には文書をいただいておりますけれども、そういったことで今いただいております。以上であります。

○議長（岡崎正憲君） 2問目の防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず、購入する物品について御説明いたします。

まず、避難所用の間仕切りセット150セット、それに伴います床マット150セット、段ボールベッド300セット、アルミ製のベッド300台、防護具セット100個、あと非接触型体温計30個、ほか消毒液となっております。

各避難所においては、まだはっきりとは決まっていますが、大枠で決まっています。それでもよろしければ口頭でもお答えしますがよろしいでしょうか。結構長くなります。ちょっと変わる可能性がありますので、これですとやっちゃうと困ってしまうので。

○議長（岡崎正憲君） 本人同士のやりとりは止めてください。書類にするんですか。

○防災対策室長（石井直紀君） じゃあよろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 言うんですね、今。

○防災対策室長（石井直紀君） 読み上げます。

それでは、拠点避難所8か所でございます。亦楽小学校、間仕切りセットが14、段ボールベッドとアルミベッドが28。松ヶ浜小学校も同数でございます。七ヶ浜中学校も同数でございます。アクアリーナについても同数でございます。汐見小学校、間仕切りセットが18、段ボールベッド36、アルミベッド36。向洋中学校同数でございます。生涯学習センター、間仕切りセット12、段ボールベッド、アルミベッド24。七ヶ浜国際村、間仕切りセット5、段ボールベッド、アル

ミベッドが10となっています。

指定避難所が16か所ございます。指定避難所につきましては、湊浜地区、松ヶ浜地区避難所、菖蒲田浜地区避難所、花淵浜地区避難所、代ヶ崎浜地区避難所、要害御林地区避難所、遠山地区避難所、笹山地区避難所、東宮浜地区交流センターにつきましては、間仕切りセットが3、段ボールベッド、アルミベッドが6となっております。

ほか、吉田浜地区公民分館、境山地区公民分館、汐見台第1分館、汐見台第2分館、汐見台南第1集会所、汐見台南第2集会所につきましては、間仕切りセットが2、段ボールベッド、アルミベッドが4となっております。間仕切りセットにつきましては、1セットで4区画できますので、単純に計算いたしますとそういう数になるということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほど、備品の中に防具とございましたけれども、こういったエプロンみたいな防護服のことを言っているのか。

○議長（岡崎正憲君） 1点目はなしですね。

○4番（木村 稔君） ないです。2点目で。

防護服というのは防護具とは防護服というふうに捉えていいんですかね。もしそうであれば、そちらのほうは配備する場所というのは各予定では分館とか、例えばそういったのは何枚ずつとか、そういう予定というのはあるんでしょうか。それとも主要なところにそれは集約されてそこにだけなのかその回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 防護具につきましては、現在消防とかで使っています頭から全部被るやつですね、ラインが引いてある。よくテレビにも映っていますけれども、それにゴーグルとか手袋がついているセットでございます。それを集会所のほうは今1つにするか2つにしようかということで今検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） こちら分かりました。一般質問でも大変入りにくくなっているというように町長からの答弁ございました。入るならばという。また、先ほど非接触型の銃のような体温計ですね。こちらやはり今なかなか入らない状態というふうに伺っておりますけれども、こちらのほうは速やかに仕入れられる状況になっているのか。また、難しそうだというときにはどのくらいの時期にこれが入りそうなのか、その回答を求めて最後の質問としたいと思いま

す。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 申し訳ございません。残念ながら銃型ではなくて、ちょっと棒みたいな感じのを予定しています。それが入るといいう情報がございましたので、予算化して早急に購入するということになってございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに皆さん質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○8番（遠藤喜二君） 23ページなんですけれども、商工費ですね。工事請負費の先ほど多言語誘導看板整備工事で10か所ずつということだったんですけれども、その文字の大きさとあとはその看板の大きさ、それをちょっと教えていただけませんか。まず1点目。質問的にはこの分だけなので。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） まだはっきりとは決まっておられません。今からの場所を見ながら、どのくらいの大きさを作ろうかということで今から検討していきます。看板の大きさなんですけれども、一応想定しているのが、まだイメージなんですけれども、高さが約2メートル、幅が1.8メートル、こちらを基本に考えていこうと考えております。文字の大きさについては、あとその中にどこまで情報を盛り込むかによってもまた変わってきますし、あと地図と写真、そういったものも含めてまいりますので、文字の大きさがどれほど取れるのか、そのところでまたあと検討していきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 大きさ的にはHが2000のワイドが1,800ですから、まあまあ大きいと思いますね。畳2枚分大体ありますから。ただ、その看板についてですけれども、結局先ほどフォントも絡めてですけれども、止まっている場合は見られますけれども、走っているとこちゃこちゃ書かれると見られないんですね。例えば産業道路、自衛隊の一步手前のY字路の信号機、あそこにコロナで結局は入れませんよと、そういう表示の何かA4かA3の一旦看板みたいなのが出ましたけれども、文字が7列も8列も書いてあって、誰も見えませんし、読めませんし、ああいうんだったらやめてもらいたんですね。ですから、案内板、止まって読むんだったら幾らでもいいですけれども、走って見せるのであれば、あまりこちゃこちゃ書かないでもらいたいですね。できれば最後に一言付け加えていただきたいのが、バーベキュー、花火、あと犬のふん、あとはこれちょっとマイクでいうとまずいんですけれどもコンドームは持ち帰るように書いてもらいたいですね、本当に。文字の大きさですね。よろしくお願いします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質問ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続行させていただきます。

---

—

日程第8 議案第34号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第8、議案第34号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第34号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。議案書26ページをお開きいただければと思います。

第1条として歳入歳出予算の総額に、それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,725万円に定めようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。31ページをお開きください。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金25万円については、傷病手当金の支給に係る財源として全額の25万円を追加するものであります。

次に、歳出について説明いたします。32ページをお開きいただければと思います。

2款保険給付費6項傷病手当諸費1目傷病手当金25万円については、傷病手当金の支給に係る費用を追加するものであります。

議案の説明につきましては、以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 質問1点になります。

こちらの以前全協のときに対象人数が5名というふうにおっしゃっていたかと思うんですけども、こちらの5名と算出したというか、5名と出した根拠を教えてくださいたいです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 5名につきましては、発症リスト等を勘案しますと、人数としては2名で十分とは思われますが、不慮の事態を想定して5名まで想定しております。内訳としましては1人5万円掛ける5人分ということで25万円というふうに定めさせていただきました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、2名という方々がこれから発症するのではないかと。そして3名は濃厚接触者になり得るだろうという方々を見ているということによろしいのか、もう一度お聞きしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 人数の内訳につきましては、御質問ありましたが、特にどちらかという定めではございません。先ほど御審議いただきました条例でもありますとおり、感染、もしくは感染の疑いのある者というふうに定めさせていただいておりますので、どちらのケースでもということで考えております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 今後第2波、第3波と来るかと思うんですが、5名という人数で十分というふうに考えているのか最後にお伺いしたいと思います。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 人数につきましては今後第2波、第3波、御質問のとおりどのように広がりを見せるか分からない状態であります。今回このような形で置かせていただきましたが、今後また国の動向、コロナウイルスの拡大の推移を見ながら柔軟に対応というふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「な

し」の声あり)

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

—

日程第9 議案第35号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議案第35号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第35号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。議案書33ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,900万9,000円に定めようとするものです。

なお、サービス事業勘定予算についての補正はありません。

補正予算の理由につきましては、介護保険法施行令並びに七ヶ浜町介護保険条例の一部改正に伴う保険料軽減措置に係る財源調整及び組織改編に伴う人件費の増が主なものです。

議案書38ページを御覧ください。歳入予算の補正内容について説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料650万6,000円の減額につきましては、軽減措置に係る保険料の減額です。

7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金650万6,000円の追加につきましては、保険料軽減措置分に対する一般会計からの繰入金でございます。

同じく5目一般会計繰入金1,500万9,000円の追加は、事務費に係る一般会計からの繰入金です。

議案書39ページを御覧ください。歳出予算の補正内容について説明いたします。

1款1項1目一般管理費1,500万9,000円の追加は、組織改編に伴う人件費の増です。

以上、議案第35号の説明とさせていただきます。

- 議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 1点、歳出のほうで。39ページになります。今説明では、組織変更に伴う人件費ということでもあります。これは今年度の当初予算に計上するときには人的な配置については結果的には十分でなかったということに理解していいのかどうか、説明を求めたいと思います。
- 議長（岡崎正憲君） 総務課長。
- 総務課長（高橋 勉君） 人事配置につきましては2月頃に行ったものですので、当初予算には間に合わなかったということがございます。実際の配置は4月になってございます。
- 議長（岡崎正憲君） よろしいですか。歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 要するに予算づくりというのは大体年内に大体予算的にはつくりますよね。そのときにどういう構想がつくのかというのは当然おのずと出てきて、2月になって予算を人的な配置をしたということで、そのときに4月までの間に予算の再追加とかというのはできなかったのかどうか、その点を伺いたと思います。
- 議長（岡崎正憲君） 総務課長。
- 総務課長（高橋 勉君） 通常人事異動につきましては4月に行われるわけでございますけれども、それによって人が大幅に変わります。それについて12月に通常は人事異動を行うものの予算の補正をさせていただいてわけでございますが、今回は人員が増になりまして、足りなくなった分こちらのほうに増額となったものでございます。
- 議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
- これより討論に入ります。
- 初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）
- 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。
- これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 報告第6号 令和元年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、報告第6号令和元年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第6号令和元年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。議案書40ページを御覧ください。

今回報告いたします繰越し事業につきましては、令和2年3月定例会議案第7号令和元年度一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費で議決いただきました全16事業のうち、西浦田排水路清掃委託を除く15事業です。西浦田排水路清掃委託につきましては、令和元年度において事業が完了になったことにより除外したものであります。翌年度に繰越した額につきましては2億8,680万2,978円で、財源のうち未収入特定財源につきましては東日本大震災復興交付金基金繰入金などの2億2,007万7,604円で、一般財源は5,613万3,374円であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

---

日程第11 報告第7号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（岡崎正憲君） 日程第11、報告第7号令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 報告第7号令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。議案書43ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、繰越明許費に係る繰越計算書について報告するものでございます。

44ページを御覧ください。今回報告する繰越し事業は、令和2年七ヶ浜町議会定例会3月会議、議案第8号で繰越明許費の議決をいただいた公共土木施設災害復旧費でございます。繰越額は1億286万8,295円となっており、財源内訳は記載のとおりでございます。

以上報告第7号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

---

日程第12 報告第8号 令和元年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（岡崎正憲君） 日程第12、報告第8号令和元年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第8号令和元年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明いたします。議案書45ページを御覧ください。

今回報告いたします事故繰越し事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業の2件であります。

子育て支援推進事業と留守家庭児童対策事業で、新型コロナウイルス感染症対策物品の納品が遅れていることから繰越しが必要となり、事故繰越しとさせていただくものです。翌年度に繰り越した額は262万9,795円で、財源のうち、未収入特定財源につきましては、262万6,000円で、一般財源は3,795円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

---

日程第13 報告第9号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（岡崎正憲君） 日程第13、報告第9号令和元年度七ヶ浜町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、報告第9号令和元年度七ヶ浜町水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。議案書47ページを御覧ください。

本報告は、地方公営企業法の規定に基づき、繰越明許費に係る繰越計算書について報告するものでございます。

48ページを御覧ください。

今回報告する繰越し事業は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございます。令和元年度の建設改良費について、工程変更による工期延長に伴い、令和2年度に繰り越すものでございます。繰越額は9,500万円となっており、財源内訳については記載のとおりとなっております。

以上、報告第9号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

以上をもって、本定例会6月会議に付議された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日6月5日から12月28日までの210日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日6月5日から12月28日までの210日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて、散会といたします。

御苦労さまでございました。

午後0時20分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年6月4日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員